

聴覚障害児・者の地域生活支援の手引き

# 地域で生きる 拠点を創る



# はじめに

一般財団法人 全日本ろうあ連盟

理事長 石野 富志三郎



全日本ろうあ連盟は、手話に対する理解、手話による情報取得、手話による意思表示、手話による教育を守るために、手話言語法制定運動に取り組んでいます。本年6月現在、「手話言語法」制定を求める意見書が1,788自治体で採択、手話言語条例を制定した自治体は47自治体に増え、私たち聴覚障害者を取り巻く社会情勢は大きな転機を迎えています。また、7月には「人工内耳に対する見解」(案)を公表し、パブリックコメントを募ったうえで正式版を今秋に公表します。大切なのは聴覚障害児・者一人ひとりの必要に応じた適切な社会的支援が提供されることです。

## 住み慣れた地域で暮らしを築く

人と交流する機会が少ない聴覚障害児、不就学の高齢聴覚障害者、コミュニケー

ションが極めて困難なろう重複障害者等が、住み慣れた地域で暮らし続けるには「生きる力」を育む場が必要です。

そのため、全日本ろうあ連盟は、聴覚障害者情報提供施設、ろう重複障害者、ろう高齢者等の聴覚障害者福祉の関係諸団体が共同で、厚生労働省に要望を行ってきました。とりわけ要望の第1に「全国の聴覚障害者が地域格差なく福祉サービスが利用できるよう、社会福祉施設等の社会資源を整備すること」を掲げ、その実現に向けた運動を進めています。

## 支援施設の不足や 地域格差の解消に向けて

また、「一人ひとりが輝く～きこえない人々の暮らしを支える拠点づくりのために」(発行 財団法人全日本ろうあ連盟 2012年)の発行、「ろう重複障害者の支援に関する調査研究報告書」(発行 社会福祉法人埼玉聴覚障害者福祉会 2013年)の発行、全国聴覚・ろう重複児施設協議会の設立(2015年3月)等、聴覚障害児・者支援事業所の拡充に向けた取り組みが進められてきました。

しかし、全国的に障害特性に配慮した聴覚障害児放課後等デイサービス、地域活動支援センター、グループホーム等、地域生活を支援する施設の数がかきわめて少ないことや、施設が設置されている地域が関東、

東海、近畿等に多いなど、施設の不足と地域格差は、依然として大きな課題となっています。そのため聴覚障害児の保護者、聴覚障害団体の役員、ろう学校教員、手話通訳者等が、市町村と連携しながら社会資源を創出しようとの動きが高まっています。各地で開かれる研修会では、「どうしたら施設の設置ができるのか」「職員の確保や施設の運営はどのようにするのか」等、設置・運営に関するモデルや手引きとなるものがほしいとの声が強く出されていました。

### 調査研究事業の目的

全日本ろうあ連盟は、全国聴覚障害者情報提供施設協議会、全国ろう重複障害者施設連絡協議会、全国高齢聴覚障害者福祉施設協議会、全国手話通訳問題研究会、全国ろうあヘルパー連絡協議会の6団体で「福祉基本政策検討プロジェクトチーム」(以下「福祉政策プロ」)を構成し、政府の福

祉政策に関する動向の分析をはじめ、調査・研究、団体間の情報交換、要望内容のとりまとめ等を行い、連携の強化を図ってきました。福祉政策プロでは、支援施設の不足や地域格差を解消するには、全国に設置されている聴覚障害者の施設実態を調査し、設置までの取り組みや設置後の課題をまとめ、各地の経験を全国に普及していくことが重要だとの認識で一致し、平成27年6月みずほ福祉助成財団に「社会福祉助成金」を申請しました。そして、幸いにも「平成27年度社会福祉助成金」の助成を決定していただき、平成27年11月から1年間の助成事業に着手しました。

本事業は、「聴覚障害児・者の地域生活支援に関する研究」をテーマに、聴覚障害児放課後等デイサービス、地域活動支援センター等の日中活動事業、そしてグループホームについて、先進的に取り組む各事業所のあり方を調査研究し、その結果をもとに「聴覚障害児・者の地域生活支援の手引



新たな施設づくりをめざす「奥能登ろう者のつどい」の作業風景



沖縄に新たな社会資源が創出

き」を作成し、全国の聴覚障害児・者団体、福祉事業運営団体、都道府県に普及することにより、ライフステージに応じた社会資源整備の地域格差是正を図ることを目的としています。

### 社会資源の充実・発展をめざして

本事業では、学識経験者、聴覚障害児・者福祉の関係者で構成する企画委員会を合計4回開催し、熱心に研究内容について検討いただきました。また、金城大学の林智樹教授には、全国の聴覚障害児放課後等デイサービス、聴覚障害者を対象とした日中活動事業所（地域活動支援センター・就労継続支援事業所・生活介護事業所）、グループホームを対象としたアンケート調査に取り組んでいただき、貴重な分析結果をまとめていただくことができました。さらには、アンケート調査から先進事例となる千葉県、名古屋市、京都府北部の3地域を抽出し、調査員による6事業所への訪問調査を行い、アンケート調査と訪問調査をもとに本書を作成することができました。この

聴覚障害児・者の地域生活支援の手引き「地域で生きる 拠点を作る」を、全日本ろうあ連盟から全国の聴覚障害児・者団体、福祉事業運営団体、都道府県に配布し、当初の目的を達成することができました。また、研究の成果は11月26日～27日に京都で開催される、第20回全国聴覚言語障害者福祉研究交流集会でも報告する予定です。

本研究事業にご支援いただいた、全国の聴覚障害児・者福祉の関係者をはじめ、福祉政策プロジェクトチームの委員の皆様、林智樹教授に厚くお礼を申し上げます。

また、本研究事業にご助成賜りましたみずほ福祉助成財団様に深く感謝申し上げます。本書が多くの皆様にお読みいただき、聴覚障害児・者の社会資源の整備に寄与できれば幸いです。

2016年11月10日



## はじめに

.....

# 1 聴覚障害児・者施設づくりのあゆみ

- (1) 先駆的施設が果たしてきた役割 10
  - (2) ろう重複障害者施設の設置と背景 10
  - (3) 障害・生活・人生を踏まえた切れ目のない総合的な支援の創出 12
  - (4) 支援事業の広がり と課題 13
    - ①地域活動支援センターや総合事業を活用した高齢聴覚障害者の支援／②放課後等デイサービスの拡がり／③戦後71年 沖縄に新たな社会資源が創出／④社会福祉制度の枠を乗り越える
- .....

# 2 生活支援施設をつくろう

## 1 児童デイサービスをつくろう

- (1) 障害児通所支援（児童デイサービス）とは 18
  - ①児童発達支援／②医療型児童発達支援／③放課後等デイサービス／④保育所等訪問支援
- (2) 放課後等デイサービス事業とは 18
- (3) 放課後等デイサービス設置のために 18

## 2 地域活動支援センターをつくろう

- (1) 地域活動支援センターとは 21
  - ①地域活動支援センターの設置・運営基準／②専門設備の内容
- (2) 地域活動支援センター設置のために 21
  - ①2年間にわたる週1～2回のお試しデイサービスの実績を基に、行政との協議を行った「らいおん香取」(千葉県)／②安心して安定した運営を図るため生活介護事業を併設した宮津与謝聴覚言語障害者地域活動支援センター「あいらぶ」(京都府)

## 3 グループホームをつくろう

- (1) グループホームとは 24
  - ①グループホームの設置・運営基準／②人員配置の基準／③運営に関する基準

(2) グループホーム設置のために 25

①地域の利用ニーズ・願いを把握しよう／②土地や建物を探そう／③聴覚障害者のための設備を検討しよう／④職員の確保／⑤利用者の負担する費用について／⑥夜間支援等体制加算など加算の算定について検討しよう。／⑦収支予算を立てよう。／⑧市町村や都道府県、消防署（消防法に関わること）、建築主事（建物の耐震など建築基準法、用途変更に関わること）、地域自治会などとの事前の協議を十分に行おう。

(3) グループホームにおける支援 27

①グループホームの暮らしの例／②主な支援内容など（例）／③他の事業所等との連携

.....

### 3 施設を創る準備

(1) 関心のある人たちが集まって話し合おう 30

(2) お試しデイサービス、サロン活動 31

①スタッフの確保について／②利用者の確保について／③資金の確保などについて

(3) 施設見学を通してイメージを膨らませる 33

(4) 施設設置の場所を探る 34

(5) 申請手続き 35

.....

### 4 事業開始にあたってのポイント

(1) 土地・建物の確保をどのように進めるか 40

①現在の法人格を生かす／②土地・建物の所有や賃貸のメリット・デメリットを検討する／③土地・建物を確保する資金作りを運動と事業が一体となって進める／④行政との連携を図る

(2) 利用者の確保について 43

①お試し期間を設定する／②施設の情報を広く知らせる／③教育機関や相談支援機関との連携を図る／④プログラムや情報支援の充実を図る

(3) 送迎体制について 45

①広域による利用と送迎／②車両（リフト車、ワゴン）の確保／③運転手の確保と安全体制／④送迎費用の確保

(4) 職員の採用と管理について 47

①関係者同士のつながりを深める／②ヘルパー、手話通訳、要約筆記等の資格を有する人を評価した募集・採用／③安全衛生の推進／④職場研修の推進

(5) 利用者の重度化について 49

- ①実態を明らかにして、家族や関係者などみんなで考える／②関係団体による要望活動／③事業の併設や移行

.....

## 5 利用者支援のポイント

### 1 聴覚障害児支援のポイント

(1) これまでの聴覚障害乳幼児・児童の支援 52

Q障害者自立支援法では、障害児の施設体系が変わり現在に至っていますが、以前はどのような施設体系で、どのような支援が行われていたのでしょうか？ 52

(2) 聴覚障害児を対象とした放課後等デイサービス事業の取り組み 52

Q聴覚障害児を対象とした放課後等デイサービス事業が各地で誕生しています。そもそも放課後等デイサービス事業とはどんな事業でしょうか？ 52

①放課後等デイサービスの基本的役割／②放課後等デイサービスの提供に当たっての基本的姿勢と基本活動／③職員の資質・専門性

(3) 聴覚障害児への支援ポイント 54

Q放課後等児童デイサービス事業の意義や役割については、わかりました。では、聴覚障害児にこのサービスを提供する、また事業を展開していくとき、具体的にどのようなことが大切となるのでしょうか？ 54

○事業所での日々の活動・土曜活動・土曜企画・長期休暇中の取り組み、地域活動等／○未就学児支援の経験が少ない【利用者支援で難しい点・専門的な支援】／○遠隔地の聴覚障害児が利用できない【利用者確保で取り組んでいること】／○災害時の対策（備品管理保護者との連絡等）【財政・施設・設備・人材等確保・整備等の課題】／○全体が見回せない建物の構造となっている。【財政・施設・設備・人材等確保・整備等の課題】／○スタッフの育成【現在の運営課題】／聴覚障害児・ろう重複児の接し方がわからず辞めてしまう。【職員採用の苦勞】

### 2 ろう重複障害者支援のポイント

Qろう重複障害者とは、どのような方々でしょうか？ 57

Q具体的に、どのような社会的障壁があり、どのような困難・生きづらさを抱えておられ、どのような支援を求めておられるのでしょうか？ 57

①聴覚障害と知的障害のある花田さん（仮名）ご夫婦の地域生活を支える／②聴覚障害と精神障害のある三田さん（仮名）をグループホームで暮らしを支える／③聴覚障害と重度の知的障害、精神障害、てんかん発作のある中村さん（仮名）を入所施設で支える

Qろう重複障害者の支援のポイントは？ 62

### 3 高齢聴覚障害者支援のポイント

- Q 高齢聴覚障害者の置かれてきた状況はどのようなものですか？ 63
- Q 高齢聴覚障害者支援で大切にしたいことはどのようなことですか？ 64
- Q 高齢聴覚障害者の暮らしと人生に寄り添う支援のポイントはどのようなことでしょうか？ 65
- Q 高齢聴覚障害者への生活介護における具体的な留意点は何でしょうか？ 66
- .....

## 6 事業成功の秘訣

- (1) 職員の確保 70
- ①職員の雇用実状／②求められる職員像／③職員の募集方法と人材育成
- (2) 事業開始までの準備 72
- ①事業開始の契機／②事業開始に向けた準備／③事業開始にあたっての課題
- (3) 障害に配慮した支援 74
- ①施設・設備／②利用者の状況と支援／③障害の特徴とニーズに合った支援の実施／④聴覚障害児・者への支援の専門性
- .....

## 7 調査結果

- 1 聴覚障害児・者の地域生活支援に関する事業所調査結果 78
- 2 居宅介護・訪問介護事業所調査結果 94
- .....

## 8 参考資料

- 1 訪問調査にご協力いただいた事業所 98
- 2 施設の設置や運営で困ったときの対処の仕方 98
- 3 参考文献一覧 99
- 4 聴覚障害児・者に関する全国組織一覧 102



1

聴覚障害児・者施設  
づくりのあゆみ

## (1) 先駆的施設が果たしてきた役割

古く明治・大正時代に慈善会組織が設置・運営した「ろうあ工芸品製作所」(現社会福祉法人福岡ろうあ福祉会「工芸会ワークセンター」)や「京都盲啞保護院(1935年に消滅)」があり、詳細は不明ですが、大阪・東京・大分などでも授産場が設置されたようです。

戦後は北海道新得町に設立された「北海道障害者授産施設(現・社会福祉法人厚生協会わかふじ寮『わかふじ寮・わかふじワークセンター』)(1953年設置)が、当時において厳しい雇用課題に応えた福祉工場といえます。

また、ろうあ団体会員の親睦と仲間づくりの拠点として、ろうあ団体が自主的に設置運営した神戸ろうあハウス(1950年開設)、熊本ろうあ会館(1952年開設)、福岡ろうあ会館(1963年開設)、旭川ろうあ会館(1969年開設)などもありました。これらの施設には、当然、会員の就労困難・雇用条件・多岐複雑な生活問題が、差別偏見の苦しみとともに持ち込まれたでしょう。重要なことは、これらの問題を会員で論議し、行政と社会に実態を届けるという「運動」に生かされることです。

ここでは1960年代の後半から設立されていった京都ろうあセンター(1969年設置)をはじめ、大阪ろうあ会館(1977年設置)の先駆性を取り上げておきます。ここでいう先駆性は以下の5点に整理できます。

- 1) 当事者団体が設置・運営の主体を担ったこと
- 2) 障害への認識を深めつつ、生活実態と切

実なニーズに立脚した自主的事業、すなわち手話通訳者の養成や派遣・設置、生活相談や訓練、聴覚リハビリテーション、啓発ビデオ制作、研究調査事業を推進していったこと

- 3) それらの開拓的事業を当面、自治体の補助・委託事業などによって事業の公的性格を明らかにしていったこと
- 4) 事業内容と実践を全国のろうあ団体に発信し、各地での施設設立を励ましたこと
- 5) 最終的には国による新たな法整備による制度的基盤の確立をめざす運動(制度化運動)を展開したこと

京都や大阪ではいずれも制度化をめざす運動をすることを当初から設立理念として掲げ、運営においても制度化を目的意識的に追求しました。そして、会員、非会員を問わず、ろう者を中心として難聴者を含むすべての聴覚障害者の人としての尊厳や人権を回復し発展させていくため、手話通訳者の養成・設置・派遣の制度化、自治体への手話通訳者や生活相談員の設置の実現、ろう重複障害者施設や高齢聴覚障害者施設の設置と経営、「視聴覚障害者情報提供施設」の法制化等をめざして実践を進めました。

同時に、神戸、熊本、福岡、旭川などの、ろうあ団体の事務所や会員の親睦の場であるろうあ会館は、仲間づくりを推進し、社会からの孤立を克服していく上で、大事な役割を発揮してきたことも重視しておく必要があります。

## (2) ろう重複障害者施設の設置と背景

全国ろう重複障害者施設連絡協議会は

1997年に結成され、2016年4月現在で入所支援施設、日中活動支援施設等の48施設、事業所が加入しています。戦後に制定された身体障害者福祉法においては、聴覚障害者に対応する施設は、ろうあ者更生施設だけだった時代において、ろう重複障害者施設はどのようにして作られてきたのかについて紹介します。

聴覚障害者施設として先駆的な役割を果たしたろうあセンターやろうあ会館は厳しい財政運営を余儀なくされました。そして血のにじむような自主運営を経て、制度に基づく施設へと発展してきました。京都府ろうあ協会が運営していた京都市ろうあセンターも10年間の自主運営ののち、1978(昭和53)年京都市聴覚言語障害センター(以下「京都市聴言センター」)へと発展しました。京都市聴言センターには京都市ろうあセンターで培った事業に加えて、新たに京都市からの委託事業として「ろうあ者更生施設」が加えられました。また、京都市聴言センターは京都市条例に基づいて設置され、聴覚言語障害者が中心となって設立した社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会が運営にあたりました。

当時の「ろうあ者更生施設」は東京に2か所、京都に1か所の全国3か所しかなく、生活相談事業などで把握された在宅の重複障害のあるろう者が入所しました。

しかしながら、20年や30年もの長期にわたって精神病院にしか居場所が確保されていないといった、ろう者の所在を把握することは困難を極めました。相談員がろう重複障害者が入院する病院を訪ねたり、アンケート調査を行った結果、ろう重複障害者の人権回復や生活労働施設の設置が大きな課題であることが明らかになってしまし

た。

「完全参加と平等」の理念を掲げた国際障害者年を背景として、京都では「いこいの村・栗の木寮」(以下「栗の木寮」)が1982(昭和57)年、多くの人々の支援を得て京都府綾部市に開所しました。大阪でも共同作業所設立の運動に学び、無認可の「もず共同作業所」(現在は「ほくぶ障害者作業所」)の設置・運営に続き、「なかまの里」(1994年設置)の建設を成し遂げました。また、埼玉の「ふれあいの里・どんぐり」(1996年設置)、東京の「たましろの郷」(2002年設置)をはじめとする、ろう重複障害者施設が全国各地に設置されました。1953(昭和28)年に設置された北海道の「わかふじ寮」も含めて、これらの施設は「身体障害者更生援護(入所・通所)施設」という国の制度に基づき、発達・生活・労働を保障する施設でした。

全日本ろうあ連盟(以下「連盟」)は、栗の木寮などの施設建設を連盟自らの課題と受け止め、連盟の全国大会において支援を決議し、建設資金を確保するため共同して取り組みました。

こうした全国からの支援を受けて建設された栗の木寮の実践は毎年、手作りの実践集によって全国に発信され、さらに、1984年から12年間継続された「いこいの村研究交流集会」(現在の全国聴覚言語障害者福祉研究交流集会の前身)は、全国各地でろう重複障害者施設の実現を促しました。同時に、無認可作業所作りの運動と実践やきょうされんの運動と実践も施設づくりに大きな影響を与えました。

また、ろう重複障害者を題材にした漫画「どんぐりの家」が1993年に出版され、その3年後にはアニメーション映画にもなり

全国で上映活動が取り込まれました。ど  
んぐりの家の出版や映画化はろう重複障害者  
の問題を広く啓発するとともに、施設の創  
設にも大きな役割を果たしました。

### (3) 障害・生活・人生を踏まえた切れ目 のない総合的な支援の創出

現在の聴覚障害者を対象とした地域活動  
支援センターは、介護保険が導入される以  
前に、京都府北部で取り組まれた「生活支  
援事業」が原型となっています。また、こ  
の生活支援事業は同じ京都府北部に設置さ  
れた特別養護老人ホーム「いこいの村・梅  
の木寮」(以下「梅の木寮」)における施設  
実践を地域での実践に導入したものであ  
りました。

梅の木寮は、栗の木寮と同じ敷地に、1992  
(平成4)年に設置されました。梅の木寮  
では栗の木寮の実践を教訓に、高齢聴覚障  
害者の生活を守り、生涯学習の場を保障す  
るため、労働(働く)・学習(学ぶ)・自治  
会活動を生活の3本柱と位置づけました。

また、梅の木寮では開所後の1年間に入所  
定員50人の内、約半数が検査を含む入院と  
なり、2年目には3人が癌などによって命  
を奪われ、高齢聴覚障害の健康問題につ  
いて深刻な事態が生じました。こうした実  
態から、在宅で生活する高齢聴覚障害者  
が、手話通訳や相談にとどまらず、生活全  
般にわたる総合的な支援、つまり、食・健  
康・医療・軽作業や創作活動・生涯学習  
など、梅の木寮での生活の3本柱を、特  
養入以前から地域で実践していくことが  
大切であるとの認識が職員集団や聴覚障  
害者団体に広がりました。

そのため、京都の聴覚障害関係者は、京  
都府の北部・天田郡と加佐郡の3町(当  
時3町合わせた人口は約15000人)に聴  
覚言語障害センターを設置する運動に取  
り組み、3町と京都府の英断により1998  
(平成10)年、大江町(現在の福知山市  
大江町)の庁舎内に「天田地方聴覚言語  
障害センター」が設置されました。こ  
こには梅の木寮で、3本柱に基づく実践  
に取り組んだ職員が配



天田での生活支援事業の様子

置され、過疎高齢化が進み不就学のろうあ者が多い天田・加佐地域（大江町・夜久野町・三和町）で「生活支援事業」と銘打った新たな実践を開始しました。

天田・加佐地域の「生活支援事業」では、手話通訳や相談等の単発的な支援だけでなく、それらの支援を含む「障害・生活・人生を踏まえた切れ目のない総合的な支援」に取り組みました。天田・加佐での実践は、京都府の北部地域（丹後・与謝宮津・舞鶴）などに広がり、その後障害者デイサービスセンターへと発展し、現在は地域活動支援センターや生活介護事業として継続しています。

#### (4) 支援事業の広がりや課題

##### ① 地域活動支援センターや総合事業を活用した高齢聴覚障害者の支援

今回実施した「聴覚障害児・者の地域生活支援に関する実態調査」（以下「実態調査」）の結果から施設・事業所の広がりや

見てとれます。近畿や関東に集中しているとの結果も一つの課題ですが、都道府県格差の大きさは、放置できない課題です。

筆者の実践現場である特別養護老人ホームを例に挙げますと、高齢聴覚障害者の専門的な機能を有する特養は全国で6か所設置されています。こうした特養は京都・大阪・兵庫と近畿に3か所設置されており、他は広島、北海道、埼玉に設置されています。

介護保険料は障害福祉年金から強制徴収されているにもかかわらず、障害と人生、生活文化と手話などコミュニケーション環境に配慮のあるデイサービス、ホームヘルプ、ショートステイ、ケアマネジメントなどの介護サービス事業所が極めて乏しい実態があります。障害者差別解消法は高齢障害者の貧困や介護サービス利用における差別に対して、どんな効力を発揮させていけばいいのでしょうか。

話がそれましたが、全日本ろうあ連盟では、毎年300人前後の会員減少が続いているとのこと。高齢で亡くなられて退会



特別養護老人ホームふくろうの郷入所者と地域の方々との共同のしめ縄作業

された方もおられますが、多くは生活を切り詰め、必要とする支援が得られない、自分が大切にされている実感が持てないなど、会員の切実なニーズにこたえきれていないことが退会の原因だと筆者は考えています。会員の高齢化が進んでいる都道府県の団体は、高齢者への支援に奮闘し、高齢化が進んでいない都道府県の団体は、高齢の仲間を排除とは言えないまでも結果的には、会員の高齢化に伴うニーズに向き合えていないのではないかと思います。

特に2016年に始まった「特養利用者は要介護3以上を原則とする」ことに加えて、介護保険の利用外しともいうべき、要支援1または2の高齢者を対象とした「介護予防・日常生活支援総合事業」(以下「総合事業」)が全国的に始まっています。そして総合事業の主な担い手はボランティアとされています。介護保険サービスにおいても、総合事業においても高齢聴覚障害者が利用できる受け皿が用意されていないという実態は、まさに介護棄民扱いともいうべきものであり、こうした事態を座視するわけにはいきません。

高齢聴覚障害者が介護給付サービス、総合事業、障害支援サービス、地域活動支援センター等を総合的に利用できるようにすること、その費用を国の義務的経費にすること、こうした制度改善を図ることで、高齢聴覚障害者の尊厳を守り、地域から孤立することなく、一人ひとりが生きがいを持って、地域との交流に積極的に関与することとなるでしょう。そのため相談支援事業を中心に高齢、障害の施設や事業所が分断されることなく、地域連帯の拠点として連携していくことが重要となります。

## ② 放課後等デイサービスの拡がり

口話教育から聴覚口話教育、統合教育の美名のもとに、無防備な子供たちを地域の学校に入学させる。ろう学校や特別支援学校において人工内耳の手術をした子供たちが増加し、成長にしたがって集団活動への参加が困難となり、障害に向き合う苦悩を抱え、内面的な孤立化を深めている子供たちの実情は、2013年度に公益社団法人兵庫県聴覚障害者協会が行った「きこえに障害のある子および保護者の不安や悩みに関する調査」から明らかとなりました。その意味でも、当事者のろうあ団体が地方自治体や市民に対して、深刻化する個別の実態や、数的統計を示していくことが必要です。当面は聴覚障害児を対象とした放課後等デイサービスを設置し、子供たちや親の学習の場・友達作り・遊びの場、親同士の繋がりなど、子どもや保護者のニーズに応えつつ、学校・親との連携信頼を基に、手話がある環境、手話が選択できる環境を整え、新たな発達要求を育てていく場を作っていきましょう。

## ③ 戦後71年 沖縄に新たな社会資源が創出

いまだ課題が山積する中で、うれしい情報が入ってきました。沖縄のろう者や手話通訳者などで構成する「NPO法人みみ」が設立認可を得たというニュースです。理事長に沖縄県聴覚障害者協会事務局長が就任し、聴覚障害者情報提供施設に持ち込まれる、「話し相手がほしい」「一人ぼっちはいやだ」「友と楽しく平和に生きたい」などの切実なニーズに応えるため、事業所の設置など積極的な取り組みが計画されてい

ます。

戦後71年の今、沖縄で在宅ろう者の就労支援や生きがい支援の事業所がいよいよ誕生します。

唯一地上戦となった沖縄には、教育が受けられなかった幾多のろう者が暮らしています。各自の悲惨な体験を語る言語としての手話を獲得する機会すら得られず、苦悩と向き合ってきた高齢ろうあ者が、平和の課題を掲げながら、友と自由に楽しく生きる、その拠点が生まれるのです。

手話言語法や手話言語条例の制定を求める運動は、法律や条例の制定が最終目標ではありません。平和を守り、自分たちの自立・発達・連帯を育む新たな拠点、社会資源の創出につなぐことです。困っている仲間、豊かな暮らしを求めている仲間こそが権利の主体であり、要望していく主体です。一人ひとりが自分に必要なこと、困っていること、人生への想いを出し合う「くらしを考える集会」を各地で開催し、運動の波を大きくしていきましょう

#### ④ 社会福祉制度の枠を乗り越える

社会福祉事業に多様な経営主体が参入す

ることとなり、障害当事者団体が各地の先進的な取り組みに学んで、創意工夫に満ちた社会資源を創出する取り組みが全国に広がっています。聴覚障害者情報提供施設を運営する法人が、地域のろう者、難聴者、盲ろう者などを対象に、高齢、障害の垣根を超えてニーズに則した支援のあり方を模索する試みも始まっています。

また、障害者差別解消法や手話言語条例に定められた内容を実現するには、早期に聴覚障害者情報提供施設を全ての都道府県や政令指定都市に設置するとともに、今後は人口30万人以上の中核市や人口5万人程度の福祉圏域にも設置できるよう制度の改善を図る必要があると筆者は考えています。そして、高齢者や重複障害者の暮らしを丸ごと支援できるようにするためには、意思疎通支援事業等を担う聴覚障害者情報提供施設の設置と共に、地域活動支援センター、就労継続支援B型、生活介護等の事業所を併設したり、アウトリーチ（出向く福祉）やアグレッシブケースワーク（積極的な相談）を重視した相談支援事業所を併設するなど、多機能型、総合型の支援施設を構想していくことが必要だと考えています。







2

生活支援施設を  
つくろう

# 1 児童デイサービスをつくろう

## (1) 障害児通所支援（児童デイサービス）とは

児童福祉法により、市町村においては、「障害児通所支援」として次の事業があります。

### ① 児童発達支援

療育の観点から支援が必要であると認められた、未就学の障害のある子どもを対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与又は集団生活への適応訓練などの支援を行う。

### ② 医療型児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与又は集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行う。

### ③ 放課後等デイサービス

授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練を行う。

### ④ 保育所等訪問支援

保育所等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う。

## (2) 放課後等デイサービス事業とは

児童福祉法第6条では「学校（幼稚園及び大学を除く。以下同じ）に就学している

障害児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与すること」と規定され、6歳からの訓練および社会の交流促進等を継続的に提供する事業です。

提供するサービスは、放課後又は夏休み等の長期休暇を利用し、

- 1) 自立した日常生活を営むために必要な訓練
- 2) 創作的活動、作業活動
- 3) 地域交流の機会の提供
- 4) 余暇の提供

また、学校との連携・協働による支援（学校と放課後等デイサービスのサービスの一貫性）、学校と事業所間の送迎を行います。利用定員は10名以上です。

## (3) 放課後等デイサービス設置のために

「実態調査」から愛知県名古屋市にて運営している「つくしっこ」を選定し訪問調査をしました。

**名称：**放課後等デイサービス・児童発達支援「つくしっこ」

**運営主体：**特定非営利活動法人つくし

**所在地：**愛知県名古屋市千種区今池南

2003年6月から児童デイサービス事業を開始。2014年に現在地のオフィスに移転して運営しています。

**事業日：**月曜日～金曜日、月の第2土曜日 11:00～17:00、及び夏休みなど 10:30～16:30

**施設概要：**オフィスを2室借りており、



「つくしっこ」の玄関



指導訓練室

それぞれ、全体での活動する場所、宿題をしたり読書をしたりなどの活動をする場所、疲れた時等に休める場所、プライバシーに配慮して相談できる場所、そして事務室、他トイレ、洗面所があります(図1)。

定員は20名。10名ずつに分けての活動を行っています。利用登録している児童は、千種ろう学校と名古屋ろう学校の2校から、小学部、中学部の生徒60名で、知的、盲ろう児等の重複障害のある児童もいます。

5台の車がろう学校～つくしっこ、つくしっこ～自宅の5コースを送迎しています。

ホームページ「つくしっこの一日」によると

13:30～15:30 学校終了時間に合わせてお迎え、つくしっこに到着後、遊ぶ(企画)

15:30～16:00 おやつ

16:00～16:45 遊ぶ(企画)

17:00～ 帰宅(親のお迎え、送迎)

つくしっこにおける活動は、子どもたちの活動を見守っていくことを基本にしています。夏休みなどでは、見学会、体験学習等を企画します。保護者とともに参加する一泊旅行も人気があります。

事業の目的の一つに、放課後の居場所づくりがありますが、これに関して一つの事

例を紹介します。

地域の小学校に通っていた聴覚障害のある子どもが、つくしっこに通うようになって、居場所が見つかり、落ち着いた生活を取り戻しています。小学校に通っていたときは聞こえにくいことで、いじめにあっていました。その後、ろう学校に転校したのですが、それまで孤立した学校生活を送っていたこともあり、ろう学校でも、上手く友達関係ができていませんでした。つくしっこに通うようになってから、職員達の見守りを中心とした支援の中で、次第に落ち着けるようになり、友達関係も作れるようになっていきます。また、保護者にとっても、つくしっこの職員との話し合いは大切なものとなり、親子関係も改善されてきました。このことは、学校では十分に対応、支援できない問題を抱える子どもたちの支援があることを示しています。

学校との連携では、年に一度の挨拶の他、つくしっこを見学してもらう、送迎のときに担任の先生との連絡、話し合いが主なものになっています。

近年、家庭環境が変わり、また寄宿舎に入るより通学する事が主流となるなどの背景から、特に小学部の子どもを持つ保護者

が、仕事の都合で、ろう学校への送迎ができないため、地域の小学校に入学させるケースがあること、そのような場合に児童デイサービスを利用して、ろう学校に通えるようにできないかとの相談も生じています。

ろう学校を初めとする特別支援学校、地域の小学校、中学校との連携の中に児童デイサービス事業を位置づけています。

また、つくしっこでは、6歳未満の子どもたちを対象にした児童発達支援事業も行っています。これは、集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障害児を対象にしています。通所利用による障害児への療育やその家族に対する支

援を行うものです。

放課後等児童デイサービス事業の指定基準では、

「管理者、指導員又は保育士、児童発達支援管理責任者、その他職員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員等、指導員又は保育士と兼務可）」

が示されています。

聴覚に障害のある子どもたちに関わる児童発達支援、放課後デイサービス事業においては、聴覚障害の特性についての理解をベースに、補聴器管理、手話ができること、情報アクセス支援やコミュニケーション支援ができることが大切になります。

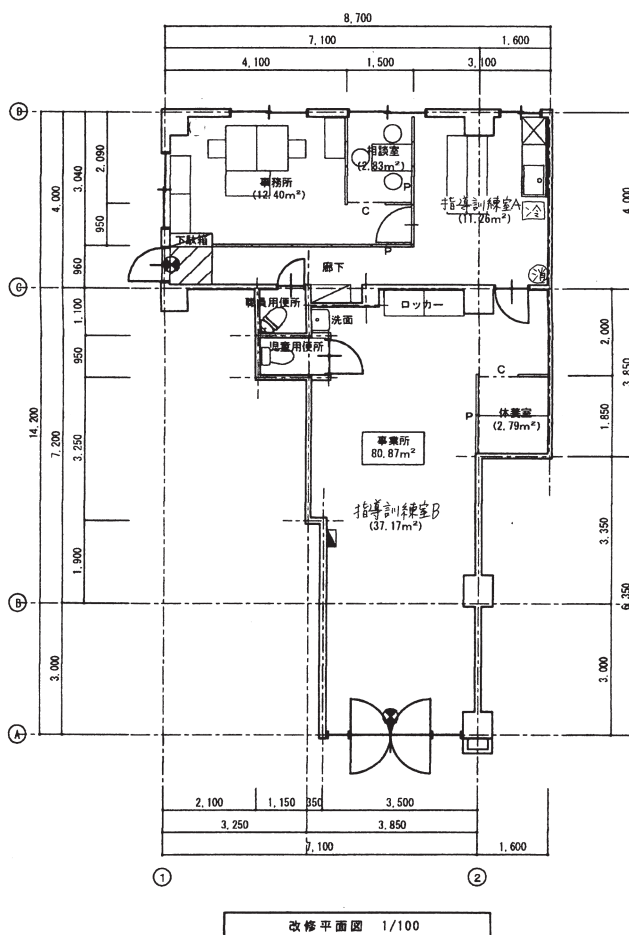


図1 「つくしっこ」平面図

## 2 地域活動支援センターをつくろう

### (1) 地域活動支援センターとは

聴覚障害者が通所する地域活動支援センターでは、自立した日常生活または社会生活ができるよう創作的活動、生産活動、交流に取り組んでいます。障害者総合支援法では、主に次のような設置・運営基準が定められており、市町村地域生活支援事業の必須事業となっています。

#### ① 地域活動支援センターの設置・運営基準

- (ア)施設の目的や運営方針等、施設運営の重要事項に関する運営規程を定める。
- (イ)消火設備、その他非常災害に際した設備等の整備。非常災害に備えた計画作成や訓練の実施。
- (ウ)利用者に提供したサービスの記録。
- (エ)創作活動、生産活動、交流等ができる場所や便所を設ける。
- (オ)職員として施設長1名、指導員2名以上を配置する。

#### ② 専門設備の内容

地域活動支援センターに整備すべき聴覚

障害者の専門設備は表2-1のようなものがあります。

### (2) 地域活動支援センター設置のために

地域活動支援センターは、障害者総合支援法において地域生活支援事業（市町村事業）に位置づけられていることから、聴覚障害者団体が行政と設置について協議しても、「市町村の財政負担が増えるため設置を認めてもらえない」「運営費が低額補助のため運営資金のめどがつかない」「市町村から地域活動支援センターではなく、給付費による就労継続事業所の設置を勧められた」といった状況があります。

そこで「実態調査」の結果をもとに選定した2つの施設への訪問調査から設置に取り組むポイントを考えてみましょう。

#### ① 2年間にわたる週1～2回のお試しデイスービスの実績を基に、行政との協議を行った「らいおん香取」(千葉県)

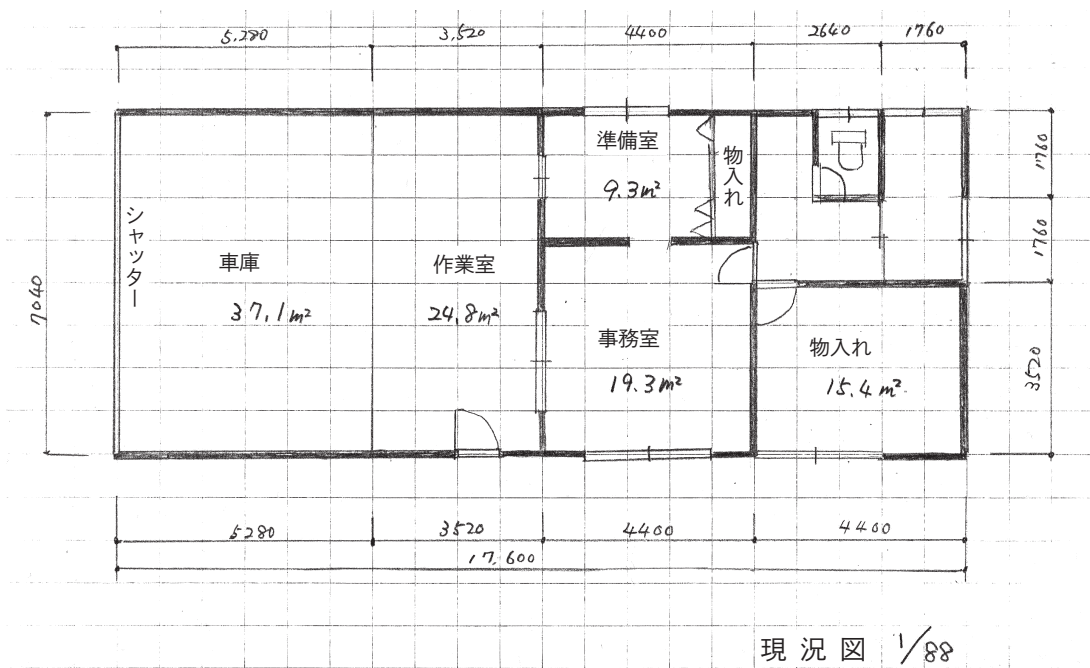
運営主体：社会福祉法人 千葉県聴覚障害者協会

事業開始年月日：2012年4月1日

経過：千葉県聴覚障害者協会の「らいおん

表2-1 聴覚障害者支援の専門設備

機器名	用途	内容
携帯型磁気ループシステム	補聴器を使用している難聴者のきこえをサポート	騒音のある屋内や多人数の会場で、話し手の声を明瞭に聞くことができる。
プロジェクター スクリーン オーバーヘッドカメラ	手書き要約筆記に使用	音声による情報を要約筆記者が文字情報に変換し、聴覚障害のある利用者に情報提供する。
アイドラゴン	聴覚障害者専用放送を受信するための装置	緊急時の情報及び聴覚障害者向け放送番組を受信し情報保障に供する。
文字表示システム	一般情報・緊急情報を文字で表示する	音やサイレンによる緊急等の情報が聞こえない聴覚障害者に文字で情報提供する。



地域活動支援センターらいいん香取平面図 (千葉県香取市北2-8-4)

ぐるーぷ5か年計画」に位置付けられたこと、地元が高齢のろう者が多いこと、地元の聴覚障害者協会の代表が地域自立支援協議会で設置の要望を出し、協議会の賛同を得たこと等から設置に向けた取り組みが開始されました。そして、約2年間にわたって週に1～2回お試しデイサービスを実施し、お試しの実績を基に事業を開始しました。

**施設概要：**香取市も含めて3市1町から利用者を迎えています。賃貸で借りている



らいいん香取

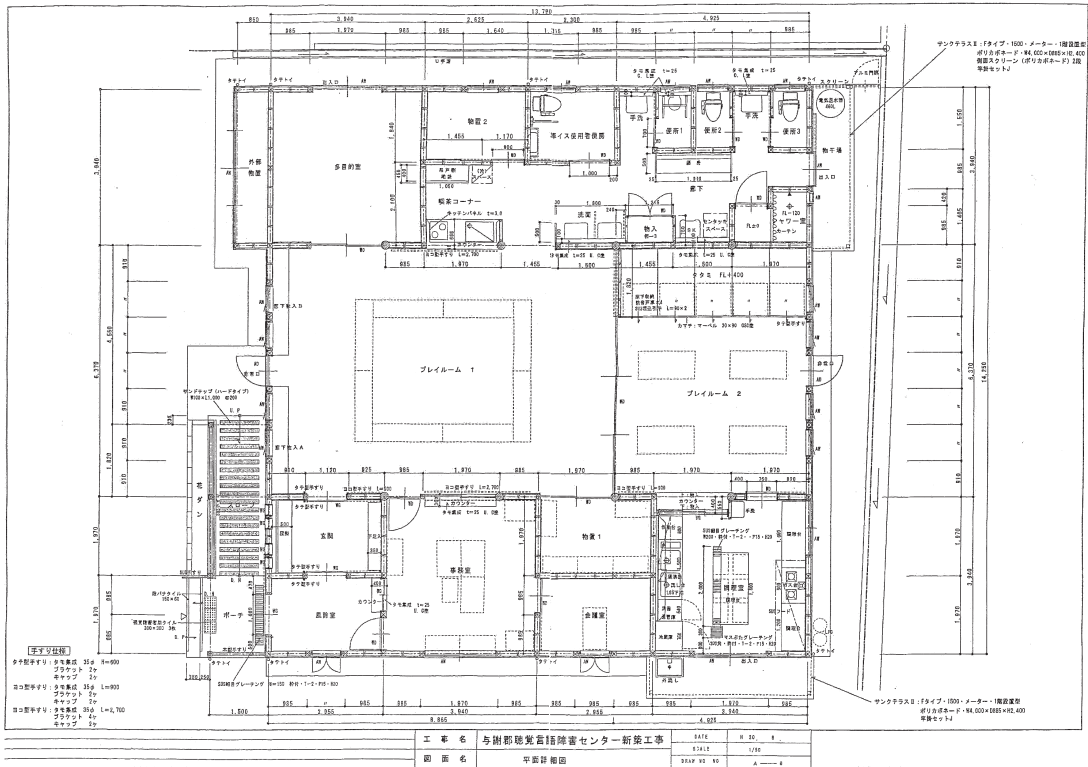
施設では、就労が困難な聴覚障害者、ろう重複障害者、ろう高齢者の交流の場を提供し、自主製品づくり、販売を通じて生きがいのある生活ができるよう支援を行っています。

② 安心して安定した運営を図るため生活介護事業を併設した宮津与謝聴覚言語障害者地域活動支援センター「あいらぶ」(京都府)

**運営主体：**社会福祉法人 京都聴覚言語障害者福祉協会

**事業開始年月日：**2003年4月1日

**経過：**手話通訳者や要約筆記者の養成・派遣、生活相談の機能を持つ与謝郡聴覚言語障害センターに併設された「あいらぶ」は、2003年に障害者デイサービスセンターとして開所しました。その後、法律の改正により2007年に地域活動支援センターに変更し、同年に生活介護事業



宮津与謝地域活動支援センター平面図

が併設され、盲ろう者、高齢のろう者・難聴者等、様々なニーズのある利用者を迎えています。

**施設概要：**2008年に新築した施設には、宮津市・与謝野町・伊根町の1市2町から利用者が通っており、コミュニケーションの支援、情報提供や生活支援、創

作活動、給食、送迎等のサービスを提供しています。

また、手話を学びたいという小学校・中学校・高校などからの依頼を受けて利用者が出講したり、毎週1回「喫茶手話サロン・アイラブ」を開催し、地域交流に取り組んでいます。



「喫茶手話サロン・アイラブ」には常連のお客様も出来ました。

## 3 グループホームをつくろう

### (1) グループホームとは

障害のある方に対して、主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。

このサービスでは、孤立の防止、生活への不安の軽減、共同生活による身体・精神状態の安定などが期待されます。

制度改正により平成26年度からケアホームをグループホームに一元化し、グループホームで提供するサービスを「日常生活の援助等の基本サービス」と「利用者の個々のニーズに対応した介護サービス」の2つになりました。

その中の介護サービスの提供については、(ア)事業者自らが行う「介護サービス包括型グループホーム」

(イ)外部の居宅介護事業者に委託する「外部サービス利用型グループホーム」

のいずれかの形態を事業者が選択できる仕組みとなっています。

#### ① グループホームの設置・運営基準

**設置場所：**住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあること。

入所施設又は病院の敷地外にあること。

**最低定員：**事業所全体で4人以上

共同生活住居1か所あたりの定員は2人以上10人以下（既存の建物を利用する場合は2人以上20人以下）

**居室：**ひとつの居室の定員は、1人とする

こと。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、2人とすることができる。

ひとつの居室の面積は、収納設備等を除き、7.43平方メートル（約4.5畳）以上

**交流を図る設備：**居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備（居室、食堂等）

**台所、便所、洗面設備、浴室：**10名を上限とする生活単位ごとに区分して配置

**防火安全対策について：**消防法令の一部改正により、障害の程度が重い方が利用するグループホーム等（障害支援区分が4以上の利用者が概ね8割を超える施設）に防火管理者の選任、消防計画の作成、避難訓練の実施等が義務づけられました。また、自動火災報知設備や火災通報装置<sup>\*1</sup>、消火器の設置、スプリンクラー設備<sup>\*2</sup>の設置が義務づけられました。

※1 27年4月～火災通報装置は自動火災報知設備の感知器の作動と連動して起動することが義務づけられています。

※2 小規模な施設においては、スプリンクラー設備に代えて、小規模なグループホーム等に対応可能なパッケージ型自動火災設備も可能となりました。事業を行う際は、事前に必ず地元の消防署に協議し、必要となる防火対策の具体的な内容等を確認していただき、対策を講じてください。なお、すべての法人で非常災害に関する具体的な計画を策定、非常災害時の消防機関等への通報先の把握を行い、職員への周知を行ってください。また、定期的に避難訓練を実施してください。

**複数の住居やサテライト型住居について：**

本体住居との密接な連携を前提として、複数の住居やサテライト型住居を設置する運営方法もあります。



## ② 人員配置の基準

**管理者：**事業所の従業者及び業務の管理。

その他の管理を一元的に行います。

サービス提供に必要な知識及び経験を有する者・常勤1名

(管理上支障がない場合は、当該事業所の他の職務、または、他の事業所、施設等の職務に従事可能)

**サービス管理責任者：**実務経験や都道府県が行う研修の受講が要件となる。

個別支援計画の作成及び従業者に対する技術指導等のサービス内容の管理等。他事業や関係機関との連絡調整。

(配置基準)

利用者の数を30で除した数以上

- ・利用者が30人以下 1名
- ・利用者が31～60人以下 2名

**世話人：**食事の提供・健康管理・金銭管理の援助等。日常生活に必要な相談・援助常勤換算により配置。

- ・利用者の数を6で除した数以上(世話人を「5：1」「4：1」で配置した場合は報酬に反映)
- ・外部サービス利用型グループホームの場合、制度改正時に「10：1」の配置であれば当分の間10：1の配置が可能

**生活支援員：**障害支援区分3以上の利用者がいるグループホームの場合に配置。

食事や入浴・排泄等の介護を行う。

常勤換算により配置。

- ・障害程度区分3の利用者を9で除した数
  - ・障害程度区分4の利用者を6で除した数
  - ・障害程度区分5の利用者を4で除した数
  - ・障害程度区分6の利用者を2.5で除した数
- 上記の合計数以上を配置する。
- ・外部サービス利用型グループホームの場

合、生活支援員の配置は不要。

## ③ 運営に関する基準

- 1)事業者は、個別支援計画を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供する(利用者の意向、適正、障害の特性その他の事情を踏まえた計画)。
- 2)事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、指定障害福祉サービスを提供しなければならない。
- 3)事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行う。従業者に対しては、研修を実施する等の措置を講ずるように努めなければならない。

### (2) グループホーム設置のために

#### ① 地域の利用ニーズ・願いを把握しよう

通所の事業所に通ってきている利用者などの中で、グループホームでの暮らしを望んでいる方が、何人くらいいるのか? また、ご家族の意向などを把握して、グループホームを希望する人たちのニーズ・願いを把握しましょう。開設後の利用者確保が可能かどうかについても検討しましょう。

#### ② 土地や建物を探そう

新築で土地探しから始める場合もあれば、賃貸物件や行政からの斡旋を得て公営住宅の一部を借りて開設する方法もあります。

地域を決める際には、通所事業所等に通うための交通の利便性や入居希望者のいる地域との地理関係などに留意しましょう。

また、何より地域住民のひとりになる訳ですから、地域住民の理解が得られるかど

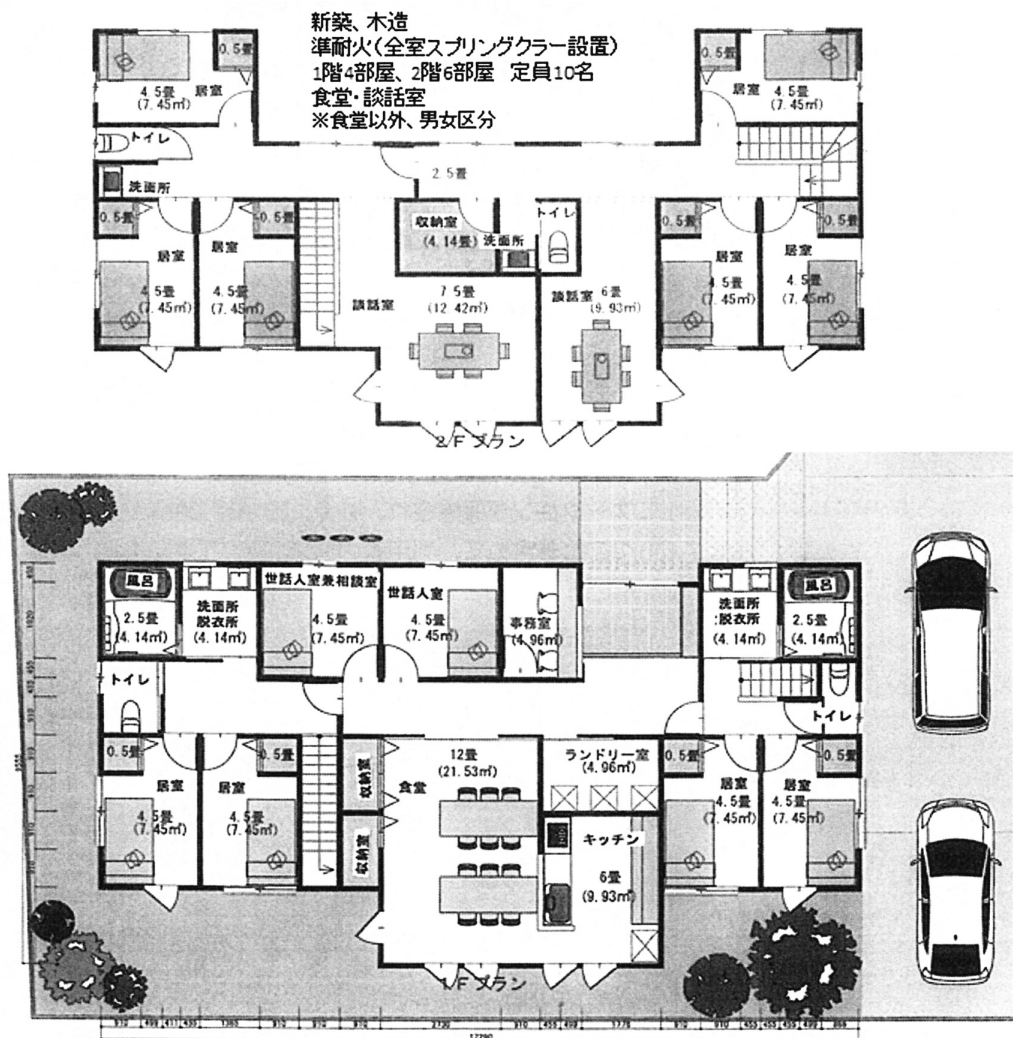
うかも大切な視点となります。

建設に際しては、施設整備のための補助金を活用できる場合がありますから、市町村などとも協議して、補助金の情報を得ることも重要です。

### ③ 聴覚障害者のための設備を検討しよう

玄関や各居室の呼出し用のフラッシュランプや火災報知器に連動したフラッシュランプやベッドシェーカーなどの設備の導入について検討しましょう。

また、世話人など職員にも聴覚障害の職員を配置する場合、利用者の見守りなどがやりやすいように、設計段階から、部屋の配置や設備を工夫するのもひとつの方法です。千葉聴覚障害者協会が運営するグループホーム「らいおんホームそが」では利用者が安心安全な環境で生活できるように、インターフォンや火災報知機、居室への連絡等は音声ではなく電光やモニターを設置するなどの工夫がされています。また利用者が気軽に集い、手話で語り合う場として談話室が設けられています(図2-1)。



#### ④ 職員の確保

ホームヘルパー資格などをもつ、聴覚障害者や登録手話通訳者などの関係者を職員として採用している例も多くあります。また、採用後の人材育成のための研修システムが大切です。ろう重複障害の特性や支援について、理解を深めていくことが求められます。先進的に事業を実施されている事業所に見学に行ったり、職員の実習を受けとめてもらったりすることも効果的です。

#### ⑤ 利用者の負担する費用について

家賃や水光熱費、食費などをきちんとした計算根拠のもとで決定します。利用者には、契約時など事前に重要事項説明書で知らせておく必要があります。

#### ⑥ 夜間支援等体制加算など加算の算定について検討しよう。

夜間の支援体制について、利用者の状況に応じて夜勤体制にするのか宿直体制にするのか決定して、状況に応じて加算を算定しましょう。視覚・聴覚言語障害者支援体制加算など他の加算についても、どのような加算があるのか調べて検討しましょう。

#### ⑦ 収支予算を立てよう。

収支予算は、建物の賃借料や設立後の運営費や借入の目安になります。

開設しても、すぐに定員の利用者がうまるとは限りません。また、事業者への給付費は翌月から支給されるわけではないことを理解しておかないといけません。

例えば、9月から開始したとして9月分の給付費は10月10日までに国保連に請求し、11月半ばに事業者に給付されます。

したがって、この間の職員の賃金や施設維持費等の支出を予算に組んでおかなければなりません。また利用者の障害程度区分にも留意する必要があります。

#### ⑧ 市町村や都道府県、消防署（消防法に関わること）、建築主事（建物の耐震など建築基準法、用途変更に関わること）、地域自治会などとの事前の協議を十分に行おう。

近隣の診療所などに依頼する等、あらかじめ医療機関とも提携しておく必要があります。

### (3) グループホームにおける支援

#### ① グループホームの暮らしの例

7:00~8:00	起床・洗面
8:00	朝食
9:30	送迎者で就労支援事業所へ出勤
16:15	帰宅 入浴など
18:00	夕食 入浴など
22:00	就寝

#### ② 主な支援内容など(例)

- 1) 食事の提供。場合によっては、利用者と共に調理や食器洗いなどをすることもある。
- 2) 健康管理。必要に応じて、日常のバイタルチェックなど行う。通院や健診の受診、予防接種などの支援も行う。
- 3) 金銭管理の援助等。
- 4) 日常生活に必要な相談・援助。  
余暇活動や地域での聴覚障害者協会や手話サークルなどの行事への参加支援など。

- 5)介護が必要な利用者には、食事や入浴、排泄などの介護を行う。
- 6)利用者の希望に応じて、地域の行事に参加したり、グループホームのメンバーで外出したり、誕生会をしたりなど行事を企画する場合があります。
- 7)また、地域の美化活動や防災訓練などに参加して、地域とのつながりを大切にしているグループホームもあります。

### ③ 他の事業所等との連携

相談支援事業所の相談支援専門員や設置

の手話通訳者、就労支援事業所職員など利用者を支える関係機関や利用者のご家族などと日常的に連絡を取り合い、情報共有したり連携をとることが重要です。

またグループホームを運営する法人に相談支援専門員が配置されている場合、サービス利用計画の作成等での連携を図っている事業所もあります。



らいおんホームそがの全景

# 3

## 施設を創る準備

## (1) 関心のある人たちが集まって話し合おう

「耳の聞こえない人が集まって、楽しく交流できる場所が欲しい」、「一人ひとりの生活を支える拠点が必要」などの願いや要望、あるいは相談支援活動を通じて提供された問題点や課題などを一般財団法人全日本ろうあ連盟加盟団体（都道府県聴覚障害者協会。以下「加盟団体」）が受けて、会員一人ひとりの状況や困った問題点などを把握し、どのような施設がいいのかを議論します。その議論を踏まえて、施設設立に関する方針を掲げて、手話サークルなどの関係団体と共に、施設づくりについて協議したり、聴覚障害者施設運営の経験がある地域から講師を招き、学習会を行います。

学習を通して施設運営のイメージを理解し、自分たちができることは何かを見つけ

ていくこととなります。

筆者が現在関わっている石川県奥能登地域の施設づくりを紹介します。

施設をつくるきっかけは、2007（平成19）年3月の能登半島地震です。

地震前、奥能登地域に住む聴覚障害者の状況は、石川県聴覚障害者協会（以下「県協会」）会員以外の状況は把握できていませんでした。行政に問い合わせても、家に引きこもっているから無理に訪問する必要がない、家族に見守られているから問題なしという回答でした。その人の生活に豊かさをもたらす機会がない状況でした。

地震後、県協会役員などが手話通訳者と一緒にろうあ者の安否訪問をする中で、今まで出会ったことがないろうあ者を把握できるようになりました。

こうして、お互いに意思疎通が出来なかったろうあ者が何人かいることが分かってきました。



「奥能登ろう者のつどい」で布草履を作る参加者



箒づくり、布草履作り、しゃもじ作り、靴べら作り、ミシン作業（布草履の材料）、アイロンかけ（布草履の材料にするためしわ消し）

県協会の方針の中で「ひとりぼっちのろうあ者をなくそう」という方針の下で、引きこもっているろうあ者や課題を抱えたろうあ者などに呼び掛けて、2007（平成19）年度からミニデイサービス（自主的な取り組み）を開始しました。2008（平成20）年度には、ミニデイサービスを年4回に増やしました。それ以後、「奥能登ろう者のつどい」に改称し、月1回開催から、年々に回数を増やし、現在は、月に平均4回行っています（詳細な経過は『一人ひとりが輝く～きこえない人びとの暮らしを支える拠点づくりのために～』一般財団法人全日本ろうあ連盟出版局、2012年参照）。

## (2) お試しデイサービス、サロン活動

お試しデイサービスやサロンを充実するには、スタッフの確保、利用者の確保、資

金等が重要です。

### ① スタッフの確保について

スタッフはボランティアですので、一人ひとりに負担にならないよう、手話サークルや要約筆記サークルなどの関係者にも呼び掛けて、多くのスタッフを確保する必要があります。利用者と共に取組みを積み上げ、将来的に施設の設立時には、職員として迎えられるようにしましょう。

### ② 利用者の確保について

お試しデイサービス、サロン活動を充実するために、加盟団体が会員一人一人に呼び掛けて、その活動の情報を提供していくことが大切です。

また、ろうあ者相談員や行政等との連携も重要です。

そして、お試しデイサービス、サロン活

動に参加し続けるためには、利用者一人ひとりの趣味や特技を生かすように、取り組み内容を工夫する必要があります。

### ③ 資金の確保などについて

参加している聴覚障害者の表情や生活状況が豊かになってきたことを記録にして、行政に「聴覚障害者がつどう場」が重要であることを訴えるのが大切です。そして行政からの補助金獲得に繋げましょう。

奥能登でも2市2町に「奥能登ろう者のつどい」の重要性が少しずつ認められるようになり、作業道具、材料などの保管場所として、珠洲市役所の一部屋に、物置を置くスペースを借りることができました。

また、送迎は月4回のうち1回は福祉課の職員にご協力いただいています。

お試しデイサービス、サロン活動などの実績を積み重ねることにより、障害者総合支援法に基づく施設づくりの機運が出てきます。

先に述べた「奥能登ろう者のつどい」による利用者の変化は、次の通りです。

- 1) 手話表現の数が増えたこと
- 2) 顔の表情が豊かになったこと
- 3) 自己主張をはっきりされるようになったこと
- 4) 仲間に会いたい、つどいに参加したいという気持ちが出てきたこと（「何故、集うことが必要か？」については、事例1、事例2を参照下さい）。

現在は、石川県聴覚障害者センター（以下「センター」）の相談支援事業に位置づけて毎回平均5名のスタッフで取り組んでいます。

今後の課題は

- 1) センターの所在地が金沢市であることから、奥能登まで車で約3時間を要すること。
- 2) いつでも集まれる拠点が必要であること。
- 3) つどい参加者の中に、収入を求めて参加

### 何故、集うことが必要か？〈事例1〉

……（前略）……

ろう者の集いに通い始めた当初は、標準手話が使えず戸惑いもあったようだが、すぐにみんなと仲良くなっていった。

ろう者の集いへは誰よりも早くやってきて、順に集まってくる仲間たちと挨拶、会話することを楽しみにしている。手先が器用で、ワラ（布）ぞうりを作るときは不思議と手の震えが止まる。趣味のパチンコや舟釣りで浪費することもあるが、最近は節制出来るようになって来た様子。

メモ…親戚やケアマネが「パチンコはダメ」と説得するのは別に、ろう者の集いに参加しているパチンコ仲間から「金は一度につき込まず、上手に残して少しずつ長く楽しむほうがいい」とアドバイスもらったことが心に響いたようです。以前はパチンコでもうける事だけが楽しみでしたが、今はろう者同士で「勝った」「負けた」と情報交換することも楽しみの一つになりました。

現在は、近所への訴え（妄想？）もほぼ無くなり、手の震えも減ってきています。ワラ（布）ぞうり作りは誰よりも上手で、きれいなぞうりを仕上げるのが心の支えになっています。



している人がいること。

これらの課題を解決するため、障害者総合支援法に基づく施設の設置について「奥能登ろう者のつどい」の参加者と話し合いを進めています。

### (3) 施設見学を通してイメージを膨らませる

これから作ろうと思っている施設、例えば、地域活動支援センターや就労継続支援B型事業所（以下「B型事業所」）などの先進施設を見学するとよいでしょう。

見学のポイントは次の7つです。

- 1) 利用者の人数、年齢層、障害程度など
- 2) スタッフの人数、労働条件など
- 3) 日中のカリキュラムなど
- 4) 作業の内容、確保方法など
- 5) 建物の状況
- 6) 地域との関係
- 7) 運営継続のための資金など

「奥能登ろう者のつどい」でも、参加者

に「施設はどんなものか」というイメージを持ってもらうため、つどいの時に地域活動支援センター、B型事業所、就労継続支援A型事業所に関して事業目的や事業内容を説明し、学習を数回行いました。

さらにイメージをふくらますため、兵庫県豊岡市のたじま聴覚障害者センター就労継続支援B型事業所（以下「たじま作業所」）を紹介したビデオを2回見ました。

ビデオの内容は、歯磨きチューブちぎり、しょうゆさしちぎりなどの作業や、縫製作業の様子でした。

たじま作業所の利用者が作業内容を手話で説明しているのを見て、「奥能登ろう者のつどい」参加者は、とても親近感をもちました。そしてつどいの参加者から「B型事業所の設立はいつ？」とスタッフに質問が出されました。

同時に、奥能登地域の聴覚障害者の生活を支える拠点づくりについて、奥能登2市2町（輪島市、珠洲市、能登町、穴水町）と話し合いを行ないました。

### 何故、集うことが必要か？〈事例2〉

ろう者の集いの時「医療費がかさみ、お金が無い」と発言されたことから、医療費の申請をしていないことを知る。

通訳者が「申請すればお金が戻る」と説明するも「面倒なことは嫌」と話を聞いてくれなかったが、会話のやり取りを見ていた別のろう者が「私もやっているのよ。手続きは簡単よ」と身振りを交えて説明すると、本人の表情が変わった。

**メモ**…ろう者の中には「行政の窓口は敷居が高い、手続きは面倒」と思っている人が複数います。特に学校を出ていない（もしくは、地元の小中学校を出たが、耳からは情報が入らず、他の児童生徒と席を並べて座っているだけの学校生活を送った）人も多く、行政の窓口で住所氏名を書かされることだけでも大きなストレスを感じている人もいます。

「市役所の窓口書類を提出したら医療費が戻ってきた」「市役所に申請したらFAXが入手できた」など、同じ境遇の仲間たちが制度を使っているという情報は、とても心強く、その情報を得るためにもろう者の集団は必要不可欠です。

最初は、地域活動支援センターを設立する方向で話し合いましたが、市町村補助事業であることから、奥能登2市2町の財源が厳しく、なかなか話し合いが進みませんでした。

そこで県協会が運営してることが、奥能登ろうあ者の願いや要望を一日も早く実現できる方法と考え、B型事業所を設立する方向で話し合いを進めました。

奥能登2市2町との協議の場では、行政から「利用者の対象は、障害者全般にすべき」とアドバイスがありました。

それに対して県協会は、「環境を充実しないまま、他の障害者への支援は大変厳しいものがあります。聴覚障害者への支援を優先的に実施し、その後に他の障害者の受け入れについて、2市2町と相談しながら進めたい」と説明しました。

#### (4) 施設設置の場所を探る

施設を確保するには様々な方法があります。

1) 不動産屋を通じて、民家などを紹介して

もらう

2) 手話サークルなどの関係者の情報で民家を確保する

3) 行政から公的施設の一部借用の紹介を受ける。

4) 行政から空いている公的施設（例えば、保育所など）の紹介を受ける。

4)は条例による賃貸契約か、無料の使用貸借契約かなどを確認する必要があります。

留意点は、作業スペース、相談室のスペース、洗面所などです。障害者総合支援法の運営基準も確認しながら進めましょう。

奥能登では行政との協議において、B型事業所設置に関する情報提供をお願いしました。

行政からは「今のところ、空き施設がない」とか、「空き施設はあるが、貸してもいいかどうかは判断できない」という返事でした。

そこで県協会の顧問をしていただいている県会議員に相談したところ、能登町長に会うことができました。

町長に「B型事業所を設置できる場所を紹介してほしい」とお願いしたところ、「空



B型事業所の設置場所として紹介された消防分署

いている消防分署がある。見に行くか」と言われました。

県協会側はお願いの話で終わると思っていたのが、思いがけない話の展開に戸惑いました。

そして、せっかく町長からご紹介いただいたので、まずは現場を見に行くことにしました。

見学の結果、B型事業所に適していたことから、借用したいと考え、町と詳細な相談を進めているところです。

実績を踏まえて、障害者総合支援法（以下「総合支援法」）に基づく施設づくりへと発展した場合について考えてみましょう。

まず行政に施設づくりの許可を得るため、総合支援法に基づいた申請が必要になります。

施設（地域活動支援センターを除く）の認可先は、都道府県です。余裕をもって設立の3カ月前には、認可申請を出しましょう。

認可申請の準備に当たって、行政と協議するポイントを、B型事業所を例に紹介します（表3-1）。

## (5) 申請手続き

お試しディサービス、サロン活動などの

表3-1 行政との協議のポイント

行政との協議ポイント	留意事項
・定款の「目的」に「福祉サービス事業の運営（あるいは経営）」を掲載しているかどうか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・掲載していない場合は、法人（社団法人、社会福祉法人など）評議員会に、「定款の「目的」に「福祉サービス事業の運営（あるいは経営）」を掲載する」の承認を得ることです。</li> <li>・法人定款の変更の前に、施設を設立したい場合は、法人評議委員会議事録の写しを添付して申請できるかどうかを確認すること。</li> <li>・法人格を持っていない場合は、法人格を取得する必要があります。</li> </ul>
・施設に必要な設備、スペースは基準をクリアしているかどうか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業スペースは、利用者数や作業内容・量に適した広さになっているかどうか。</li> <li>・洗面所やトイレは、利用者が使いやすい状況になっているかどうか、例えば、車椅子が入りやすい状況になっているかなど。使いにくい状況でしたら、改修工事が必要です。建物所有者と相談する必要があります。</li> <li>・安心して相談できるスペースがあるかどうか、相談室が無い場合は、移動できる仕切りを用意すること。</li> </ul>
・利用者の意向を把握したかどうか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設運営を継続する上で大切な事柄です。お試しディサービス、サロンなどに参加している方々や加盟団体会員などに利用の意向を確認することが大切です。それ以外は、行政や相談支援事業所と連携して利用者を確保するのがよいでしょう。</li> </ul>
・管理者やサービス管理責任者の確保が来ているかどうか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設設置の必要な条件です。管理者は社会福祉法第十九条に該当しなければなりません。資料3-1を参考にしてください。</li> <li>・サービス管理責任者の要件は、サービス管理責任者研修の受講時の実務経験年数が5年以上（相談支援業務）、10年以上（現場業務）となっています。詳細は、資料3-2、3-3の通りです。</li> </ul>

<p>・施設に必要なスタッフの数が確保できているかどうか</p>	<p>・最低人員配置は次の通りです。          管理者 1名          サービス管理責任者 1名          ＊管理者とサービス管理責任者を兼務できる場合は、1名で良いです。          職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算で利用者数を10で除した数以上          職業指導員 1名以上          生活支援員 1名以上          ＊1人以上は常勤          例) 定員19名の場合（利用者数を定員に置き換えて計算しています）          常勤換算人数（定員19名÷10名）＝1.9名以上が必要となります。仮に、週40時間勤務としたら、1.9名×40時間＝週総時間76時間          職員1名＝週40時間（常勤勤務）          職員1名＝週36時間（非常勤勤務）あるいは、週勤務20時間の職員を2名置くこととなります。</p>
<p>・利用者の仕事の確保ができているかどうか</p>	<p>・B型事業所の利用者工賃（給料の意味ですが……）は最低、3,000円以上を支払わなければならないのです。          従って、設立前に、仕事の確保が重要です。          ・B型事業所の認可申請の時、都道府県に「仕事があるのか」などを確認されます。          ・地域の状況、利用者の状況などを考慮して、下請け作業、農業などの確保をすることです。</p>
<p>・施設設立後3カ月間、運営する資金の確保があるかどうか</p>	<p>・開始月の報酬（利用者へのサービス提供に対する金銭）は、次月の初めに国民健康保険連合会に請求した後、その次月に受け取るようになります。          そのため開始月から3カ月間に、人件費、施設に必要な経費（燃費、光熱費など）の資金は、施設を運営する団体が確保しなければならないのです。</p>
<p>・施設の利用者対象について</p>	<p>・障害者総合支援法の考え方は、あらゆる障害者を対象にしますが、聴覚障害者のみにする場合は、その理由を明記して認可申請する必要があります。</p>
<p>・基本報酬の以外の加算を取れる条件があるかどうか</p>	<p>・加算を取れる条件があるとしたら、都道府県に相談して、加算申請をしておくことです。          加算申請が漏れたら、収入に入りません。          毎年度末の前に、加算申請の漏れがないかどうかを確認することです。          例) 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算、目標工賃達成加算、訪問支援特別加算などがあります。</p>

＊行政との協議ポイントではありませんが、施設運営上、留意点があります。  
 報酬の減算です。例えば、定員超過利用減算、サービス提供職員欠如減算、サービス管理責任者欠如減算、就労継続支援B型計画未作成減算などです。設立時、指定基準に定める人員基準を満たしたが、途中から指定基準を満たしていない場合は、減算されます（詳細は『障害者総合支援法 事業者ハンドブック 指定基準編—人員・設備・運営基準等—』『同 報酬編—報酬告示と留意事項通知—』いずれも中央法規出版、2015年参照）。

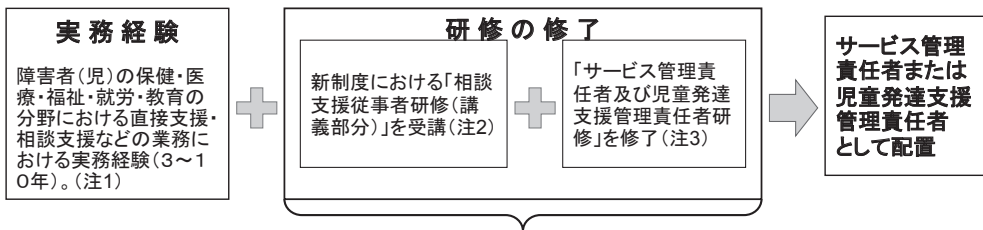
資料3-1 社会福祉法

第十九条 社会福祉主事は、都道府県知事又は市町村長の補助機関である職員とし、年齢二十年以上の者であつて、人格が高潔で、思慮が円熟し、社会福祉の増進に熱意があり、かつ、次の各号のいずれかに該当するもののうちから任用しなければならない。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学、旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）に基づく大学、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）に基づく高等学校又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者
  - 二 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
  - 三 社会福祉士
  - 四 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
  - 五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの
- 2 前項第二号の養成機関及び講習会の指定に関し必要な事項は、政令で定める。

資料3-2 「サービス管理責任者」の要件

「サービス管理責任者」及び「児童発達支援管理責任者」の要件



実務経験の要件を満たしていれば、事業開始日を起点として1年以内に研修を受講することを条件として、これらの研修を受講・修了していない場合であっても、暫定的にサービス管理責任者として配置することができる。（平成30年3月31日で廃止）  
（平成29年4月1日以降に事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの猶予）

児童発達支援管理責任者については、実務経験の要件を満たしていれば、事業開始日を起点として1年以内に研修を受講することを条件として、これらの研修を受講・修了していない場合であっても、暫定的に児童発達支援管理責任者として配置することができる。（平成30年3月31日までの経過措置）  
また平成27年3月31日までに事業を開始した事業所にあつては、平成28年3月31日までに研修を受講することを条件として児童発達支援管理責任者として配置することができる。

- (注1) 実務経験については、「別添資料2-②」を参照。
- (注2) 「相談支援従事者研修（講義部分）」とは、同研修のカリキュラムのうち、別に定める講義部分をいう。
- (注3) 多機能型の運営において複数種類の事業のサービス管理責任者を兼務する場合は、「サービス管理責任者研修」のうち、該当する種類の事業に係るすべてのカリキュラムを修了することが必要。ただし、事業開始後3年間は、少なくとも1種類の障害福祉サービスにかかる研修を修了していればよい。（平成30年3月31日までの猶予）
- (注4) 過去にサービス管理責任者研修（児童分野）を修了している者については、児童発達支援管理責任者研修を修了しているものとみなす。

資料3-3 サービス管理責任者の要件となる実務経験年数について

サービス管理責任者の要件となる実務経験年数について

指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの等 (H18.9.29 厚生労働省告示第544号)

業務の範囲	業務内容		実務経験年数	
障害者の保健・医療・福祉・就労・教育の分野における	相談支援の業務	1	ア 地域生活支援事業、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者	5年以上
		イ 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センターその他これらに準ずる事業の従業者		
		ウ 障害者支援施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者		
		エ 障害者職業センター、障害者雇用支援センター、障害者就業・生活支援センターその他これらに準ずる施設の従業者又はこれに準ずる者		
		オ 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者		
		カ 病院若しくは診療所の従業者又はこれに準ずる者 a 社会福祉主事任用資格を有するもの b 相談支援の業務に関する基礎的な研修を修了する等により相談支援の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したものと認められる者（訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者） c 4に掲げる資格を有するものならびにアからオまでに掲げる従事者及び従業者としての期間が1年以上の者		
		2	ア 障害者支援施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、病院又は診療所の療養病床その他これらに準ずる施設の従業者	
イ 障害福祉サービス事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従業者又はこれに準ずる者				
ウ 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者				
エ 障害者の雇用の促進等に関する法律第44条第1項に規定する子会社、同法第49条第1項第6号に規定する助成金の支給を受けた事業所、その他これらに準ずる施設の従業者				
オ 特別支援学校その他これらに準ずる機関の従業者又はこれに準ずる者				
有資格者	3	上記2のうち次の(1)～(5)に該当する者 (1)社会福祉主事任用資格者 (2)訪問介護員2級以上に相当する研修の修了者 (3)児童指導員任用資格者 (4)保育士 (5)精神障害者社会復帰指導員	5年以上	
	4	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士	1から3までの期間が通算して3年以上かつ4の期間が通算して5年以上ある者	

注：ここで、1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年当たり180日以上あることをいう。例えば、5年以上の実務経験であれば、業務に従事した期間が5年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が900日以上であることをいう。

# 4

## 事業開始にあたって のポイント

聴覚障害児・者の地域生活支援に関する実態調査（以下「実態調査」）によると、事業開始にあたっての課題・困難について質問したところ、特に困難だったこととして最も多かったのが「条件に見合う土地・建物の確保」18.2%、第2位が「職員の確保・職員不足」16.9%、第3位が「利用者の確保」と「資金づくり・資金確保」14.3%、第5位が「送迎体制」7.8%、第6位が「職員の休職」3.9%でした（図4-1）。

また、当該事業の課題について質問したところ、最も多かったのが「利用者確保」54.5%、第2位が「送迎」51.9%、第3位が「職員採用」44.2%、第4位が「支援困難化」と「資金」41.6%、第6位が「利用者重度化」

37.7%の順でした（図4-2）。

そこで、これらの実態調査結果を参考にして、事業開始にあたってのポイントについて説明します。

## (1) 土地・建物の確保をどのように進めるか

### ① 現在の法人格を生かす

調査結果から、土地や建物の確保に際して、「障害者の利用ということでは、建物の借用を断られることがあった」「近隣の理解が得られない」等の回答があり、土地・建物の確保に関する様々な苦勞が推察されます。まず、土地・建物を確保するために

図4-1 事業開始にあたって特に困難だったこと（数値は%）

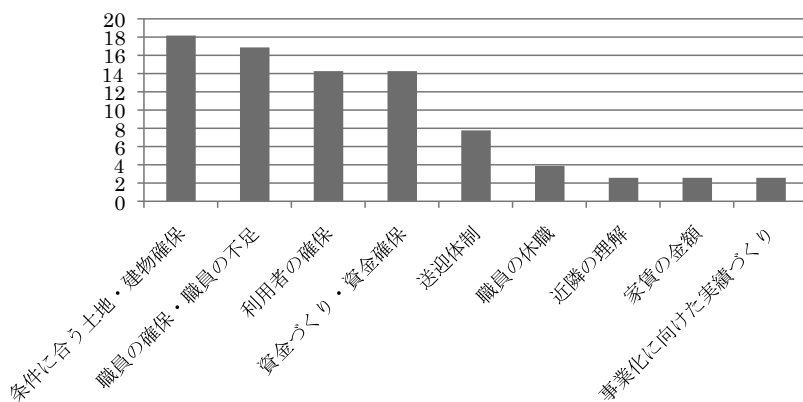
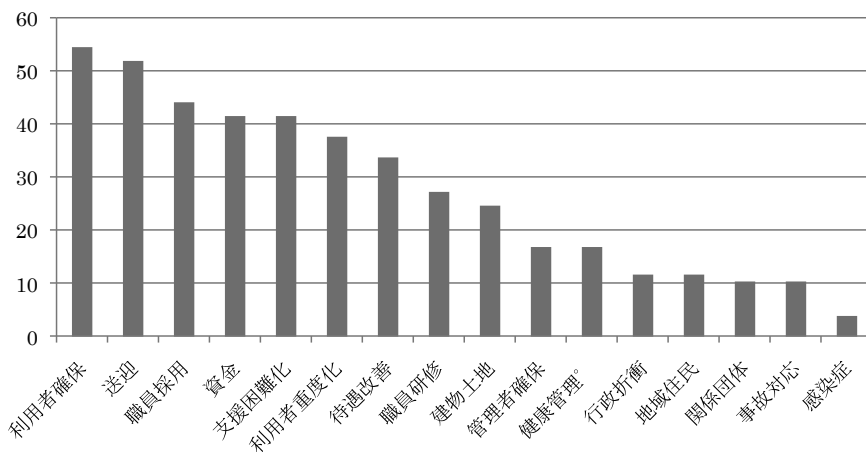


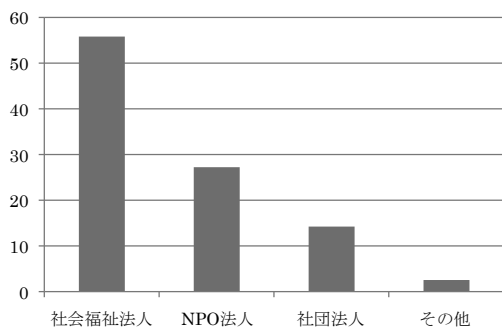
図4-2 当該事業の現状課題（数値は%）





は事業の運営主体がどのようなところが重要となります。今回の調査では、「社会福祉法人による運営」55.8%と半数以上が社会福祉法人でした。次に「NPO法人による運営」27.3%、「社団法人による運営」14.3%であり、「その他」（法人格のない団体）は2.6%でした（図4-3）。土地・建物を確保するには社会福祉法人、NPO法人、社団法人など法人格のある団体であること

図4-3 運営主体の種別（数値は%）



が大切なポイントです。

## ② 土地・建物の所有や賃貸のメリット・デメリットを検討する

次に、調査結果から施設の建物の状況を見ると、「所有している」27.3%、「賃貸している」66.2%、「無回答」6.5%でした（図4-4）。社会福祉法人、NPO法人、社団法人における所有、賃貸の状況を見ると、所有している建物の95%が社会福祉法人で、5%が社団法人でした（図4-5）。また、賃貸している建物の39%が社会福祉法人、

図4-4 建物の所有・賃貸状況 **全体**（数値は%）

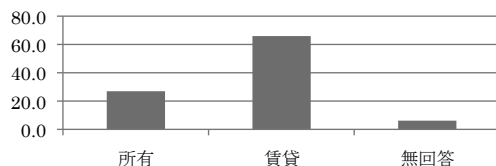


図4-5 建物の所有状況 **法人別**（数値は%）

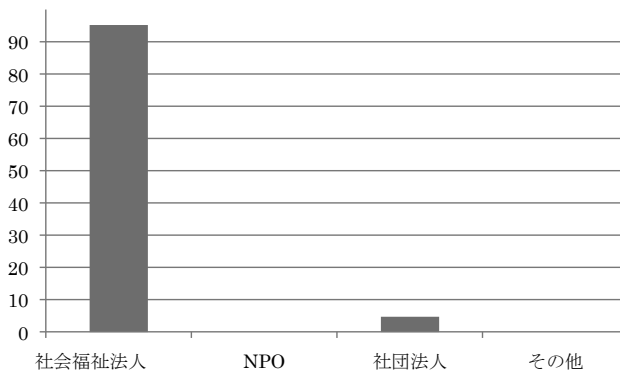
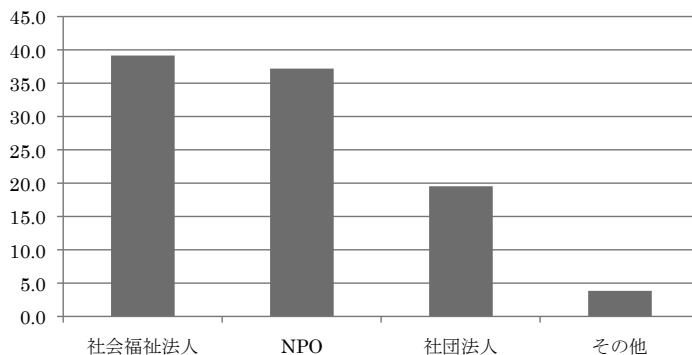


図4-6 建物の賃貸状況 **法人別**（数値は%）



◆◆賃貸物件を施設として利用する場合の簡易チェックシート◆◆

CHECK 1	既存建物の建築確認検査済証及び検査時の図面が有りますか？	(判定) はい・いいえ
CHECK 2	昭和56年以降に完成した建物ですか？ — 耐震性の問題 —	(判定) はい・いいえ
CHECK 3	昭和50年代後半以降に完成した建物ですか？ (以前の建物は現行の建築基準法への対応が困難な場合が多い)	(判定) はい・いいえ
CHECK 4	エレベーターが設置された建物の場合、平成12年以降に完成した建物ですか？ (平成12年以前の建物は建築基準法の既存不適格状態にあり、用途変更の際し適及工事が必要となる⇒改修コストが上がる)	(判定) はい・いいえ
CHECK 5	敷地はしっかりと道路に面していますか？	(判定) はい・いいえ
CHECK 6	設計図面(若しくは竣工図面)が有りますか？	(判定) はい・いいえ
CHECK 7	ツーバイフォーやプレファブ以外の建物ですか？	(判定) はい・いいえ
CHECK 8	2階建て以下ですか？ (3階建て以上では耐火性能が要求されたり消防設備の基準が厳しくなる)	(判定) はい・いいえ
CHECK 9	建物の傷み具合など問題はありますか？ (既存建物の修繕履歴などが有るか)	(判定) はい・いいえ

※「いいえ」が1つでもある場合は、建築士や行政との相談をお勧めします。

(作成協力) 株式会社 コストトレード

37%がNPO法人、20%が社団法人、4%がその他の団体でした(図4-6)。社会福祉法人は建物を所有している割合が多く、NPO法人や社団法人は賃貸している建物の割合が多い傾向にあります。全体では図4-4の通り「賃貸している」が多かったことから、賃貸物件を施設として利用する場合の、簡易チェックシートを作成しましたので参考にしてください。

### ③ 土地・建物を確保する資金作りを運動と事業が一体となって進める

第2章で紹介した千葉県にある社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会(以下「聴障協会」)は、地域活動支援センターや就労支援事業所を賃貸で確保し、グループホームは法人所有で施設を運営しています。聴障協会の施設づくりと運営を支えているのが「千葉県ろう重複障害者施設をつくる会」(以下「つくる会」)です。千葉県では、ろ

う重複障害者施設の建設を目的に、千葉県聴覚障害者協会、千葉市聴覚障害者協会、千葉県ろう重複障害者親の会“わの会”、千葉県手話通訳問題研究会の4団体が2001年に「つくる会」を結成し、千葉県聴覚障害者協会らいおんグループの5か年計画の実現に向けた支援を行ってきました。5か年計画は日中活動の場、生活の場を県内各所につくるというもので、つくる会では街頭カンパ、チャリティコンサート等の募金活動、施設見学、学習会の開催に取り組み、聴覚障害関係者をはじめ、市民に重複障害についての理解を広げ、資金作りに取り組みました。このように運動と事業が一体となって施設づくりを進めることが大切なポイントです。

つくる会の運動や施設づくりの経過はホームページ(<http://www.chibadeaf.or.jp/>)で詳しく紹介されています。

#### ④ 行政との連携を図る

調査結果から施設の築年数を見ると24.7%が築31年以上でした。また、築31年以上の53%が賃貸施設であることから、古い建物を賃貸で確保している実態が伺えます。そのため利用スペースが狭い、エレベーター設備がない、段差があり車いす対応ができない等の問題が生じています。開設当初は職員と利用者の努力や工夫によって運営できても、その後利用者の障害が重度化し、施設を移転もしくは修繕せざるをえないケースが生じています。

第2章で紹介した京都府与謝野町の宮津与謝聴覚言語障害者地域活動支援センターのように、町が図書館として使用していた古い建物を法人が借り受け、その後利用者の高齢化や施設の老朽化により同じ土地に

施設を新設した例があります。宮津与謝聴覚言語障害者地域活動支援センターは与謝野町から土地を借入し、町独自の施設建設の補助制度である「与謝野町地域福祉空間整備事業」(平成19年10月1日施行)の活用と、福祉医療機構からの借入、法人負担金により施設を新設したのです。このように行政に相談し、行政と運営法人が連携して土地・施設の確保を進めることも大切なポイントです。

#### (2) 利用者の確保について

施設の設置とともに大切なことが、利用者の確保です。2006年に障害者自立支援法が施行されて以降、事業者と利用者との契約によって施設サービスが提供されるようになりました。そのため、利用者に対するサービス内容の周知、相談支援事業所等との連携により、利用者のニーズに即したサービス提供が重要となっています。聴覚障害者の場合、利用できる事業所が少ないことや、利用者が広域に点在していることから、利用者確保が重要な課題となっています。

##### ① お試し期間を設定する

そのため千葉県の地域活動支援センター「らいおん香取」では、施設開所までお試し期間を設けて利用者確保に努めました。

施設のある香取市には高齢のろう者が多く、地元協会の強い要望もあって施設が実現しました。香取市は法人本部のある千葉市から車で約1時間余りのところにあります。設置の要望を受けた社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会は、法人本部から職員を派遣し、地元の聴覚障害者協会や手話サー

クルと協力して、公民館の一室などを活用したお試しデイサービス（週に1～2回のミニデイサービス）を2年間にわたって取り組みました。そして、利用実績などを見極めて、賃貸物件で地域活動支援センター「らいおん香取」を開所したのです。

お試しデイサービスに取り組んだ森施設長は「お試し期間を通じて、利用者自身が事業への理解を深め、利用者の数も増加しました。また、地域住民の理解が広がりましたし、職員の支援力も向上しました。そして行政職員はお試しの実績から事業の必要性を認めるようになりました。」とお試しの効果を語っています。

## ② 施設の情報を広く知らせる

実態調査で「関係団体との関係について留意していること」について質問したところ、最も多かった回答が「情報発信・課題共有・情報交流」27.3%、2番目が「理解を得る取り組み」16.9%、3番目が「他団体行事への参加」14.3%でした。聴覚障害者がサービスの利用に結びつくには、施設

サービスに関する情報提供が大切です。中でも、サービスの利用者・家族、手話通訳者等による人づての情報（口コミ）により、施設への理解が深まり新たな利用に結びつくことが多くみられます。また、文化祭やバザーなどを開催して、施設に関する情報を広く関係者や市民に発信することも、新たな利用者を迎える契機となります。

## ③ 教育機関や相談支援機関との連携を図る

実態調査では利用者確保をどのように取り組んでいるか質問したところ、最も多い回答は「特別支援学校（ろう学校）との連携」22.1%でした。また、「相談事業からの情報」16.9%、「相談支援職員との連携」6.5%といった回答も多くみられました。具体的には、ろう学校高等部の生徒が卒業後、何か困ったときに気軽に相談や支援と結びつくよう、在学時に施設見学をしたり、聴覚障害者情報提供施設の相談員や、相談支援事業所の専門員と連携するなどの例が見られました。

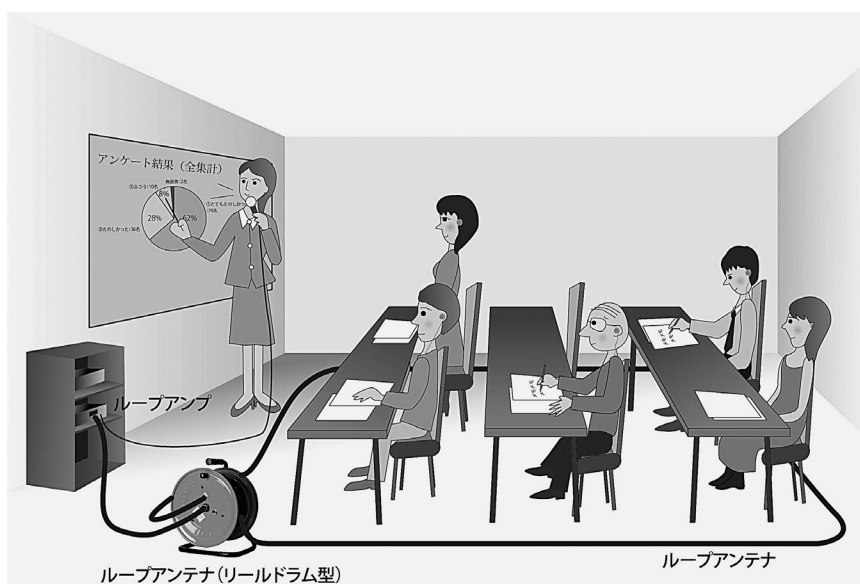


赤いエプロンをした難聴の利用者が手作りの「アイラブクッキー」で町民をおもてなし（与謝センター文化祭）

#### ④ プログラムや情報支援の充実を図る

放課後デイサービスでは補聴器を装着している児童や人工内耳の手術を受けた児童が利用しています。また、地域活動支援センターではろう者だけでなく、難聴者を対象としたプログラムを提供する施設があります。こうした難聴児・者が利用する施設では、手話だけでなく、要約筆記による情報支援や、補聴器でよく聞こえるように磁

気誘導ループを活用しています。孤立した生活を余儀なくされていた難聴者が、地域活動支援センターにきて、初めて要約筆記や難聴者のきこえを支援する設備である磁気誘導ループを知ることもあります。そのため、地域活動支援センターにおいて、要約筆記者の養成・派遣などの要約筆記制度に関する学習や、補聴器がよりよく活用できるように、言語聴覚士の協力を得て、耳の仕組みの学習や聴力検査を行っています。



磁気誘導ループ（資料提供：㈱ソナール）

### (3) 送迎体制について

実態調査の結果、聴覚障害者を利用対象として運営している事業所では利用対象者が少ないため、いくつかの市町村から利用者が通っているとの回答がありました。また地域活動支援センターのように市町村の地域生活支援事業に位置付けられたサービスでは送迎体制がなく、利用したくとも利

用できない聴覚障害者がいるとの回答もありました。現在、全日本ろうあ連盟や全国ろう重復障害者施設連絡協議会は、地域活動支援センターが広域事業として運営できるように送迎体制の整備等に関する予算措置を国に要望しています。

#### ① 広域による利用と送迎

訪問調査の対象となった千葉県にある2か所の地域活動支援センターのうち、千葉

市にあるセンターには、12市1町から利用者登録があり、各自治体からの補助金や交通費の助成内容が異なっています。また千葉県北東部の人口が約7万人の香取市にある地域活動支援センターは、施設に最も近い利用者でも徒歩で30分程度かけて通っています。隣の成田市や茨城県からの利用者もあり、中には片道50キロ、約1時間半送迎車に乗って通う人もいます。また、京都府北部の与謝野町にある生活介護事業所と地域活動支援センターには、1市2町から利用者登録があります。冬は積雪が多いこの地域は、過疎高齢化が進み、公共交通の少ない地域でもあることから、送迎はなくてはならない支援サービスとなっています。

## ② 車両（リフト車、ワゴン）の確保

利用者の送迎に必要な車両の確保は、行政からの車両貸与、民間助成金を活用した車両の購入、自己資金による新車・中古車の購入、レンタルやリースによる車両確保等、様々な方法により車両が確保されています。また、どうしても送迎車両が不足す

る場合は、職員の自家用車を借り上げる施設も見られました。今回訪問調査を行った千葉県香取市の地域活動支援センターでは公用車の確保が利用者、職員共通の願いでした。京都府与謝野町の地域活動支援センターでは、民間助成金を活用して送迎用ワゴン車を確保したり、法人の自己資金で中古車を購入する等、様々な努力がされていました。

## ③ 運転手の確保と安全体制

実態調査では、送迎車両の確保とともに送迎を担当する職員を確保することや、駐車場を確保することも施設充実の課題としてあげられていました。利用者の送迎については、日中支援にあたる職員が担当している施設、送迎専門の職員を配置している施設、送迎を外部の事業者へ委託している施設などがありますが、広域での利用となるため送迎距離が長く、送迎コースが多いといった特徴があります。そのため送迎を担当する職員が多く必要となり、施設運営費への影響が生じています。

車両購入に関する民間助成団体のリスト

助成団体名	参照ホームページ
赤い羽根募金	<a href="http://www.akaihane.or.jp/er/p6.htm/">http://www.akaihane.or.jp/er/p6.htm/</a>
24時間テレビ	<a href="http://www.nippon-foundation.or.jp/what/grant_application/programs/cars/">http://www.nippon-foundation.or.jp/what/grant_application/programs/cars/</a>
日本財団	
公益財団法人 中央競馬馬主社会福祉財団	<a href="http://www.jra-umanushi-hukushi.or.jp/28-jyosei/">http://www.jra-umanushi-hukushi.or.jp/28-jyosei/</a>
公益財団法人 損保ジャパン記念財団	<a href="http://www.sjnkwf.org/jyosei/jidousya.html">http://www.sjnkwf.org/jyosei/jidousya.html</a>
社会福祉法人 清水基金	<a href="http://www1a.biglobe.ne.jp/s-kikin/youkou.html">http://www1a.biglobe.ne.jp/s-kikin/youkou.html</a>
財団法人 安田火災記念財団	TEL 03-3349-3130 FAX 03-3349-3133
社会福祉法人 丸紅基金	<a href="http://www.marubeni.co.jp/home/kikin/hund.htm">http://www.marubeni.co.jp/home/kikin/hund.htm</a>

#### ④ 送迎費用の確保

送迎に関する加算は、就労継続や生活介護など自立支援給付による事業にはありませんが、地域活動支援センターの場合、自治体によって運営費補助金、事業委託費、地域生活支援給付金と、送迎費用の補助に関する取扱いが異なっています。

#### (4) 職員の採用と管理について

実態調査の結果では、職員採用に関する苦勞の第1位が「応募者が少ない」31.2%、第2位が「手話ができる職員の採用」24.7%、第3位が「聴覚障害者に理解がある職員の採用」「専門性・有資格者・有技術者の確保」で各々11.7%でした。

こうした実態をもとに、職員の募集、採用、管理のあり方について説明します。

##### ① 関係者同士のつながりを深める

実態調査の対象となった施設では、聴覚障害者団体の会員、手話や要約筆記サークルの会員が施設職員として採用されるケースが多くみられました。そこで、手話奉仕員養成講座や手話通訳者養成講座、要約筆記養成講座等の運営団体と、日中一時支援事業所やグループホーム等の支援事業所とが次のような連携を図ることが大切です。

- 1) 養成のカリキュラムに聴覚障害者の支援事業に関する講義を位置づける
- 2) 日中一時支援事業所に養成講座の受講者の見学、実習を受け入れる。
- 3) 養成講座の受講者に職員募集に関する情報を提供する。

また、他の障害者施設で経験のある職員

やろう学校の退職者が採用され、開設準備業務や設置後の運營業務を担当した事業所もあります。新たな事業所の設置を検討する場合、実績のある法人との相談、ろう学校との相談等を通じて、人と人のつながりを深め、職員の確保につなげています。

##### ② ヘルパー、手話通訳、要約筆記等の資格を有する人を評価した募集・採用

日中一時支援事業所やグループホーム等において聴覚障害の利用者（障害手帳2級）が全利用者の30%以上いる事業所において、手話通訳者等を配置することで聴覚言語障害者支援体制加算が得られます（聴覚障害児放課後等デイサービスは加算の対象となっていないため関係団体が対象にするよう要望しています）。

また、千葉、愛知、京都、大阪、兵庫では、民間助成金、障害者職業能力開発費、緊急雇用対策費等の予算を活用して聴覚障害者を対象としたヘルパー養成講座（介護職員初任者研修）を開講し職員の確保に努めています。

そこで、職員募集に際して、次のような工夫をしている事業所が見られました。

- 1) 職員募集要項に「手話通訳者、要約筆記者、ヘルパー（介護職員初任者研修修了者）の資格のある人を優遇」と明示。
- 2) 採用後に職員が資格取得をするにあたって、受講料の補助、資格取得祝い金の支給、資格手当の支給等、資格を評価する制度を創設。

##### ③ 安全衛生の推進

全国ろう重複重複障害者施設連絡協議会が2000年と2012年に聴覚障害者施設を対象として行った実態調査の結果、事業所で

働く職員の「負担感」について、「精神的負担感」に比べて「身体的負担感」が増加していると指摘しています。その原因の1つとして利用者の高齢化や障害の重度化が進み、介護を要する利用者が増加していること、2つ目に事業所に働く職員が非正規であったり、経験年数が短いことを挙げています。そして安心してしっかりと「聴覚障害」ゆえの様々な困難の克服に向き合えるよう仕事ができる労働条件・労働環境の整備、研修内容の改善が必要だと指摘しています。こうした指摘をふまえて、時間外・休日労働に関する協定の締結(36協定)、肩頸腕障害を予防するための検診の実施、「うつ」などのメンタルヘルス不調を未然に防ぐためのストレスチェックの導入、職員の健康管理等を効果的に行うための産業医の配置、職員の健康障害等を防止する安全衛生委員会の設置等、安全衛生活動の推進を図ることが大切なポイントです。

#### ④ 職場研修の推進

「福祉は人なり」といわれるように、施設の整備ではハード面での建物確保とともに職員の専門性や実践力が重要です。そこで施設における職員研修の時間の確保や研修制度の確立について説明します。

職員研修の形態には3つがあります。第1は職場内研修で、社会福祉をめぐる状況、運営法人の理念、施設の歴史、事業計画、利用者支援等について、職員間で学びあいます。第2は外部研修で、主に業務にかかわる研修会に参加し、研修終了後にレポート報告等を提出するものです。第3は自己啓発で、自ら設定した研修のテーマに関係する書籍を読んだり、研修テーマに即した研究会や研修会に参加し、自らのテーマを深めるものです。

福祉の現場では日常業務が優先し、研修が後回しになったり、その場限りの研修に

職員研修カリキュラム例

対象	内容	職場内教育	目 標	職場外教育	自己啓発研修
全職員		職員会議	職場の現状を知り、今後の方向性、課題解決について理解する。		
管理職		管理職研修	社会政策や制度の動向、事業所運営のあり方について理解する。	全国手話研修センター、ろう重複協議会、高齢施設協議会、情報提供施設協議会等の外部団体の研修会に参加する。	全日ろう連、全難聴等の関係団体の全国団体の大会に参加し、障害者運動の動向について理解する。
中堅職員 (3年目～5年目)		中堅職員研修	利用者、家族の思いを実現する事業のあり方について理解する。	全国手話研修センター、ろう重複協議会、高齢施設協議会等の外部団体の研修会に参加する。	全日ろう連、全難聴等の関係団体の全国団体の大会に参加し、障害者運動の動向について理解する。
新入職員		新規採用職員研修	事業所の沿革、理念、関係団体との関わりについて理解する。	全国手話研修センター、ろう重複協議会、高齢施設協議会等の外部団体の研修会に参加する。	



なることがあります。研修形態別、職員階層別に年間の研修カリキュラムを組み、計画的に職場研修を進めることが大切です。

## (5) 利用者の重度化について

利用者支援の困難さを施設の努力のみで解決を図るのではなく、利用者の実態を家族、関係者、行政にも理解を求め、利用者の実情に即した施設運営、制度へと改善していくことが大切です。

### ① 実態を明らかにして、家族や関係者などみんなで考える

運動と事業が一体となった施設づくりでは、施設が実現したあとも、施設の運営に家族や関係者が引き続き関われる取り組みが必要です。社会福祉法人千葉県聴覚障害者協会では、地域活動支援センターや就労支援事業所が実現した後も、千葉県ろう重複障害者施設をつくる会と共にバザーや交流会を開催しています。バザーでは就労支援事業所で作った野菜や、地域活動支援センターの利用者が作った小物を販売し、日ごろの事業内容について啓発しています。

また、関係者とともに今後の施設のあり方を考える研修会を開催し、施設運営の課題や問題を共有しています。

### ② 関係団体による要望活動

新たな制度の創設や制度の改善を図るため、全日本ろうあ連盟や全国ろう重複障害者施設連絡協議会は、毎年厚生労働省に対して施設運営に関する要望書を提出しています。これまでの要望活動により、視覚聴覚障害者支援体制加算の対象拡大、ろう重複障害の障害特性を障害支援区分調査マニュアルに反映させる等、制度の拡充や改善が図られています。

### ③ 事業の併設や移行

実態調査の結果から、利用者のニーズに則した支援ができるよう、地域活動支援センターに、就労支援事業所や生活介護事業所を併設したり、地域活動支援センターから他の事業に移行する事業所がありました。京都府与謝郡の地域活動支援センターは生活介護事業所を併設し、盲ろう者、高齢聴覚障害者等、個別支援が必要な利用者への対応を図っています。



# 5

## 利用者支援の ポイント

# 1 聴覚障害児支援のポイント

## (1) これまでの聴覚障害乳幼児・児童の支援

**Q** 障害者自立支援法では、障害児の施設体系が変わり現在に至っていますが、以前はどのような施設体系で、どのような支援が行われていたのでしょうか？

**A** 聴覚障害児を対象として支援する事業としては、「ろうあ児施設」(17施設)、「難聴児通園施設」(24施設)がありました。障害者自立支援法以降、「三障害一元化」により、これらの施設は、「福祉型障害児入所施設」、「通所支援児童発達支援センター」となりました。

「ろうあ児施設」では、「ろうあ児（強度の難聴児を含む）を入所させて、これを保護するとともに、独立自活に必要な指導又は援助をすることを目的とする施設」とされていました。家庭で養育できない事情にあるろう児が生活の場として施設を選択し、入所して自立の力を身に付け、自立を目指すということが支援の目的でした。ここでの支援は、「補聴機器と共に手話が社会自立・参加の上では不可欠」とされ、手話がコミュニケーション手段として位置づけられています。現実には手話のできない職員も配置されていました。

利用する児童が減り、施設数の減少や、他の障害（知的障害児）の利用が増えている状況のなかで、専門的な支援ができない状況も見られます。

「難聴児通園施設」では、「難聴の幼児を保護者のもとから通わせて聴能・言語訓練および生活訓練を行」うとされていました。聴覚活用、発音指導、視覚的手段の活用（キューサインなど）が訓練として行われていました。

ろう学校の幼稚部の教育相談は、家族の不安や聴覚障害のある乳幼児に、補聴器や人工内耳についての説明と取扱いの訓練、遊びを通じた社会性やことばの基礎を育てる取り組みが行われています。

現在、新生児聴覚スクリーニングは全国で60%の地域で実施されていますが、スクリーニング後の支援は、児童発達支援センターや特別支援学校「ろう学校」で行われることとなります。しかし、地域格差が激しい状況にあります。乳幼児期の支援体制の整備が求められているところです。

## (2) 聴覚障害児を対象とした放課後等デイサービス事業の取り組み

**Q** 聴覚障害児を対象とした放課後等デイサービス事業が各地で誕生しています。そもそも放課後等デイサービス事業とはどんな事業でしょうか？

**A** 放課後等デイサービス事業は、「学校（幼稚園及び大学を除く。以下同じ）に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与すること」（児童福祉法第6条）と規定され、6歳から18歳の障害のある

児童を対象として、放課後や夏休み等長期休業日に生活能力向上のための訓練および社会との交流促進等を継続的に提供する事業です。

提供されるサービスとしては、1.自立した日常生活を営むために必要な訓練、2.創作的活動、作業活動、3.地域交流の機会の提供、4.余暇の提供です。家族にとってはレスパイトケアの役割もあります。

2015年4月1日に「放課後等デイサービスガイドラインについて」(報告書)が出されています。事業の目的や事業内容としては、以下があげられています。

### ① 放課後等デイサービスの基本的役割

#### 1)子どもの最善の利益の保障

：学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行う

#### 2)共生社会の実現に向けた後方支援

：放課後児童クラブや児童館等の一般的な子育て支援施策を、専門的な知識・経験に基づきバックアップする「後方支援」としての位置づけ

：一般的な子育て支援施策を利用している障害のある子どもに対して、保育所等訪問支援を積極的に実施する等、地域の障害児支援の専門機関としてふさわしい事業展開

#### 3)保護者支援

：子育ての悩み等に対する相談を行う  
：家庭内での養育等についてペアレント・トレーニング等活用しながら子どもの育ちを支える力をつけられるよう支援する

：保護者の時間を保障するために、ケアを一時的に代行する支援を行う

【用語解説】ペアレント・トレーニング：親が子育てに取り組めるための親支援プログラム。

### ② 放課後等デイサービスの提供に当たっての基本的姿勢と基本活動

#### 1)基本姿勢

：子どもの最善の利益を考慮し、人権に配慮した支援を行うために、子どもの支援に相応しい職業倫理を基盤として職務に当たらなければならない

：子どもの発達過程や特性、適応行動の状況を理解した上で、コミュニケーション面で特に配慮が必要な課題等も理解し、一人ひとりの状態に即した放課後等デイサービス計画（＝個別支援計画）に沿って発達支援を行う

：基本活動には、子どもの自己選択や自己決定を促し、それを支援するプロセスを組み込むこと

：保護者との信頼関係を構築し、保護者が子どもの発達に関して気兼ねなく相談できる場になるよう努める

：学校との役割分担を明確にし、学校と連携する

#### 2)基本活動

ア自立支援と日常生活の充実のための活動

イ創作活動

ウ地域交流の機会の提供

エ余暇の提供

### ③ 職員の資質・専門性

「ガイドライン」では職員の役割として、以下があげられています。

1)子どものニーズに応じた適切な支援の提供と支援の質の向上

：放課後等デイサービス計画に基づく

PDCAサイクル等による適切な支援の提供

## 2) 研修受講等による知識・技術の向上

- ：放課後等デイサービスへの期待、関連制度、関係機関・団体の役割、児童虐待への対応、障害者の権利に関する条約等の知識
- ：障害種別や障害特性に応じた支援や発達段階に応じた支援、家族支援
- ：事業所内で開催される研修等に積極的に受講する
- ：知識・技術の習得に関する具体的な計画を立てる

## 3) 関係機関・団体や保護者との連携（障害児相談支援事業者、学校、保育所・児童発達支援事業所、他の放課後等デイサービス事業所、放課後児童クラブ、保護者との連携）

## 4) その他

- ：保護者に対する相談支援
- ：苦情解決対応
- ：緊急時の対応と法令遵守
- ：非常災害・防犯対応
- ：虐待防止の取組
- ：身体拘束への対応
- ：衛生管理・健康管理
- ：安全確保
- ：秘密保持等

**【用語解説】** PDCAサイクル：plan-do-check-actで計画—実行—評価—改善を繰り返し、支援を改善していくこと。

\* 「ガイドライン」では、他に設置者・管理者向けと児童発達支援管理責任者向けのガイドラインが書かれていますが、ここでは省略します。

上記「ガイドライン」①～③の内容を実践するだけでも専門的な実践力が求められていることがわかります。

## (3) 聴覚障害児への支援ポイント

**Q** 放課後等児童デイサービス事業の意義や役割については、わかりました。では、聴覚障害児にこのサービスを提供する、また事業を展開していくとき、具体的にどのようなことが大切となるのでしょうか？

**A** 聴覚障害児を対象とした放課後等デイサービス事業では、当然のことながら「ガイドライン」の内容をふまえたサービス提供、実践が求められます。これに加えて、聴覚障害に配慮した支援を行う必要があります。

「聴覚障害児・者の地域生活支援に関する実態調査」（以下「実態調査」）で児童デイサービス事業に関して特徴的に示された課題を取り上げて、聴覚障害児への支援ポイント（ただし一般的な児童支援ポイントのはのぞく）をあげていきたいと思います。

### ○ 事業所での日々の活動・土曜活動・土曜企画・長期休暇中の取り組み、地域活動等

例1・送迎 宿題 遊び おやつ 送迎  
\*長期休暇中：企画（ボウリング、おやつづくり 工場見学）

例2・放課後：送迎 学習 あそび おやつ 迎え  
\*長期休暇：送迎 学習 昼食 取り組み まとめ会 送迎

例3・送迎 宿題 おやつ 手話タイム 遊び 終わりの会 送迎

ポイント⇒

1) 日課は学習と遊び、おやつ、送迎で構成

されている。それぞれの場面・取り組みで職員と児童、児童相互のコミュニケーション、関わりを豊かにする。

- 2) そのための原則は、自己選択、自己決定、自己主張と他者との協調。手話や音声（補聴器・人工内耳）等コミュニケーション手段を駆使して原則に則った支援を行う。
- 3) 土曜活動・土曜企画・長期休暇中の取り組み・地域イベント参加において、他所に出かける場合、移動中または行き先々でのコミュニケーション支援と情報支援。

#### ○ 未就学児支援の経験が少ない【利用者支援で難しい点・専門的な支援】

##### ポイント⇒

- 1) 聴覚障害乳幼児の発達について理解し、支援技術を学ぶ。  
聴覚障害児の身体発達、言語発達、社会性の発達について理解する。
- 2) 両親と乳幼児とのコミュニケーションを促す。
- 3) 両親に対して、1)の内容を適格に伝える。  
また、制度、社会資源、機会等の情報提供を行う。両親に対して心理的な支援を行う。

#### ○ 遠隔地の聴覚障害児が利用できない【利用者確保で取り組んでいること】

##### ポイント⇒

事業所全体の運営課題。聴覚障害児やその家族は、広域な地域に点在しているため、聴覚障害児の児童デイサービス事業所が1カ所だけだと、利用できないケースが必ずでてくる。必要な地域での事業所の開設を図る（そのための検討を行う）。

一方、近隣に在住していても、事業を利

用しない児童・家族もある。児童や家族の置かれた状況を、学校と連携しながら把握し、問題がある場合（主に家族の障害受容の不十分さ、地域のなかでの孤立、育児放棄等）は、関係機関と連絡・連携して支援に結びつくようにしていく。

#### ○ 災害時の対策（備品管理 保護者との連絡等）【財政・施設・設備・人材等確保・整備等の課題】

##### ポイント⇒

- 1) 災害時対策、防犯対策、安全管理において、聴覚障害児の特性に合わせた、備品、設備について検討する。  
例 パトライトの設置 電光掲示板の設置 緊急点滅ランプの設置
- 2) 避難訓練を定期的に行う。
- 3) 保護者との連絡網を作成する。定期的に通信の試行を行う。

#### ○ 全体が見回せない建物の構造となっている。【財政・施設・設備・人材等確保・整備等の課題】

##### ポイント⇒

- 1) 建物の構造によって、職員、利用児ともに、視覚情報が遮られ、日課の取り組みや緊急時の対応が妨げられる。建物選定時（自前の場合は設計時）に、聴覚障害児の特性について配慮しなければならない。
- 2) 建物を改築したり、他の建物に移転が難しい場合、ビデオカメラ、モニターを設置して、施設内（外）がモニターでチェックしたり、相互に発信できるようにする。

\* 2016年7月の神奈川県障害者入所施設での事件から、防犯対策も求められる。防犯カメラ・モニターの設置が求められるが、上記2.と兼用することが可能である。

○ **スタッフの育成【現在の運営課題】／  
聴覚障害児・ろう重複児の接し方が  
わからず辞めてしまう。【職員採用の  
苦労】**

**ポイント⇒**

- 1) 聴覚障害のある児童の発達や心理についての知識、心身の発達支援についての知識と技術、コミュニケーション能力（手話でのコミュニケーション能力含む）が必要とされる。
- 2) 重複障害がある場合（主に知的障害、発達障害、身体障害、内部障害）、1)と合わせてそれぞれの障害についての知識、支援能力が求められる。
- 3) 1)2)を事業所内外の研修機会を利用して研修する。

\* 放課後等児童デイサービス事業の指定基準では、管理者、指導員又は保育士、児童発達支援管理責任者、その他職員（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理指導担当職員等 保育士・指導員と兼務可）が示されています。

指導員は、社会福祉士、精神保健福祉士、教員免許所有者の他、大学で社会福祉、心理学、

教育学、社会学を修めた者、児童福祉事業の実務経験2年以上でなることができる任用資格です。

児童発達支援管理責任者は、「個別支援計画」を作成し、支援・療育に関する現場監督を行います。児童発達支援管理責任者になるには、5年又は10年以上（有している資格による）の実務経験があり、都道府県の行う研修会（「児童発達支援管理責任者研修」および「相談支援従事者初任者研修」）を受けることが必要となります。

一般的な児童支援の課題として、家庭の貧困、児童虐待、いじめ、不登校、引きこもり、などがあげられます。また、発達障害を有する児童・生徒への支援も重要な課題となっています。これらの問題に直面している子どもたちも、放課後等児童デイサービス事業を利用する子どもたちに含まれています。子どもたちの発達支援の場であると同時に、心と体を癒す居場所としての役割、関係機関や専門家と連携した家庭支援を行う事業所としての役割も放課後等児童デイサービス事業にはあります。

**参考資料：2016年度全国聴覚・ろう重複児施設協議会（2015年3月設立）加盟団体一覧**

事業所名	所在地
クラブかたつむり	東京都国分寺市
きこえこども支援センターひなげし	石川県金沢市
聴覚・ろう重複センターつくしっこ	愛知県名古屋市
聴覚・ろう重複センター茜	愛知県岡崎市
聴覚・ろう重複センター楓	愛知県豊橋市
京都聴覚障害児放課後等デイサービス「にじ」	京都府京都市
舞鶴市聴覚障害児放課後等デイサービス「さくら」	京都府舞鶴市
たじま聴覚障害者センター児童通所支援事業所	兵庫県豊岡市
放課後等デイサービス手と手の広場	広島県広島市
放課後等デイサービス「デフキッズ」	鹿児島県鹿児島市



## 2 ろう重複障害者支援のポイント

**Q** ろう重複障害者とは、どのような方々でしょうか？

**A** 障害が一つだけでなく、いくつか重なっていることを重複障害と言います。ろう重複障害とは、耳が聞こえない、または聞こえにくいといった聴覚障害と他の障害が重複してある状態のことです。重複する障害は、精神障害や知的障害、視覚障害、肢体不自由、内部障害、発達障害など様々です。一口にろう重複障害者と言っても、聴覚障害になった年齢、重複する障害の種類や数、障害の程度、本人の生い立ちや置かれている環境、暮らしぶりなどによって抱える問題は様々ですが、共通点としては周囲の人とのコミュニケーションが困難なため、本人の思いや願いが理解されにくく、適切な支援が得られにくいという問題をはらんでいます。

例えば、聾学校時代には、重複児童の学級などで、同じきこえない仲間集団や専門性をもつ先生方の集団の中で、自分らしくコミュニケーションをとり、信頼関係を基礎として自己肯定感を育んできた子供たちが、卒業後、地域の作業所などに通い始めた時、周りに同じような聞こえない仲間集団がなく、通じ合える関係を築けないまま、集団の中で孤立してしまう例が少なからず存在します。その結果、自信を失い、生活の意欲をも失い、家に閉じこもってしまった例もあります。

そこで、これまでから、聾学校の親の会などがろう重複の子どもたちが卒業後に孤

立することなく安心して通うことができる、ろう重複障害者のための作業所建設などに取り組んで来ました。このように、制度の谷間にある「ろう重複障害」への、支援の専門性を明らかにして、支援体系を整備していくための活動が重要となっています。

**Q** 具体的に、どのような社会的障壁があり、どのような困難・生きづらさを抱えておられ、どのような支援を求めておられるのでしょうか？

**A** 上述の通り、一口にろう重複障害者と言っても、障害の状況、生い立ちや置かれている環境、暮らしぶりなどによって困難さ・生きづらさは様々であり、また一人ひとりの思いや願いも様々であるため、求められている支援も様々となります。ここでは、具体的な支援実践を手がかりに考えて見ます。その際に、一人ひとりの「障害」・「発達」・「暮らし」を丸ごと理解して、本人の思いや願いに寄りそう支援（自己選択と自己決定を支える）を大切にしたいと考えます。

また、障害があるから困難や生きづらさがあるのではなく、本人の思いや願いが理解されたり共感されたりする様々な集団の保障などの環境が、身近に整わないために、そのことが社会的な障壁となって困難や生きづらさを生じさせるという障害の捉えかた、「社会モデル」に立って、環境の整備や調整、支援を考えていきます。

## ① 聴覚障害と知的障害のある花田さん (仮名) ご夫婦の地域生活を支える

花田さんご夫婦は、ご夫婦ともに生まれついでろう者で軽度の知的障害が重複してあります。ろう学校卒業後、地域の同じ作業所に通い、長年の交際を経て結婚。現在、結婚生活20年になる50代のご夫婦です。

ご夫婦共に、読み書きが苦手なこともあり、市役所などから届く様々な郵便物が理解できずに困ることがあります。また、年金や作業所のお給料が入ると、食材や日用品を大量に購入してしまい、生活費が底をついてしまって、次の年金支給日まで、生活費がなくなり困ったこともありました。

妻は、簡単な調理ができるので、がんばって調理しているのですが、最近、夫の血圧が高く、周囲の人たちからは塩分を控えた食事が良いと言われていました。しかし、具体的にどうしたら良いのか分からないと悩んでいます。

近年、これまでご夫婦を支えてきた地元の聴覚障害者協会と手話サークルのメン



バー数名が、ホームヘルパーの資格をとったことをきっかけに、花田さんご夫婦のホームヘルプに入ることになりました。

今では、ホームヘルプの支援として、郵便物の内容を一緒に確認して、市役所などに手続きが必要な際には、市役所の設置手話通訳者と連携して手続きの支援をしています。また、毎回の訪問時には、ご本人と一緒に家計簿をつけて、年金の範囲で上手にやりくりできるように相談しています。社会福祉協議会の地域福祉権利擁護事業も活用して、生活支援員さんと月に2回程度、家賃や光熱水費の支払、日常の生活費を銀行へ引き出しに、一緒に行って支援を受

### 聴覚障害者のための地域活動支援センターなどにおける 社会的リハビリテーションの実践

花田さんご夫婦は、普段は、作業所に通い仕事をしていますが、週に1～2回程度、聴覚障害者のための地域活動支援センターにも通われています。

そこでは、同じ聴覚障害者同士が集まり、自分の趣味や特技を活かして創作活動や生産活動に取り組んだり、社会生活に必要な様々な学習に取り組んだりしています。例えば、「市民検診について」「緊急時のFAX119について」「食生活と健康について」「防災について」「マイナンバーについて」「悪徳商法について」など、地域生活に必要な、様々なテーマで学習会を開いてお互いに学びあったり、料理教室をしながら、健康について考えたりといった集団の力を活かした支援を展開しています。

### ●花田さんの思いや願い

- ・読み書きは、苦手でも、郵便物の内容を知りたい。一緒に内容を確認してくれる人がいたら安心。
- ・年金の範囲で、暮らせるようになりたい。作業所の給料はためて、夫婦共に聴覚障害者協会の旅行などに楽しく参加したい。

### ●花田さんを支える支援機関など

聴覚言語障害者支援センターの相談支援専門員、手話のできるホームヘルパー、地域福祉権利擁護事業の生活支援員など。

けています。この生活支援員さんは花田さんご夫婦との出会いをきっかけに手話サークルに通って手話の勉強を始めました。

料理については、ヘルパーと一緒に料理をすることで、栄養バランスを考えたり、塩分控えめの味付けをヘルパーと一緒に確認しながら進めています。作業所でも月に1回料理教室があり、塩分控えめの料理を教えてもらうことがあります。

作業所の職員やホームヘルパー、地域福祉権利擁護事業の生活支援員など、花田さんご夫婦を支える関係機関をつなぎ調整する役割として、聴覚言語障害者支援センターの相談支援専門員が、定期的には花田さん宅を訪問したり、関係者を集めてのケース会議を開催したりしながら花田さんご夫婦を支援しています。

## ② 聴覚障害と精神障害のある三田さん（仮名）をグループホームで暮らしを支える

三田さんは、40代の女性です。ろう学校で口話教育を受けて育ちました。同級生の中では、口話が上手だと先生にほめられていました。卒業後、洋裁の会社に就職しましたが、同僚とコミュニケーションがとれず、昼休みはいつもひとりぼっちで過ごしていました。1対1の会話なら相手の口形を読み取って会話ができても、複数でのおしゃべりには、ついていくことができませんでした。孤独感から、やがて、仕事を休みがちになり、精神科を受診すると躁鬱病と診断され、退職。その後は、笑顔もなくなり、同居の両親にも話さなくなり、6年間を家に閉じこもって過ごしました。三田さんを受け入れ、励まし合い支え合う仲間集団の保障がなく、結果としてそのことが社会的な障壁となり、家に閉じこもってしまったと言えます。その後、妄想と独語が出るようになり、統合失調症との診断が出ています。

困り果てたご両親が全国を探し回って、ろう重複の専門の入所施設があることを知り、遠方から入所しました。そこでは、同



じ聞こえない仲間たちと共に暮らす中で、三田さんは徐々に自分らしさ取り戻していきました。入所当初は、常にうつむき加減で、相手の目を見て話すことがなかった三田さんですが、今では、手話で相手の顔を見て話されるようになり、笑顔も見られるようになりました。日中は縫製作業のグループのリーダーとして、朝礼や終礼の司会を職員の支援のもとで、しっかりとこなされます。

入所の仲間たちでつくる自治会活動にも積極的に参加され、会計担当として役割を果たされるようになりました。

しかし、40代後半となり、結婚していな

#### ●三田さんの思いや願い

好きな人ができて結婚することに憧れている。グループホームで自分だけの部屋（個室）で暮らしたい。料理もできるようにになりたい。など

#### ●三田さんのグループホーム入居後の支援

暮らしの場の支援：グループホームの世話人による暮らしの支援や相談など。

就労支援：聴覚障害者のための通所の就労継続支援B型事業所でパンづくりの仕事につく予定。

日常生活の支援：定期的な通院には、聴覚言語障害センターに手話通訳を依頼する。これまで、入所施設で暮らしていたため、FAXによる依頼の経験がない。グループホームの世話人と一緒にFAXを送る練習をする予定。

い自分のことが不安になり、気持ちが落ち込むことがあります。職員さんが結婚したりすると、あこがれの気持ちと自分自身とのギャップに苦しみます。

時々、季節の変わり目になると、しんどくなり、表情が硬く、独語が激しくなります。月に一度、施設に聴覚障害者の精神保健福祉士の方が、来所してカウンセリングをしてくれています。三田さんは、カウンセリングで、自分のことをゆっくりと聞いてもらおうと安心できるようです。

昨年、入所施設が運営するグループホームが開所して、先日1ヶ月間の体験入居にチャレンジしました。調理の経験がほとんどないので、一人では難しいですが、世話人さんと一緒に調理にもチャレンジしました。お皿洗いや配膳は、昔、家でもやっていたので積極的に担われました。現在の二人部屋の施設から、個室のグループホームに入居することを楽しみにされています。

#### ③ 聴覚障害と重度の知的障害、精神障害、てんかん発作のある中村さん（仮名）を入所施設で支える

中村さんは、51歳の女性です。幼少期から、知的障害児の入所施設で暮らしながら、養護学校に通われました。卒業後、数年を経てろう重複の入所施設に空きができたことをきっかけに移ってこられました。現在、入所から24年目となっています。

中村さんとの対話は、身振り・表情・絵画・行動などです。彼女の発するサインをキャッチしながら、その時々何気ない対話を大切にしてきました。

施設の作業グループでは、毎日の作業終了後のまとめ会を大切にしています。今日の作業では、何をがんばったのか、一人一



人に自分なりに手話や身振り手ぶりで表現してもらうことを大切に日々積み重ねています。また、同じようなことばの力を持つ集団で「ことばの学習」を毎月開催しています。例えば、冬には雪だるまをみんなでつくったり、みんなで一緒にお好み焼きをつくってみたり、一緒に散歩に行って道端の花をつんで帰ってきたり、季節に合った取り組みをしながら、その後、取り組みの様子を思い思い絵で表現してもらい、一人一

人に手話や身振り手振りで報告してもらう学習を積み重ねています。お互いに一緒に楽しんだり、一緒に心を合わせて、心を通わせて何かをつくりあげたりする過程を大切にしながら、共通の体験が共通のことばを増やしていきます。

中村さんも、「ことばの学習」では、いつも自分なりの絵を描かれます。様々な色を虹のように描かれます。

また余暇活動の一環では、「お花サークル」に所属され、大胆にお花を活けられます。

仲の良い伊藤さん（仮名）とは、食事の時には、いつも隣同士に並んで食べます。隣に伊藤さんがいると安心できるのかとても幸せそうな表情で食べる姿が印象的です。

施設では、週に2回、入浴介助を行います。お風呂は大好きなので、声かけすると喜んで入浴されます。援助員が頭と背中を洗う際には、洗いやすいように身体を微妙に調整してくれます。援助員による一方的な介護ではなく、中村さんと援助員との共同作業であり、これも中村さんとの大切なコミュニケーションだと感じさせられる瞬

### 重度知的障害が重複してある方々の健康管理の困難さ

中村さんのように、重度知的障害が重複してある方々の場合、自分の体調の異変を周囲に伝えることが困難なことが多く、体調の異変に周囲が気付くのが遅れてしまい、治療が遅れてしまうことがあります。また、支援者が体調の異変に気付いて治療に結びつけた場合でも、本人が治療の意味を理解できず、治療を拒否してしまい、適切な治療を受けられないこともあります。

日々の支援の中で、毎日のバイタルチェックによる確認や、着替えや入浴の際には身体の異変がないか確認したり、定期的な診察や健診も重要です。また本人から表出されるちょっとしたサイン、表情や行動を見落とさない職員集団による気づきの目も大切になります。

間です。その後、すっきりした気持ちを、中村さんは笑顔で表してくれます。

近年、中村さんは、身振りでの表現が少しずつ見られるようになってきました。その中のひとつが、「右手をぐるぐるまわす」表現です。これは「コーヒーがほしい」との訴えです。しかし、コーヒーをいれると美味しそうに飲み干される時があれば、少しだけ口をつけてじっと座っているだけのこともあります。まるで「そばにいてね」と思いを伝えているようでもあります。また、あるときは、いつもよりも大きく力強くぐるぐるまわされることがあります。コーヒーかなと思いコーヒーをいれても、見向きもされません。大好きな絵を描きたいのかなと、色鉛筆と紙を差し出すと、熱心にいつもの虹の絵を描かれました。絵を描く様子を見ていると、描くことを楽しんでいる時があれば、自分自身の様々な気持ちを絵を描くことで整理をはかっている様に感じられる時もあり、同じ虹の絵でも表現される思いは様々なように感じます。援助員は、中村さんのその時々表現から思いを汲み取ろうと寄りそってきました。現在、中村さんの作品は施設のあちこちに飾られ、私たちに彩を与えてくれています。

## Q ろう重複障害者の支援のポイント は？

**A** まずは、支援チームのメンバーと共に、本人を知るための客観的事実を詳細に集めて、アセスメント（本人の状態を把握）することから始まります。

次に、本人を知るためには、本人への聞き取りはもちろんのことですが、他にもこれまで本人と関わってきたご家族や支援

者、学校時代の先生などに本人の生活史や置かれてきた環境などを詳しく聞き取ることも有効です。

そして、本人の日々の様子を正確に丁寧に記録して、本人の全体像をつかみながら、どのような思いや願いがあるのか、支援者同士で集団的に論議して、支援の方向性を確認していきましょう。支援の方向性は、本人にも丁寧に説明し、本人と確認しながら進めていく必要があります。

ろう重複障害者一人ひとりの、ことばになりにくい願いを知るためには、本人に寄りそう支援の中で、信頼関係を築きながら進めていく必要があります。

また、ろう重複障害者一人ひとりのコミュニケーションの状況や言語獲得の状況を把握して、一人ひとりに合わせたコミュニケーション支援や情報提供支援を実践していくことが重要です。本人に合った様々な集団（就労の集団、趣味など余暇活動の集団、暮らしの場などの自治活動の集団、地域の聴覚障害者協会などの集団など）を保障しながら、共通の体験を基礎に、コミュニケーションが豊かなものになるよう支援します。

コミュニケーションが豊かになるためには、次の三つの要素が必要と考えられます。

『伝えたい相手がいる（仲間集団の保障、分かってくれる人がいる）』

『伝えたい体験がある（共に暮らしたり、共に働いたり、共に活動したりする中で、共通の体験を得る）』

『伝えるための手段がある（手話、身振り、指さし、表情、行動、イラスト、写真、具体物など、一人ひとりに合った手段）』の三つです。

本人に様々な集団を保障することによ

り、集団の相互作用により、他者の願いや暮らしぶりや価値観に触れ、本人の思いや願いがさらに豊かなものになるように、集団全体を支援していくことも重要です。一

人ひとりの個別の願いが集団の中で、みんなの願いとなり、様々な人たちの力を借りながら願いが実現できるように支援していきましょう。

### 3 高齢聴覚障害者支援のポイント

**Q** 高齢聴覚障害者の置かれてきた状況はどのようなものでしょうか？

**A** 今から24年前の1992年4月、高齢聴覚障害者を対象とした実態調査や5000万円もの募金活動により、京都府綾部市に高齢聴覚障害者のための特別養護老人ホーム「いこいの村・梅の木寮」が開所しました。施設には社会的問題が持ち込まれると言われますが、老人ホームも例外ではありません。梅の木寮では、開所して1年の間に、3名が命を絶たれ、定員の半分の25名もが入院治療となりました。一人暮らしから念願の入居を果たされたある女性は、入居時に持参された医師の紹介状では、乳がん手術をしたことと転移の兆候はないことが明記されていました。しかし、入居後すぐに右頸部の異常を看護師が発見します。本人に尋ねると、「ずっとあった」とのことでした。梅の木寮の看護師が同行して、すぐに通院したところ、「転移」が認められたのです。紹介状の記述が否定されるという重大な事実には愕然とし、これを契機に全員の紹介状を鵜呑みにすることを止めたのです。

この方の他にも、胃がん、大腸がんといった重篤な病気が発見されたり、検査入院が必要になったりする方が次々出てきました。ろう者だから病院が受診や手術を

拒むという時代は克服したと言えども、診察・治療が適切だったのかどうか、手話通訳を含む意思疎通の援助が適切であったのかどうか、さらに当事者の病気に関する認識に寄りそう援助だったのかどうか、そして何よりも深く考えさせられたのは、入院治療となった入居者の「生きたい。もっともっと生きたい」という叫びでした。

梅の木寮と同じ綾部市内にある特別養護老人ホームの、入居者の平均年齢は、梅の木寮よりも10年も高く、「生存の時間的な幅も平等であるべき」という思いを強くしました。

梅の木寮開所から14年後の2006年4月には、兵庫の仲間たちの5億円を超える募金運動など、大運動により特別養護老人ホーム「淡路ふくろうの郷」が、兵庫県淡路島に開所しました。

ふくろうの郷には、「人生」が丸ごと持ち込まれました。しかし、ほとんどの方々の人生は「空白」です。入居者のほとんどが自らの人生を伝えるべき共通言語の獲得を阻まれてきました。客観化できずにきたという事実そのものが人権問題であり、社会問題だと言えます。

入居の方々、一人ひとりの人生が示すものは、人としての尊厳・基本的権利が踏みこまれた貧困・差別の人生と言えます。教育免除や猶予という過去の「行政処分」により、学校で学ぶ、学習する権利を奪わ

れてきた方々。本人の意向を無視して、精神病院に約50年も強制入院させられた方。就学はわずか2年、母親の死、家庭崩壊、戦争、生きていくために窃盗を繰り返して刑務所に入れられた方。優生思想により父親の意志で断種手術を受けさせられた方。淡路ふくろうの郷が発行した『地域で生きる暮らしをつくる（5周年記念誌）』には、そういった方々の人生の断片と内なる願いが実名で発信されています。

**Q** 高齢聴覚障害者支援で大切にしたいことはどのようなことでしょうか？

**A** 人として尊厳のある暮らしと人生は、生物としての「生」ではなく、社会的で文化的な「生」です。「孤独」「孤立」の厳しい人生を生きてこられた高齢聴覚障害者は、「ろう者はダメなんだ」と自分自身を否定しがちです。ワクワクする明日のない今日は暗いものです。自己否定を

再度否定し直すこと。一般的には、エンパワメントと言われていますが、自己変革・全人的発達と言ってよいと考えます。

ふくろうの郷では、暮らしの4つの基本柱を掲げて、「明日が楽しみ」になる取組みを始めました。それが、「ふくろう大学（学びの場）」、「ふくろう工房（働く場）」、「自治会活動（入所者主体の生活作り）」、「ゆったり寛ぐ（全室個室のユニットケアにより、入所者一人ひとりの生活のベース、習慣を大切にします）」の4つです。

この4本を暮らしの柱にして、入居者はさまざまな「発達の体験」を重ねるのです。日本の伝統的な文化や季節に合わせた行事など、ろうあ協会の活動をリードした人や体験した人は、例えば「私たちも、海水浴に行きたい」「運動会をやりたい」「温泉旅行に行きたい」と暮らしづくり、楽しみづくりの話し合いを引っ張って行かれます。発言できない人、発言者の手話が読めない人もたくさんいます。しかし、発言しない、黙っている人だからといって、海水浴の参



「自分を語る」黒崎時安さん（淡路戦争展にて）



加希望がないのか、意思を持っていないかというところではありません。大きな海水浴の写真に併せて、生活援助員が海水パンツに浮き輪を腰に、海水浴の計画を伝える工夫をします。黙っていた人の表情に変化が生まれ、当日、援助員と一緒にいそいそとバスに乗り込まれます。その行為が意思表示であり意思の決定です。手話通訳の単発的派遣では、このような意思形成や意思決定は困難でしょう。一緒に暮らしているという継続的な関係、それは、食事・排泄・入浴・睡眠などの「生理的ニーズ」や「安心」「愛情」「所属集団」などのニーズの充足を支える信頼関係に基づく継続的な関わり、それが意思疎通・意思決定を促し高めているのです。

意思疎通も含めた全ての生活行動が、発達の体験として生かされ、自己否定からも解き放されていきます。

さらに、地域の聴覚障害者協会や、地域の学校などからの要請で「人生を語る」をテーマとして講師を務められます。もちろん職員の援助が必要ですが、これらも自己変革に不可欠な体験となります。その語り

を映像や紙芝居風の画にしたり、あるいは文章化して発信していく援助も大切にしたいものです。

淡路ふくろうの郷では、関係者の協力も得て、最長寿では大正4年生まれの方など戦争の時代に、また戦後の新憲法のもとで、今日までたくましく生き抜かれた方々の自分史の発行を継続的に援助した「ふくろうまなびあい文庫」を創刊しています。「高齢者が一人亡くなると図書館が一つ消える」といわれています。一人ひとりの人生の中で蓄積されたものを受けとめ、次の時代に受け継がれる取り組みを進めましょう。

介護保険によるものに限らず、ケアプランの基本は一人一人の人生と暮らしであることをスタッフで話し合ひましょう。

**Q** 高齢聴覚障害者の暮らしと人生に寄り添う支援のポイントはどのようなことでしょうか？

**A** 人権を奪われ差別され続けてきた人の、声・意思・意志は、すぐには私たちには届きません。外に表明されていな



ふくろう学びあい文庫（土居さん）

い、その人の心の内面に秘められたもの『蓄積されたもの』が手話と暮らしと人生です。高齢聴覚障害者の多くは、相手に伝える共通言語の獲得保障が不十分であったり、伝える意欲を奪われて失ってしまっているため、意思疎通が困難です。それは決して伝えたいこと、伝えたい人がないわけではありません。

行政や最近の制度は申請主義がさらに強められ、本人が声を上げなければ対応しません。行政や援助者が当事者に接近していくこと、奪われ、抑圧された希望や要求や実態を掘り起こしていくこと、つまりアウトリーチが強調されている理由はそこにあります。

行政や社会から疎外・排除されるだけでなく、仲間からも切り捨てられるという不幸をこれ以上拡大してはなりません。社会的孤立は命を奪います。

援助者は、①聴覚障害者の暮らしをトータルに捉える視点を持ち、②継続的なかわりができ、③グループワークなど聴覚障害者集団の形成を促し、④援助者の専門職集団としての形成が必要です。

**Q** 高齢聴覚障害者への生活介護における具体的な留意点は何でしょうか？

いこいの村・梅の木寮における高齢聴覚障害者支援の留意点をご紹介します。

① 私たちも（家族も）暮らしたいと思える生活支援をめざします。

② 二つのソウゾウリョクを駆使して利用者支援をします

- ・相手の立場に立って考え、支援する（想像力）
- ・できることは何か、工夫できることは何か（創造力）

③ 利用者の皆さんは人生の大先輩です。

聴覚に障害があったり、高齢になって耳が聞こえにくくなったり、目が見えにくかったり、身体が思うように動きません。しかし、一人ひとりがかげがえのない生活体験を蓄積されていることに注目したいものです。

ですから、敬意をもって接することが大原則です。高齢の方への配慮（言葉づかい・関わりなど）を充分にし、人権と感情・相手の気持ちを尊重した介護をしましょう。

④ 利用者・同僚・ご家族・お取引先様・見学者に対する挨拶を大切にします。

人間関係を円滑にするうえで挨拶は基本です。コミュニケーションの第一歩です。

笑顔で元気よく自分から挨拶をしましょう。ただし認知症の方とのコミュニケーションにおいては必ずしも笑顔で対応することが最適でない場合もあります。最近紹介されている「バリデーション」の理論と技術についても職場で学び合いあいましょう。

⑤ 食事援助では調理員や栄養士との連携（コミュニケーション）をしっかりとります。

一人ひとりの利用者のこれまでの食生活をたずね、食べなれた食事を尊重しつつも、新たに文化としての食生活の楽し

みを創っていききたいものです。調理への参加や、料理・おやつ作りの機会を持つことで、その体験の中でこれまでの食生活が語られ、また希望が出されます。希望が膨らむためにも外食体験も計画していききたいものです。

⑥移動介助・起居介助では利用者のできる力を引き出す視点を持ち、安心を持ってもらえる言葉かけ、安全を配慮した環境整備をしてから支援します。

- ・移動・移乗時には利用者の前に回り込んで目線を合わせた状態でコミュニケーションをとります（今からすることを伝えてから支援する）。
- ・排泄・入浴時の移動・立位などの援助は利用者の体を持った時に背中などをやさしくたたいて合図をしてから呼吸を合わせて動いてもらいます。

なお、介護理論と実技は最新の科学的知見を取り入れて職員集団でスキルアップに努めたいものです。腰痛・頸腕・抑うつ等、職員の健康を守り、しんどさを出し合える職場づくり、小さな改善を積み上げていきましょう。

⑦排泄介助では羞恥心を持っている利用者の気持ちを理解し、配慮ある支援をします。

- ・利用者の部屋に入るときは扉をノックしたり、パトライトを押してから入室します。
- ・プライバシー保護のため、必ず部屋のカーテンを引きます。

⑧掃除は、掃除をするのではなく、きれいにするという気持ちで行ないます。

- ・感染予防時などのマスク着用はやむを得ませんが、利用者と話すときは一時マスクをはずして話をします。マスクをしていると伝わりにくく、表情や口の動きが読み取れません。

#### ⑨聴覚障害者の支援（ろう者）

コミュニケーション方法は、一人ひとり違います。その人に合わせた伝え方で行ないます。

- ・手話（手話は言語です）
- ・身振り・手振り
- ・写真・イラスト・実物を使って伝えます。
- ・伝わりやすい場を工夫しましょう。施設に入居されている場合、病気の会話が必要な時は、居室だけにこだわらず、医務室に案内して会話をします。
- ・本人が拒否している場合は無理に会話を強制せずに時間を置きましょう。日頃からの信頼関係の蓄積が何よりも大事になります。

#### ⑩聴覚障害者の支援（難聴者）

中途失聴・難聴者など、高齢になってから聞こえにくくなった方の場合、手話よりも筆談や読話（口の形を見て読み取る）などによるコミュニケーションが中心となります。

- ・話すときは、紙とペン（または書きペン）などを使って話します。
- ・口を大きく開けて、ゆっくりはっきりと話します。

#### ⑪盲ろう者への支援

話をするときには、まず利用者にやさしく触れ、次に自己紹介をします。



書きポン。付属のペンで書き、レバーを押すと文字が消える。

- ・触手話、手のひら書き（かな・カタカナ）など、利用者に合ったコミュニケーション方法で伝えます。
- ・話す内容（目的）を伝えます（その前に日時・気候なども伝えます）。
- ・一つ一つ伝わったかどうか確認してから、次に話を進めます。
- ・移動時はその人に合った方法で支援します（両手手引き・腕を持ってもらうなど）。



6

事業成功の秘訣

「聴覚障害児・者の地域生活支援に関する実態調査」(以下実態調査)では、77の事業所から回答を得ましたが、それぞれの実態や課題、成果が示され、示唆に富む内容となっています。ここでは、実態調査から得られた示唆にもとづいて、(1)職員の確保、(2)事業開始までの準備、(3)障害に配慮した支援の3点にしばった「事業成功の秘訣」を紹介したいと思います。

## (1) 職員の確保

### ① 職員の雇用実状

実態調査では、事業開始時、そして事業を持続的・発展的に行う上での大きな課題の一つとして「職員の確保」、「人材の確保」があげられています。

表6-1の上段は、77事業所の平均職員数と各事業所の平均職員数です。下段は、平日に在勤している職員数です。職員数は1事業所あたり10.3人、平日在勤職員は6.3人となっています。

正規職員が約40%、非正規職員が60%の職場で、土曜日や祝日活動等の取り組み(出勤)もあるため、平日の在勤職員の数には職員全体より3割ほど少なくなっています。

全体の平均では、正規職員が約40%、非正規職員が60%と上述しましたが、地域活動支援センター事業とグループホーム事業では、非正規職員が80%となっています。地域活動支援センターの設置基準

は、「施設長一 指導員二以上」とあります。公費基準が少ないことが問題となっています(きょうされんの調査<2013年>では、1カ所あたり常勤2.2人、非常勤2.2人と報告有り)。グループホーム(共同生活援助)の公費基準も同様に低いために、非正規職員に依拠せざるを得ない状況があります。

職員の確保ということであると、事業費を考慮しつつ、正規職員、非正規職員をバランスよく雇用する必要があります。

### ② 求められる職員像

求められる職員として、実態調査からは、「聴覚障害児者の特性を理解し、十分な支援の知識・技術を有し(有資格者)、手話を理解・駆使できる職員」が示されています。また、聴覚に障害のある職員も求められています(職員の24.3%が聴覚障害のある職員)。

現実には、「障害特性が理解できず退職者が多い」、「入職してもすぐにやめてしまう。求められる専門性が高いので」、「福祉系卒の学生の確保は極めて困難」という声があります。そのため施設長や事務長、職員が各人のついでで、職員になってくれそうな人を探すこととなりますが、手話サークルや手話通訳者、ろうあ協会の会員に声をかけます。この場合は「専門性」や「年齢」は横に置かざるを得ません。運良く採用できても「手話サークル会員・手話通訳者同

表6-1 職員の状況

	全体人数 平均値	児童 デイ n6	地活セ ンター n22	グルー プ ホー ム n7	生 活 介 護 n7	就 労 支 援 n28	その他 事 業 n7
職員数平均人数	10.3	10.3	6.7	10.3	13.6	5.9	8.8
平日平均在勤職員数	6.3	5.8	3.7	2.7	10.6	6.3	6.3

士の関係があり、人間関係がむづかしい」という声もありました。

資格でいうと、ホームヘルパー（介護職員初任者含む）資格を有する者が17.8%、介護福祉士が15.2%、都道府県・政令市登録手話通訳者が11.4%、手話通訳士や社会福祉士では4%台です。

専門性については、「聴覚障害児・者の特性を理解し、十分な支援の知識・技術を有し」、なおかつ「手話を理解・駆使できる職員」人材をどう確保するかが課題となります。

### ③ 職員の募集方法と人材育成

表6-2 職員の募集方法

	数 値 n77	全 体 %
ハローワーク	54	70.1
学校	13	16.9
求人誌・広告	11	14.3
関係団体	34	44.2
関係団体機関紙	26	33.8
管理者の関係者	9	11.7
その他	11	14.3

職員募集方法は、表6-2に見るように、ハローワークが多数ですが、関係団体や関係団体の機関紙を通じて募集が行われ、聴覚障害者団体の会員や手話サークル会員、手話通訳者が職員として採用されています。次いで求人誌・広告、管理者の関係者・つながりとなっています。その他では法人会員への呼びかけ、<sup>くち</sup>口コミ、ボランティア募集を通じて（ボランティアに声をかける）などがみられます。

職員は事業の実施・推進の大きな要ですが、今後、職員養成・研修機関の設置や大学等教育機関との連携による人材養成・確保が取り組まなければならないでしょう。

ハローワークや求人誌では、聴覚障害者支援に理解やその力を有する人材の応募はなかなかみこめないのが実状です。関係団体や関係者については、「手話ができる」ことや「熱意」は満たしますが専門性といったところでは不十分です。このような実態に対しては、応募し採用に至った職員に対して、研修を行い、人材育成を行うということになります。

実態調査では、職員研修の実施について尋ねていますが、表6-3のように、他団体・機関の行う外部研修参加が59.7%、法人事業所全体研修が44.2%、事業部門別研修が40.3%となっています。一方採用時研修が11.7%にとどまっている状況があります。

「新人研修のカリキュラム構築が必要」、「法人として研修カリキュラムがない」という課題をあげた事業所もあります。

「研修は行っていない」、「研修は時間外に実施」と回答した事業所もありました。

表6-3 職員研修の実施

	数 値 n77	全 体 %
法人事業所全体研修	34	44.2
事業部門別研修	31	40.3
採用時研修	9	11.7
他団体・機関の行う外部研修参加	46	59.7

聴覚障害者支援の専門職を確保できる仕組みと、専門職養成の仕組みの確立が求められていますが、難しいところです。大きな法人であれば、自前で採用した職員を数年かけて研修し育成することができるでしょう。また外部の研修機会も活用することもできます。

一方、利用定員10人で職員4人～6人といった事業所の場合、日常業務に追われ

研修にとりくむことは困難かもしれませんが。しかし、「研修」は、①職員の知識・技術を高める、②職員の意欲を維持し高める機会です。力をつけた職員が、長く勤められる職場は、利用者に対しては、よいサービス提供につながっていきます。また関係機関・関係団体、地域住民、地域社会との関係性も管理者だけでなく職員一人一人が構築できるようになると、事業の幅が大きく広がります。

## (2) 事業開始までの準備

### ① 事業開始の契機

事業開始の契機となったこと、とりくみとしては、「聴覚障害者がつどえる場所がほしいというニーズ」が全体で23.4%ありました。これを満たす事業所として、地域活動支援センター、就労支援事業所があげられています。

「小規模作業所」が契機と回答があったのは16.9%で、障害者自立支援法を契機に就労支援事業所、地域活動支援センターに移行していった様子が見られます。

事業ごとにみると、児童デイサービス事業所では、「聴覚障害児と家族のニーズ」、就労支援事業所では「聴覚障害者の就労ニーズ」、地域活動支援事業所では「高齢聴覚障害者のニーズ」があげられています。

いずれにしても、聴覚障害児・者のニーズが契機となっていますが、集団としてニーズをキャッチすることができなければ、事業に結びついていかないでしょう。聴覚障害児のニーズ、高齢聴覚障害者のニーズ、重複聴覚障害者のニーズに敏感になるにはどうしたらよいでしょうか。映画

「どんぐりの家」の上映会をしたり、学習会を重ねたり、行政や地域社会に訴えるために実態調査に取り組んだところがありました。

すでに事業を実施している事業所では、利用者の変化（高齢化、重度化、自立したいという意欲の高まり）によって、介護保険事業を開始したり、生活介護事業を開始したり、グループホーム事業を開始するといった状況や、今後計画中であると、実態調査では示されていました。

では、まったく初めて事業に取り組む場合はどうしたらよいのでしょうか。

### ② 事業開始に向けた準備

事業開始までの取り組みとして、全体では、「行事・実績を積み開所」したが19.5%となっています。地域活動支援センターが主な回答者となっていますが、聴覚障害者・高齢聴覚障害者の集える場所というニーズに応えるところから、事業に先行して、「ミニデイサービス」・「お試しデイサービス」(11.7%)などが取り組まれています。これらは、ニーズと支援を試しながら理解していく、事業化の可能性をさぐる取り組みといえます（詳しくは第3章を参照下さい）。

その他、実態調査では「資金作り・募金・カンパ」、「行政と相談・要望」、「設立準備会・実行委員会」などが取り組まれている他、様々な取り組みが行われています。

表6-4に、準備初期・中期・後期の取り組み例をまとめました。参考にしてください。

これらの準備を、ほとんどが関係団体の協力を得て実施しています。

事業開始にあたっての協力団体としては、ろう団体、手話サークル、全通研支部が多



表6-4 準備段階・中期・後期の取り組み例

準備初期

「どんぐりの家」の上映      学習会の開催      聴覚障害者の実態調査  
 実行委員会・準備委員会の立ち上げ      既存事業所の見学

準備中期・後期

関係団体に対するPR      行事・実績を積む      ミニデイサービス・お試しデイサービス  
 関係者との情報収集・交換      ヘルパー養成講習会の受講      支援者の確保  
 資金づくり・募金・カンパ      行政と相談・要望      行政との協議  
 助成金・補助金      チャリティコンサート      賃貸物件の土地・建物探し  
 NPO設立      経営コンサルタントの活用  
 利用者確保のための事業の説明会を開催      特別支援学校（聴覚）との連携  
 地域住民への説明会

くあげられています。事業の実施主体が聴覚障害者協会・ろう団体であるところが多いのですが、これを考慮するとほとんどの事業所でろう団体（の構成員）の協力を得ていると考えられます。その他、難聴者団体、要約筆記者団体、社会福祉協議会、家族の会等の協力を得て事業を開始し、その後も継続的な協力を得ている状況が見られます。

### ③ 事業開始にあたっての課題

事業開始にあたっての課題・困難としては、「資金の確保」、「利用者の確保」、「職員の確保」、「建物や土地の確保」、「送迎体制」となっています（詳しくは第4章を参

照下さい）。

特に困ったことについては、上述の項目の他、様々な課題・困難が示されています。各事業についての特徴は以下の通りとなっています。

児童デイサービスでは、「職員の確保・不足」の他、「ろう学校からの理解と関係づくり」が記されていました。

地域活動支援センターでは、「条件に合う土地・建物確保」、「資金づくり・確保」の他、利用者の確保や事業の周知のため「社協、高齢者サロンを通じた難聴者の利用呼びかけ」が記されていました。

グループホームでは、「職員の確保」、「条件に合う土地・建物確保」の他、「職員の

表6-5 課題に対する実際の取り組み

「資金の確保」	⇒ 寄付、カンパ、補助金、借入金、チャリティコンサート、バザー、後援会 など
「利用者の確保」	⇒ 関係者、行政、相談支援事業所・相談員、ろう学校、手話通訳者等からの情報提供と連携、家族への説明会 など
「職員の確保」	⇒ ヘルパー養成講習会への参加、関係者のなかからのリクルート、ハローワーク・求人誌・学校への求人 など
「建物や土地の確保」	⇒ 利用者の利便性・立地条件・賃貸費用等考慮して探す、公的施設の貸与 など
「送迎体制」	⇒ 送迎職員（運転手）の確保、送迎車の確保（購入・寄付・リース）

人材育成」が記されていました。

生活介護事業では、「利用者確保」、「資金作り・確保」が記されていました。

就労支援事業では、「職員の確保・職員の不足」、「条件に合う土地・建物確保」があげられた他、行政機関との関係や、関係団体との関係に課題があると記されていました。

上述した課題に対して実際に取り組まれたものを、表6-5にまとめました。

### (3) 障害に配慮した支援

#### ① 施設・設備

建物の状況としては、鉄筋構造の建物使用が7割弱となっています。また、6割が2階建て以上の建物を使用していますが、事業は建物の1階を使用しているところが多くみられます。日々の移動、動線や緊急時の移動を考慮すると、1階部分の使用が必要・便利であるし安心となります。

建物の築年数は、平均で28.4年となっていて、4割が築20年以上となっています。66.2%が「賃貸」で建物使用しています。年数を経た物件が利用しやすい（立地条件・賃貸費用面）で適当とされています。回答のあった「賃貸」でみると、41年以上が53%となっていますが、「古くて安い（平均月10万円～15万円の賃貸料）」の一方で「老朽化が激しい」、「狭くて使いにくい」、「寒暖の調節が難しい」、「段差がある」等、建物構造上の問題もあります。建物・土地を自前で準備（購入）する場合は1億円から数億円（最高6億円）の費用がかかったという回答がありました。

平均床面積でみると、児童デイ事業では200㎡、地域活動支援事業では250㎡、グ

ループホームでは160㎡となりました。一方就労支援事業では400㎡（最小93㎡）、生活介護事業では794㎡（最小199㎡）となりました。

施設・設備については、全体では、トイレ85.7%、事務室81.8%、相談室62.3%、作業室62.3%、調理室48.4%等が設置となっています。質の高い事業を実施する場合、また利用者が快適に過ごすためには、いずれも100%の設置が望まれます。その他については、事業種別や施設の構造（エレベーター、避難階段、等は2階建て以上の建物に必要となる）に合わせて、設置されることとなります。他方、利用者の高齢化や障害の重度化、建物の老朽化への対応が求められ、施設、設備や、スペースの確保が課題としてあげられています。相談室、休養室、駐車スペースなどを確保したいという記述もありました。

備品については、パソコン、コピー機、電話、ファックス、消火器、冷蔵庫はほとんどの事業所で設置されている備品でした。聴覚障害児・者を対象とする施設であることを考えると、情報伝達機器としての文字放送受信、プロジェクターとOHC（またはOHP）とスクリーン、緊急点滅ランプ、磁気ループ、電光掲示板、パトライト等の設置が検討される必要があります。また、防災対策や防犯対策として、防火カーテン、自動火災通報装置、防犯カメラの設置も進められる必要があります。課題としては、費用財源の確保となります。

#### ② 利用者の状況と支援

実態調査で回答のあった事業所の利用契約者総数は2231人でした。

利用契約者の男女比では、全体では、男

女半々となっていますが、地域活動支援センター事業、その他事業では、女性の割合が若干多くなっています。これらの事業は高齢女性の利用が多いのが特徴となっています。一方グループホームでは男性の割合が若干多くなっています。

利用者の障害の状況を見ると、全体では、身体障害者手帳1～2級所持が6割、療育手帳所持が2割、精神保健福祉手帳所持が1割程度となっています（この項目については、無回答も多かったもので、これらの数値はもう少し多くなると思われます）。

事業種別でみると、児童デイサービス事業では、身体障害等級は3級から6級の児童の利用と、療育手帳所持児童の利用が見られます。

地域活動支援センター事業では、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者の利用はごく少数で、重複障害がない高齢聴覚障害者の利用が大半となっています。

グループホーム事業では、利用者の半数は療育手帳所持者あるいは知的障害があると見られる者の利用となっています。

生活介護事業では、3割が療育手帳所持者あるいは知的障害があると見られる者の

利用となっていますが、1割は精神保健福祉手帳所持者となっています。

就労支援事業では、2割が療育手帳所持者あるいは知的障害があると見られる者の利用、3割が精神保健福祉手帳の所持者となっています。

障害支援区分でみると、支援区分の重い方から、生活介護、グループホーム、就労支援の順となっています。

その他事業では、地域活動支援センター事業と同様、高齢聴覚障害者の利用が中心となっています。

年齢を見ると、児童デイサービス事業では、就学前から10代の児童の利用となっています。地域活動支援センター・その他事業では60歳以上の利用者が70%を占めています。グループホーム、生活介護、就労支援の利用者の平均年齢は、順に40.7歳、51.0歳、56.1歳でした。就労支援では、60歳以上の利用者は60.6%で利用者の高齢化が見られます。

### ③ 障害の特徴とニーズに合った支援の実施

各事業所の日課について、代表的な例を

表6-6 事業所の日課の代表例

児童デイ	例1	・送迎 宿題 遊び おやつ 送迎 *長期休暇中：企画（ボウリング、おやつづくり 工場見学）
	例2	・放課後：送迎 学習 あそび おやつ 迎え *長期休暇：送迎 学習 昼食 取り組み まとめ会 送迎
地域活動支援センター	例1	・通所 朝の会 作業 休憩 作業 昼食 作業 終わりの会 お茶 退所
	例2	・来所 送迎 朝礼 作業 昼食 作業 終礼 清掃
グループホーム	例1	・送迎 朝の会 作業 昼休 作業 清掃 帰りの会 送迎
	例2	・起床 身支度 朝食 出勤・通所 帰園 夕食 入浴・洗濯・歓談
生活介護	例1	・朝礼 作業 昼休 作業 帰りの会 終了
	例2	・送迎 朝の会 作業 昼食 作業・散歩等 終わりの会 送迎
就労支援	例1	・送迎 朝会 体操 連絡 作業 昼食 作業 レクリエーション 学習会
	例2	・作業 昼食 作業 ストレッチ お茶 掃除 解散
その他事業	例1	・送迎 作業 昼休 作業 清掃 終礼 送迎
	例2	・送迎 バイタルチェック 訓練 昼休 訓練 送迎

2つずつ示します(表6-6)。

平日の日課以外に、土曜日、日曜日等の取り組みがあります。平日・通常以外の取り組みは、利用者の生活や社会経験を豊かにする取り組みです。一方現実的には低い報酬を補うため事業給付費を得る取り組みとして行われています。全体で数値の多い取り組みとして、「団体行事参加」、「製品販売・バザー」、「法人・事業所のまつり」、「季節行事」、「土日活動・祝日活動」(社会見学・レクリエーション等)となっています。

#### ④ 聴覚障害児・者への支援の専門性

利用者支援で難しい点・専門的な支援としては、多様な項目が示されています。地域活動支援センターや就労支援事業など高齢者の利用が多い事業であると「高齢化・

要介護者への対応」、「認知症の利用者への対応」などがあげられています。高齢化による介護ニーズに、現行の制度・事業の枠内では対応困難であることが示されています。

その他「精神疾患患者・精神障害者への対応」、「重複障害者への対応」、「盲ろう者への専門的な対応」といった重複障害者の障害特性への対応が困難であるとされています。

これらへの解決策は、第5章で説明した、それぞれの障害と特性に合わせた支援方法に精通することですが、職員研修(OJT、Off-JT)により職員の実践力を高めることと、多様な専門職者との連携、専門機関との連携、そして制度改革や(高齢聴覚障害者への対応の場合)介護保険事業の開始・移行が必要とされています。

# 7

## 調査結果

# 1 聴覚障害児・者の地域生活支援に関する事業所調査結果

## (1) 調査対象数と回収数

聴覚障害児・者の地域生活支援を行う事業所を、本調査企画委員会の把握しうる範囲でリストアップし、全数を調査対象とした。表・グラフでみるように、全数でみても、100カ所弱であり、種別でみると、最も多い就労継続B型事業が30カ所程度であり、聴覚障害児・者支援事業所が、いかに少ないかがわかる。

なお、調査票を各事業所に2016年3月10日に郵送し1ヶ月の回収期間を設定したが、回収率がよくないために6月まで回収期間をのばした結果、全体の回収率は80.2%となった。

事業所所在地を見ると、最も多い就労系の事業所でも、北海道、関東、東海、近畿の各県、または政令市に偏在しているのがわかる。人口が多く、聴覚障害者運動が活発に取り組まれている地域においては、事業所の設置・実施が進んでいるが、そうでない地域においては、地域生活支援のニーズはあっても、顕在化せず、または運動課題とならず、事業実施に結びついていない。

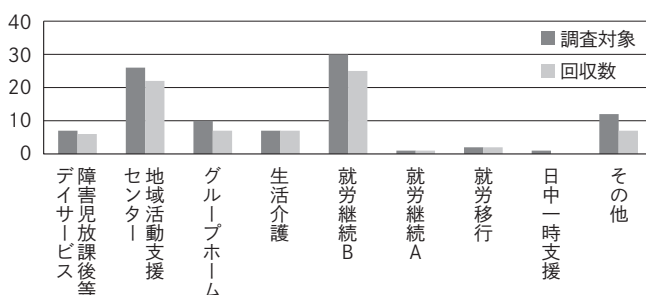


図7-1 今回調査の調査対象数と回収数

## 1-1 事業種別

	調査対象	回収数	回収率	回答のあった事業所所在地
1 障害児放課後等デイサービス	7	6	85.7	金沢市2 名古屋市 愛知県 京都府 京都市 鹿児島県
2 地域活動支援センター	26	22	84.6	札幌市2 福島県 千葉市2 東京都 横浜市 新潟県 愛知県 京都府5 京都市 大阪市 島根県 広島県 香川県 福岡県 長崎県
3 グループホーム	10	7	70.0	埼玉県 さいたま市 千葉市2 東京都 京都市 大阪市
4 生活介護	7	7	100.0	北海道 福井県 浜松市 名古屋市 京都府 大阪市 堺市
5 就労継続B	30	25	83.3	北海道2 札幌市 福島県 さいたま市 静岡市 浜松市 愛知県 滋賀県
6 就労継続A	1	1	100.0	北海道2 札幌市 福島県 さいたま市 静岡県 浜松市
7 就労移行	2	2	100.0	愛知県 滋賀県 京都市 京都府2 大阪府 大阪市 堺市 兵庫県3 神戸市 和歌山県 広島県 広島市 山口県 鹿児島県
8 日中一時支援	1	0	0.0	
9 その他	12	7	58.3	京都市 滋賀県 京都市 香川県
合計	96	77	80.2	

\* 以下、各事業を次のように記す

- |                 |           |              |               |
|-----------------|-----------|--------------|---------------|
| 1 障害児放課後等デイサービス | → 児童デイ    | 2 地域活動支援センター | → 地活センター      |
| 3 グループホーム       | → グループホーム | 4 生活介護       | → 生活介護        |
| 5 就労継続B         | → 就労支援    | 6 就労継続A      | → 就労支援        |
| 7 就労移行          | → 就労支援    | 8 日中一時支援     | (回答がないので表記なし) |
| 9 その他           | → その他事業   |              |               |

## (2) 運営主体・概要

### 運営主体と運営参画①～③

運営主体でみると社会福祉法人が55.8%を占める。1950年代から1990年代までに設立された社会福祉法人の経営する事業所は43事業所であるが、社会福祉法人の実数は18法人であった。1955年から1990年代に設立された社会福祉法人は約7割を占めるが、従来事業（授産施設、情報提供施設等）に加えて2000年以降に地域生活支援に関係する事業所を開設している。

社団法人・公益法人は、ほぼ都道府県の聴覚障害者協会であり、協会の事業として地域生活支援に関係する事業所を開設している。

NPO法人は、1998年施行のNPO法以前から自主的な事業を行っていたところは1事業所のみであった。大半がNPO法施行後、また社会福祉法改正（2000年）を契機に、事業を開始している。21のNPO法人が行う事業の半数は、2006年の障害者自立支援法施行以降の事業開始となっている。

運営への当事者の参画でみると、全体の事業所72.7%で、聴覚障害者が理事長に就任しており、理事に聴覚障害者が就任している事業所は、74.0%となっている。

\*主に事業所づくりが聴覚障害運動で取り込まれるために聴覚障害者の運営参画の高さが示されている。

\*次項「事業開始前に契機となったこと・取り組み」参照

#### ①運営主体の種別

(数字は%)

	数値 n77	全体 %	児童デイ n6	地活セン ター n22	グループ ホーム n7	生活介護 n7	就労支援 n28	その他 事業 n7
1 社会福祉法人	43	55.8	50.0	40.9	85.7	85.7	57.1	42.9
2 NPO法人	21	27.3	50.0	36.4	14.3	14.3	21.4	28.6
3 社団法人	11	14.3		18.2			21.4	14.3
4 その他	2	2.6		4.5				14.3
合計	77	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

#### ②理事長に聴覚障害が就任

(数字は%)

	数値 n77	全体 %	児童デイ n6	地活セン ター n22	グループ ホーム n7	生活介護 n7	就労支援 n28	その他 事業 n7
あり	56	72.7	66.7	90.9	75.0	14.3	71.4	85.7
なし	21	27.3	33.3	9.1	25.0	85.7	28.6	14.3
合計	77	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

#### ③聴覚障害者の運営参画状況

(数字は%)

	数値 n77	全体 %	児童デイ n6	地活セン ター n22	グループ ホーム n7	生活介護 n7	就労支援 n28	その他 事業 n7
①聴覚障害者理事有り	57	74.0	83.3	81.8	100.0	42.9	75.0	57.1
②聴覚障害者評議員有り	42	54.5	33.3	59.1	85.7	57.1	50.0	57.1
③聴覚障害者団体との定期懇談有り	34	44.2	33.3	36.4	57.1	57.1	53.6	28.6
④利用者との懇談有り	42	54.5	100.0	50.0	42.9	57.1	53.6	42.9
⑤聴覚障害者・関係団体等の寄付有り	45	58.4	66.7	68.2	85.7	42.9	50.0	57.1

①聴覚障害者が理事長を務める事業所が72.7%であること、聴覚障害者の理事がいる事業所が74.0%であること

②事業開始にあたっての協力団体でいずれかの聴覚障害者関係団体があげられているところが大半であることから、聴覚障害者運動が事業の開始と維持、発展の原動となっている。

## (3) 当該事業開始契機や課題

### 事業開始の契機①

事業開始の契機となったこと、とりくみとしては、「聴覚障害者がつどえる場所がほしいというニーズ」が全体で23.4%であり、これを満たす事業所として、地域活動支援センター、就労支援事業所があげられる。

「小規模作業所」が契機と回答があったのは16.9%で、障害者自立支援法を契機に就労支援事業所、地域活動支援センターに移行していった様子が見られる。

事業ごとにみると、児童デイサービス事業所では「聴覚障害児と家族のニーズ」、就労支援事業所では「聴覚障害者の就労ニーズ」、地域活動支援事業所では「高齢聴覚障害者のニーズ」があげられている。

### ①事業開始前に契機となったこと・取り組み

(数字は回答数)

	数値 n77	全体 %	児童デイ n6	地活セン ター n22	グループ ホーム n7	生活介護 n7	就労支援 n28	その他 事業 n7
1 小規模作業所事業開始	13	16.9		3		2	7	1
2 地域活動支援センター事業	4	5.2			2		2	
3 障害者デイサービス事業	5	6.5		3		1	1	
4 施設・事業づくりのための 実行委員会の立ち上げ	5	6.5	1	1		1	2	
5 地域の聴覚障害者の就労 ニーズ	11	14.3		1		1	10	
6 聴覚障害者の集える場所が ほしいというニーズ	18	23.4		8		1	8	2
7 高齢聴覚障害者のニーズ	9	11.7		4	1	1	1	2
8 聴覚障害児と家族のニーズ	5	6.5	3	1		1		
9 聴覚障害者と家族のニーズ	5	6.5		1	3	1		

### 当該事業開始までの取り組み②

当該事業開始までの取り組みとして、全体では、「行事・実績を積み開所」が19.5%となっている。地域活動支援センターが主な回答者となっているが、聴覚障害者・高齢聴覚障害者の集える場所というニーズに応えるところから、事業に先行して、「ミニデイサービス・お試しデイサービス」(11.7%)などが取り組まれている。

「資金作り・募金・カンパ」、「行政と相談・要望」、「設立準備会・実行委員会」などが取り組まれている他、様々な取り組みが行われている。

### ②当該事業開始までの取り組み

(数字は回答数)

	数値 n77	全体 %	児童デイ n6	地活セン ター n22	グループ ホーム n7	生活介護 n7	就労支援 n28	その他 事業 n7
1 行事・実績を積み開所	15	19.5	1	11			1	
2 小規模作業所事業	6	7.8		1		1	6	
3 資金づくり・募金・カンパ	12	15.6		3	1			2
4 ミニデイサービス・お試しデ イサービス	9	11.7	1	4				
5 設立準備会・実行委員会	7	9.1	1	1	1	1	2	
6 自主活動	4	5.2	1	3			2	
7 助成金・補助金	5	6.5		3				
8 利用者確保のための事業の説 明会の実施	5	6.5	1	1	1		1	
9 実行委員会・準備委員会の立 ち上げ	6	7.8		2				
10 行政と相談・要望	9	11.7		4		1		1
11 賃貸物件の土地・建物探し	4	5.2			4			

### 事業開始にあたっての協力団体③

事業開始にあたっての協力団体としては、ろう団体、手話サークル、全通研支部が多くあげられている。事業の実施主体が聴覚障害者協会・ろう団体であるところが多く、これを考慮するとほとんどの事業所でろう団体（の構成員）の協力を得ていると考えられる。

その他の記述を見ると、難聴者団体、要約筆記団体、社会福祉協議会、家族の会等の協力を得て事業を開始し、その後も継続的な協力を得ている状況が見られる。



## ③事業開始にあたっての協力団体

(数字は回答数)

	数値 n77	全体 %	児童デイ n6	地活セン ター n22	グループ ホーム n7	生活介護 n7	就労支援 n28	その他 事業 n7
1 ろう団体	47	61.0	5	14	4	4	18	2
2 手話サークル	41	53.2	3	13	2	3	18	2
3 全通研支部	29	37.7	2	7	4	2	13	2
4 手話通訳士団体	2	2.6		1			1	
5 手話通訳者団体	4	5.2	1	1			2	
6 他の障害団体	4	5.2		1			2	

## 事業開始にあたっての課題・困難④～⑤

事業開始にあたっての課題・困難としては、「資金の確保」、「利用者の確保」、「職員の確保」、「建物や土地の確保」、「送迎体制」となっている。

特に困ったことについて、記述してもらったところ、上述の項目の他、様々な課題・困難が示された。各事業についての特徴は以下の通りである。

児童デイサービスでは、「職員の確保・不足」の他、「ろう学校からの理解と関係づくり」が記された。

地域活動支援センターでは、「条件に合う土地・建物確保」、「資金づくり・確保」の他、利用者の確保や事業の周知において「社協、高齢者サロンを通じた難聴者の利用呼びかけ」が記された。

グループホームでは、「職員の確保」、「条件に合う土地・建物確保」の他、「職員の人材育成」が記されている。

生活介護事業では、「利用者確保」、「資金作り・確保」が記されている。

就労支援事業では、「職員の確保・職員の不足」、「条件に合う土地・建物確保」があげられる他、行政機関との関係や、関係団体との関係に課題があると記されている。

## ④事業開始にあたっての課題・困難

(数字は回答数)

	数値 n77	全体 %	児童デイ n6	地活セン ター n22	グループ ホーム n7	生活介護 n7	就労支援 n28	その他 事業 n7
1 資金の確保	54	70.1	5	15	3	5	20	5
2 建物や土地の確保	39	50.6	3	15	5	4	11	2
3 職員の確保	40	51.9	3	10	6	3	13	5
4 利用者の確保	41	53.2	2	12	2	2	18	5
5 送迎体制	37	48.1	3	16	1	2	10	5
6 行政との折衝	23	29.9	1	7	2	2	8	3
7 地域住民との関係	17	22.1	1	2	2	1	9	2
8 関係団体との関係	12	15.6	2	1	1		8	
9 運営団体設立	2	2.6		1			1	

## ⑤事業開始にあたっての課題・困難(特に困ったこと)

(数字は回答数)

	数値 n77	全体 %	児童デイ n6	地活セン ター n22	グループ ホーム n7	生活介護 n7	就労支援 n28	その他 事業 n7
1 利用者の確保	11	14.3	1	3	1	2	3	
2 条件に合う土地・建物確保	14	18.2		7	3	1	4	
3 近隣の理解	2	2.6		1			1	
4 家賃の金額	2	2.6		2				
5 事業化に向けた実績づくり	2	2.6		1			1	
6 資金づくり・資金確保	11	14.3	1	5		2	2	1
7 職員の確保・職員の不足	13	16.9	2	1	2		7	1
8 職員の休職	3	3.9					2	1
9 送迎体制	6	7.8	1	1		1	3	
10 利用者の高齢化	2	2.6					1	1
11 職員の高齢化	2	2.6		1				1
12 自治体の事業に対する理解不足	2	2.6		1			1	
13 関係団体との連携	2	2.6	1				1	
14 関係団体・関係者の理解	2	2.6	1				1	

## 事業費用・寄付金の取り組み⑥

事業費用・寄付金の取り組みとしては、「寄付・カンパ」、「市区町村補助金」、「聴覚障害者団体からの寄付」、

「バザー」、そして「借入金」等となっている。

当初必要経費の全体の平均値として、1000万円程度（最大6億円 最少0円）の費用を要することから、当初費用の確保が様々な形で取り組まれていることが示されている。

#### ⑥事業費用・寄付金の取り組み

(数字は回答数)

	数値 n77	全体 %	児童デイ n6	地活セン ター n22	グループ ホーム n7	生活介護 n7	就労支援 n28	その他 事業 n7
1 区市町村補助金	13	16.9	1	3	2	2	4	1
2 都道府県補助金	4	5.2		1	1	1	1	
3 バザー	10	13.0	2	2		1	5	
4 聴覚障害団体からの寄付	11	14.3		1	1	2	6	1
5 寄付・カンパ	15	19.5		5	1	1	7	1
6 借入金	11	14.3	1	1	3	3	3	
7 チャリティ講演会・公演会	3	3.9					3	
8 事業収入	3	3.9		2		1		

#### 当初必要経費⑦

当初必要経費は、全体の平均は4054万円ではあるが、いくつかの大型法人（この場合は、事業開設に当たり土地、建物を購入する）を除けば、平均1000万円となっている。今回回答のあった事業所で見ると、最大は6億円（土地建物購入）、最少は0円（従来事業から法改正で現行事業に移行）となっている。

土地、建物の借用で事業を開始する場合、400万円から600万円の初期費用を要することが示されている。

#### ⑦当初必要経費 平均(万円)

(数字は平均額(万円))

	全体数値 n77	児童デイ n6	地活セン ター n22	グループ ホーム n7	生活介護 n7	就労支援 n28	その他 事業 n7
当初必要金額 平均(万円)	4054.9	1573.6	603.8	2357.5	20091.5	5148	447.8
以下をのぞいた平均	<b>1072.8</b>					940.0	
あいらぶ工房	16466						
わかふじ寮	40000						
第2わかふじ寮	60000						
わかふじワークセンター	25000						

#### 年間事業予算⑧

年間事業予算は、全体の平均は3560万円であるが、いくつかの大型事業所を除けば、平均2970万円となっている。

各事業所の事業予算を見ると、児童デイ事業は2000万円、地域活動支援事業は1500万円、グループホーム事業は2700万円、就労支援事業は5000万円となっている。

就労支援事業では、最少1131万円、最大1億3436万円となっているが、規模と通所・入所の違いで予算に幅が見られる。

生活介護事業では、平均9700万円となっているが、最少1400万円（通所型）、最大1億9000万円（入所施設型）と、規模と通所・入所の違いで予算に幅が見られる。

#### ⑧年間事業予算 平均(万円)

(数字は平均額(万円))

	全体数値 n77	児童デイ n6	地活セン ター n22	グループ ホーム n7	生活介護 n7	就労支援 n28	その他 事業 n7
年間事業予算 平均(万円)	3560.9	2070.0	1528.9	2742.2	9698.0	4952.7	2080.3
以下をのぞいた平均	<b>2917.1</b>					3758.2	
あいらぶ工房	5949						
わかふじ寮	13436						
第2わかふじ寮	19625						
わかふじワークセンター	9727						

#### 当該事業の現状課題⑨

当該事業の現状課題としては、全体として「利用者の確保」が54.5%となっている。「利用者の確保」は事業継続の要の一つ（もう一つの要は専門能力を有する職員の確保）である。利用者確保が困難な理由とし

では、聴覚障害者の人口が少ない地域、社会資源（手話通訳者、ろうあ者相談員、相談事業所、聴覚障害者情報提供施設）などが不十分、あるいはネットワークが不十分といったことがあげられる。

次いで「送迎」、「職員の採用」、「資金」、「支援困難化」が40%から50%となっている。

「送迎」では、利用者の居住地域の範囲が広く対応できない、職員体制が取れない、という理由が見られる。

「職員の採用」では、ハローワークに求人を出しても応募がない・少ないといったことや、手話の出来る人・聴覚障害について理解のある人の応募がないといったこと、聴覚障害のある職員が確保できないなどが理由として挙げられている。

「資金」については、「利用者の確保」と関わって、定員を満たさない場合収入が減る、一方で「職員の採用」ができないことで、利用者を増やせないといった理由から資金が十分得られない状況が見られる。また、利用者の高齢化、障害の重度化、定員の拡大のための資金が十分でないという理由もあげられている。

### ⑨当該事業の現状課題

(数字は回答数)

	数値 n77	全体 %	児童デイ n6	地活セン ター n22	グループ ホーム n7	生活介護 n7	就労支援 n28	その他 事業 n7
1 資金	32	41.6		12	2	3	10	5
2 建物土地	19	24.7	2	7	3		7	
3 職員採用	34	44.2	1	5	7	3	15	3
4 管理者確保	13	16.9		2	1	1	6	3
5 利用者確保	42	54.5	1	11	2	5	20	4
6 送迎	40	51.9	3	16	1	4	13	5
7 利用者重度化	29	37.7		10	1	4	10	3
8 支援困難化	32	41.6	1	7	4	6	10	4
9 職員研修	21	27.3	2	3	6	1	8	1
10 待遇改善	26	33.8		8	2	1	10	3
11 健康管理	13	16.9	1	0	1	2	7	2

### 関係団体との関係について留意していること⑩

関係団体との関係について留意していることとして、多くあげられているのは「情報発信・課題共有・情報交流」27.3%、「理解を得ること」16.9%であった。情報や課題を共有することで、理解や協力を得ることの必要性が示されている。

続いて、「他団体行事への参加」14.3%、「関係団体との連携」13.0%、「職員・利用者の関係団体との関係性」5.2%であったが、機会をとらえて、事業所とそこに属する利用者・職員が、交流し、理解し合い、関係性を深めていくことの必要性が示されている。

### ⑩関係団体との関係について留意していること

(数字は回答数)

	数値 n77	全体 %	児童デイ n6	地活セン ター n22	グループ ホーム n7	生活介護 n7	就労支援 n28	その他 事業 n7
1 理解を得る取り組み	13	16.9		3	2	2	4	2
2 情報発信・課題共有・情報交流	21	27.3	3	6	1	2	7	2
4 他団体の研修会参加	6	7.8	1	2			2	1
5 職員・利用者の関係団体との関係性	4	5.2		2	2			
6 他団体行事への参加	11	14.3	2	3	1	2	3	
9 ボランティア協力を得る	5	6.5	2	1			1	1
10 キャンパ協力	1	1.3		1				
11 相互に支援	4	5.2		1			2	1
13 関係団体の方々との交流	4	5.2	1	1			1	1
14 関係団体との連携	10	13.0	1	3	1	1	4	

### 地域住民との関係について留意していること⑪

地域住民との関係について留意していることでは、全体では「地域行事への参加・交流」、「自治会・町内会加入・協力」といった、地元の一員としての関わり・参加が行われている。また、「理解を広める」、「地域交流に努める」、「事業所イベントへの住民参加」といった、住民の側への理解を広める、また相互交流で

理解を広める取り組みがなされている。

その他の記述で「60年の歴史の中で、良好」とあるが、上述のような地道で継続的な取り組みの成果がこのような状況を作り出していると言える。

#### ⑪地域住民との関係について留意していること

(数字は回答数)

	数値 n77	全体 %	児童デイ n6	地活セン ター n22	グループ ホーム n7	生活介護 n7	就労支援 n28	その他 事業 n7
2 理解を広める	16	20.8	2	3	4		6	1
3 迷惑をかけない	5	6.5		1	2	1	1	
4 地域行事への参加・交流	19	24.7	2	6	1		7	3
5 自治会・町内会加入・協力	10	13.0		1	3	2	4	
6 地域交流に努める	8	10.4	1	4	1	1	1	
8 事業所イベントへの住民参加	6	7.8		3		1	2	
10 地域に開かれた施設	3	3.9		1			1	1
12 ボランティアの受け入れ	3	3.9	1	2				
14 実習生受け入れ	2	2.6		1			1	
16 保育所・小学校との交流	2	2.6		2				
17 地域施設の利用	2	2.6	2					

#### 行政機関との関係について留意していること⑫

行政機関との関係について留意していることとしては、「機関・担当者との連携／連絡を密にする」、「聴覚障害の理解を広める」、「情報・課題の共有」他、それぞれ少数ではあるが、「理解を促す」こと、「行政主催の研修会への参加」、「補助金」に関することがあげられている。

#### ⑫行政機関との関係について留意していること

(数字は回答数)

	数値 n77	全体 %	児童デイ n6	地活セン ター n22	グループ ホーム n7	生活介護 n7	就労支援 n28	その他 事業 n7
1 補助金申請	4	5.2		3			1	
3 機関・担当者との連携／ 連絡を密にする	15	19.5	3	7	1	1	3	
4 聴覚障害の理解を広める	6	7.8		2	2		1	1
5 行政の主催する研修等へ の参加	3	3.9				1	2	
6 情報・課題の共有	5	6.5		2			1	2
7 要望を伝える	6	7.8	1		1	1	3	
8 事業の理解を促す	3	3.9		1	1		1	

## (4) 当該事業の施設概要

### 建物の状況①～⑥

建物の状況としては、鉄筋構造の建物使用が7割弱となっている。6割が2階建て以上の建物を使用しているが、事業は建物の1階を使用しているところが多い。日々の移動、緊急時の移動を考慮すると、1階部分の使用が便利で安心である。

建物の築年数は、平均で28.4年となっており、4割が築20年以上となっている。66.2%が「賃貸」で建物を使用しているが、年数を経た物件が利用しやすい(立地条件・賃貸費用面)で適当となっている。回答のあった「賃貸」で見ると、41年以上が53%となっているが、「古くて安い(平均月10万円～15万円の賃貸料)」の一方で「老朽化が激しい」、「狭くて使いにくい」、「寒暖の調節が難しい」、「段差がある」等、建物構造上の問題がある。

建物を所有しているのは全体の23.3%にとどまっている。今回の調査では直接尋ねてはいないが、建物(土地)所有の場合は、当初必要経費の大半が建設費に当てられると思われるが、その費用は、生活介護と就労支援を同時に行うとして1億6000万円～6億円、地域活動支援センターで3600万円、グループホームで7000万円程度の費用がかかっている。

平均床面積で見ると、児童デイ事業では200㎡、地域活動支援事業では250㎡、グループホームでは160㎡

となっている。一方就労支援事業では400㎡（最小93㎡）、生活介護事業では794㎡（最小199㎡）となっている。

### ①建物の状況

(数字は回答数)

	数値 n77	全体 %	児童デイ n6	地活セン ター n22	グループ ホーム n7	生活介護 n7	就労支援 n28	その他 事業 n7
木造	25	32.5		7	5	3	6	2
鉄筋	51	66.2	5	15	2	4	20	5
1階建	18	23.4		8		2	5	3
2階建	23	29.9	2	3	4	2	10	2
3階建以上	27	35.1	4	10	2	1	8	1

### ②事業で使用している階

(数字は回答数)

使用階	数値 n77	全体 %	児童デイ n6	地活セン ター n22	グループ ホーム n7	生活介護 n7	就労支援 n28	その他 事業 n7
1階使用	36	46.8	1	12		2	15	
2階使用	7	9.1	1	1	2	1	2	
4階使用	2	2.6		2				
無回答	19	24.7	3	5	1	3	7	3

### ③建物の平均築年数

	数値 n77	児童デイ n6	地活セン ター n22	グループ ホーム n7	生活介護 n7	就労支援 n28	その他 事業 n7
築年平均	28.4年	24年	31.6年	14年	22.5年	30.1年	35.3年

### ④建物の築年数区分

(数字は回答数)

	数値 n77	全体 %	児童デイ n6	地活セン ター n22	グループ ホーム n7	生活介護 n7	就労支援 n28	その他 事業 n7
1-5年	4	5.2		1	2		1	
6-10年	4	5.2				1	2	
11-15年								
16-20年	10	13.0	1	1	1	2	3	1
21-25年	4	5.2		2		1	1	
26-30年	7	9.1	1	3	1	1	2	
31-35年	4	5.2		2		1	1	
36-40年	9	11.7		2			1	1
40年以上	6	7.8		5			6	1
無回答	29	37.7	4	6	3	1	11	4

### ⑤所有または賃貸

(数字は回答数)

	数値 n77	全体 %	児童デイ n6	地活セン ター n22	グループ ホーム n7	生活介護 n7	就労支援 n28	その他 事業 n7
所有	21	27.3	1	3	2	6	8	2
賃貸	51	66.2	5	18	5	1	18	4
無回答	5	6.5		1			2	1
合計	77	100.0	6	22	7	7	28	7

### ⑤-2賃貸料金／月平均(万円)

全体	児童デイ n6	地活セン ター n22	グループ ホーム n7	生活介護 n7	就労支援 n28	その他 事業 n7
12.2	14.8	10.6	14.8	30	12.3	8.5

### ⑥平均床面積

	数値 n77	児童デイ n6	地活セン ター n22	グループ ホーム n7	生活介護 n7	就労支援 n28	その他 事業 n7
平均 ㎡	372.08	207.7	252.2	164.3	794.9	414.0	466.0

### 施設・設備・備品⑧～⑨

施設については、全体では、トイレ85.7%、事務室81.8%、相談室62.3%、作業室62.3%、調理室48.4%

等となっている。質の高い事業を実施する場合、いずれも100%の設置が望まれる。その他については、事業種別や施設の構造（エレベーター、避難階段、等は2階建て以上の建物に必要となる）に合わせて、設置されることになる。他方、利用者の高齢化や障害の重度化、建物の老朽化への対応が求められ、施設、設備や、スペースの確保が課題としてある。

備品については、聴覚障害児・者を対象とする施設であることを考えると、情報伝達機器としての文字放送受信、プロジェクターとOHC（またはOHP）とスクリーン、緊急点滅ランプ、磁気ループ、電光掲示板、バトライト等の設置が検討される必要がある。また、防災対策や防犯対策として、防火カーテン、自動火災通報装置、防犯カメラの設置も進められる必要がある。課題としては、費用財源の確保である。

### ⑧施設・設備

(数字は回答数)

	数値 n77	全体 %	児童デイ n6	地活セン ター n22	グループ ホーム n7	生活介護 n7	就労支援 n28	その他 事業 n7
1 事務室	63	81.8	4	18	3	3	24	7
2 会議室	24	31.2	3	6			9	4
3 集会室	14	18.2		7			3	3
4 居室	9	11.7		1	5	5	2	
5 相談室	48	62.3	4	11	1	1	20	6
6 学習室	3	3.9	2					1
7 遊戯室	5	6.5	3	1			1	
8 宿直室	7	9.1			2	2	3	
9 浴室	21	27.3	1	3	5	5	7	1
10 トイレ	66	85.7	4	19	6	6	24	6
11 調理室	38	49.4	1	10	4	4	15	3
12 ベランダ	15	19.5	1	4	3	3	4	1
13 屋上	1	1.3						
14 避難階段	15	19.5	1	6			4	1
15 エレベーター	13	16.9	1	4			4	1
16 図書室	0	0.0						
17 応接室	8	10.4		1			6	
18 ボランティア室	1	1.3		1				
19 研修室	6	7.8		1			2	3
20 作業室	48	62.3	2	15			21	5
21 車	36	46.8	2	7			18	5

### ⑨設備・備品

(数字は回答数)

	数値 n77	全体 %	児童デイ n6	地活セン ター n22	グループ ホーム n7	生活介護 n7	就労支援 n28	その他 事業 n7
1 テレビ	62	80.5	2	20	6	6	21	7
2 文字放送受信	19	24.7	1	7	2	3	5	1
3 パソコン	72	93.5	6	21	5	7	26	7
4 プリンター	66	85.7	6	20	4	7	22	7
5 ラジカセ	27	35.1	2	8	2	5	6	4
6 ビデオカメラ	37	48.1	4	7	2	6	13	5
7 電話機	68	88.3	6	20	5	7	24	6
8 FAX	73	94.8	6	21	7	7	25	7
9 コピー機	60	77.9	6	18	3	5	22	6
10 印刷機	24	31.2	2	7		4	9	2
11 プロジェクター	40	51.9	4	13		6	11	6
12 スクリーン	30	39.0	1	9		6	9	5
13 事務机	66	85.7	4	20	4	7	24	7
14 長机	56	72.7	5	20	1	6	20	4
15 会議用イス	48	62.3	5	16	0	4	17	6
16 冷蔵庫	68	88.3	5	22	4	7	23	7
17 スチール棚	57	74.0	5	17	1	7	21	6
18 ホワイトボード	62	80.5	6	21	2	6	20	7
19 洗濯機	49	63.6	5	8	6	7	18	5
20 OHP	10	13.0		2		1	4	3
21 OHC	21	27.3	1	6		3	7	4

22 食器棚	60	77.9	4	20	6	5	20	5
23 本棚	55	71.4	6	18	2	4	18	7
24 消火器	66	85.7	5	17	7	7	23	7
25 火災報知器	52	67.5	4	16	5	4	18	5
26 スプリンクラ	15	19.5		4	3	2	6	
27 磁気ループ	15	19.5	1	5		1	4	4
28 緊急点滅ランプ	22	28.6	3	6	3	3	5	2
29 作業机	54	70.1	2	19	1	7	21	4
30 フラッシュライト	41	53.2	2	9	6	5	17	2
31 電光掲示板	4	5.2		2	1			1
32 掲示板	47	61.0	3	14	1	5	17	7
33 バトライト	26	33.8	2	4	3	5	10	2
34 防犯カメラ	8	10.4			1	1	4	2

## (5) 職員の状況

### 職員の状況①～④

職員の全体数の平均〔( )内は平日平均在勤職員数〕は、児童デイ事業で10.3人(5.8)人、地域活動センターでは10.3人(3.7)人、グループホームでは6.7人(2.7)人、生活介護事業では10.3人(10.6)人、就労支援では10.1人(6.3)人、その他事業では5.9人(6.3)人となっている。

職員構成としては、施設長、事務長、事務職員、調理職員、直接処遇職員であるが、児童デイ事業所、地域活動センターでは調理職員が配置されていなかったり、事務長を置かない事業所もある。その他事業をのぞいて送迎を行う運転手を雇用する事業所もある。

職員の身分は、全体では正規職員4割、非正規職員6割という状況であるが、地域活動支援センター、グループホームでは8割の職員が非正規雇用となっている。各事業の給付費が低いいため非正規雇用を増やさざるをえない現状がある。

職員にしめる聴覚障害のある職員は平均2.5人で、全体の3割弱となっているのが特徴である。一方聴覚障害のある職員の65%が非正規雇用となっている。

#### ①職員の状況

(数字は平均人数)

	全体人数 平均値	児童デイ n6	地活セン ター n22	グループ ホーム n7	生活介護 n7	就労支援 n28	その他 事業 n7
職員全体数	10.3	10.3	6.7	10.3	10.3	5.9	8.8
正規職員数	4.1	3.7	1.4	4.1	2.0	1.0	4.5
非正規職員数	6.4	6.7	5.4	6.4	8.3	0.5	5.8
施設長	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
内施設長非正規	0.6		0.8	0.6	0.5	1.3	1.0
事務長	1.0	1.0	1.0	1.0		1.4	
事務職員	1.4	2.0	1.7	1.4	1.0	1.7	1.5
内事務職非正規	1.4	2.0	1.5	1.4	1.0	1.3	1.5
調理職員	2.8		2.8	2.8	*	7.5	
内調理非正規	2.1		2.0	2.1	*	4.4	
処遇職員	7.9	9.0	4.8	7.9	6.0	2.9	8.3
内処遇職非正規	5.1	7.4	4.3	5.1	5.5	2.8	4.3
運転手	2.5	2.8	1.3	2.5	3.0		1.0
内運転非正規	2.4	2.3	1.3	2.4	3.0		
宿直補助員							
内宿直補非正規							
その他	2.3			2.3			3.0
内その他非正規	2.3			2.3			3.0

\* 調理職員については施設入所事業所を抜いた数値12人と回答あり

#### ②正規職員・非正規職員の割合

(数字は%)

	全体	児童デイ n6	地活セン ター n22	グループ ホーム n7	生活介護 n7	就労支援 n28	その他 事業 n7
正規職員の割合	39.8	35.6	18.3	19.4	57.1	42.0	40.9

非正規職員の割合	62.1	64.5	80.3	81.9	42.9	57.7	52.3
----------	------	------	------	------	------	------	------

\*無回答あり

### ③平日平均在勤職員数

(数字は平均人数)

	全体人数 平均値	児童デイ n6	地活セン ターn22	グループ ホームn7	生活介護 n7	就労支援 n28	その他 事業n7
平均 人数	6.3	5.8	3.7	2.7	10.6	6.3	6.3

\*ほくぶ作業所のぞく

### ④聴覚障害者職員

(数字は平均人数)

	全体人数 平均値	児童デイ n6	地活セン ターn22	グループ ホームn7	生活介護 n7	就労支援 n28	その他 事業n7
平均人数	2.5	3.1	3.2	5.7	2.4	2.3	2.5
内非正規職員の平均人数	2.0	2.5	3.1	5.0	1.3	1.7	2.0

\*聴覚障害者職員の65%が非正規職員

### 職員の有する資格⑤

職員の有する資格で、多いものからホームヘルパー（介護職員初任者含）17.8%、介護福祉士15.2%、都道府県・政令市登録手話通訳者11.4%であった。

職員採用の苦労のところで記述があったが、有資格者の応募が少ないこと、採用に結びつかないことが課題としてあげられている。

### ⑤職員の有する資格 職員全数762人

(重複回答、数字は人数)

	全体 n762	%	児童デイ n35	地活セン ターn147	グループ ホームn72	生活介護 n163	就労支援 n274	その他 事業n44
社会福祉士	31	4.1	3	3		11	10	4
精神保健福祉士	10	1.3				5	4	1
言語聴覚士	2	0.3	1	1				0
介護福祉士	116	15.2	6	17	6	47	31	9
介護支援専門員	17	2.2	2	4	1	2	6	2
ホームヘルパー（介護職員初任者含）	136	17.8	11	40	24	9	42	10
保育士	19	2.5	4	5	1		8	1
栄養士（管理栄養士含）	10	1.3	1	2	1	3	2	1
調理師	12	1.6		1	3	1	5	2
医師	2	0.3				1	1	0
看護師	21	2.8		3	2	4	9	3
臨床心理士	0	0.0						0
作業療法士	2	0.3				1	1	0
理学療法士	0	0.0						0
手話通訳士	34	4.5	1	8	1	2	15	7
都道府県・政令市登録手話通訳者	87	11.4	8	20	7	7	31	14
相談支援専門員	1	0.1	0	0	0	0	0	1

### 職員の募集方法・職員採用の苦労・職員研修⑥～⑦

職員の募集方法としては、ハローワークが70.1%となっている。学校求人も同様だが「応募が少ない」、「有資格者の応募がない」、「手話のできる者の応募がない」といった状況が見られる。それを補うものとして、関係団体や団体機関紙での募集、管理者の関係者に声をかける、などの方法で募集がおこなわれている。

職員の採用の苦労としては、「応募者が少ない・少ない」、「手話のできる職員の採用」、「聴覚障害者に理解がある職員の採用」、「専門性・有資格者・有技術者の確保」があげられている。児童デイサービスでは、「聴覚障害児・ろう重複児の接し方がわからず辞めてしまう」、就労支援事業では「障害特性が理解できず退職者多い」という記述が見られた。

聴覚障害児者の特性を理解し、十分な支援の知識・技術を有し（有資格者）、手話を理解・駆使できる職員が求められるが、このことの難しい現状が示されている。聴覚障害者支援の専門職を確保できる仕組みが、養成の仕組みとともに確立されなければならない。



職員研修については、聴覚障害者支援の専門性が必要であることから、ほとんどの事業所で取り組まれているが、所属する法人・事業所で行っているところは半数弱にとどまる。他は、行政や社会福祉協議会、他団体の実施する研修への参加となっている。

#### ⑥職員の募集方法

(数字は回答数)

	数値 n77	全体 %	児童デイ n6	地活セン ター n22	グループ ホーム n7	生活介護 n7	就労支援 n28	その他 事業 n7
ハローワーク	54	70.1	4	15	4	4	3	4
学校	13	16.9	0	0	2	4	5	0
求人誌・広告	11	14.3	2	0	1	2	11	0
関係団体	34	44.2	4	10	5	2	7	2
関係団体機関紙	26	33.8	0	13	1	1	16	2
管理者の関係者	9	11.7	1	2	0		8	0
その他	11	14.3	0	4	0	2	3	2

#### ⑦職員採用の苦勞

(数字は回答数)

	数値 n77	全体 %	児童デイ n6	地活セン ター n22	グループ ホーム n7	生活介護 n7	就労支援 n28	その他 事業 n7
1 ホームヘルパー資格を持ち手話ができる人の採用	3	3.9		2			1	
2 聴覚障害者に理解がある職員の採用	9	11.7	1	2	1	1	4	
3 応募者が少ない・ない	24	31.2	1	6	6	5	6	
4 若い人の応募がない・若い職員の確保	4	5.2		3			1	
5 欠員時のみ募集	4	5.2					3	1
6 手話ができる職員の採用	19	24.7	3	3	2	2	9	
7 聴覚障害職員の採用	3	3.9	2				1	
8 労働条件の改善	3	3.9		2				1
9 専門性・有資格者・有技術者の確保	9	11.7			1	1	6	1

#### ⑨職員研修の実施

(数字は回答数)

	数値 n77	全体 %	児童デイ n6	地活セン ター n22	グループ ホーム n7	生活介護 n7	就労支援 n28	その他事 業 n7
法人事業所全体研修	34	44.2	4	7	2	6	13	1
事業部門別研修	31	40.3	2	8	3	3	12	2
採用時研修	9	11.7	2	2	2	0	3	3
他団体・機関の行う外部研修参加	46	59.7	5	10	5	4	19	4

## (6) 利用者の状況

### 利用定員と利用契約者数・利用契約者数の男女割合①～②

平均の利用者定員と利用契約者〔( )内数字〕は、児童デイ事業で15人(40人)、地域活動支援センターで15.3(38.5)人、その他事業で10人(25.6人)であった。これらの事業所では、定員の2倍程度の利用契約者の確保が求められている。グループホームは利用契約者が定員数で固定しているため、10人となっている。

生活介護事業は、いくつか施設入所施設を併設している施設があるので、人数が多くなっている。入所利用者をのぞくと、利用契約者は20人強程度となっている。

就労支援事業では、21.4人(24.7)であった。

利用契約者の男女比では、全体では、男女半々となっているが、地域活動支援センター事業、その他では、女性の割合が若干多くなっている。これらの事業は高齢女性の利用が多いのが特徴である。一方グループホームでは男性の割合が若干多くなっている。

### ①利用定員と利用契約者数

(数字は平均人数)

	全体 人	児童デイ	地活センター	グループホーム	生活介護	就労支援	その他事業
利用定員 平均 人数	19.4	15.0	15.3	10.3	*39.1	21.4	10
利用契約者数 平均値人数	30.1	40.0	38.5	9.0	**42.4	24.7	25.6

\*ほくぶ作業所・光が丘をのぞいた平均値 22.4

\*\*ほくぶ作業所・光が丘をのぞいた平均値 24.8

### ②利用契約者数の男女割合

(数字は人数)

		数値 n2231	全体 %	児童デイ	地活センター	グループホーム	生活介護	就労支援	その他事業
利用契約者全数 2231人	男性 850	950	42.6	143	277	39	98	337	56
	女性 1024	1024	46.0	98	410	24	83	316	93
	無回答	257	11.5	0	121	0	117	0	30
合計		2231	100.1	241	808	63	298	653	179

### 利用者確保で取り組んでいること③

(3)の④～⑤「事業開始にあたっての課題・困難」、(7)「事業運営課題」では、利用者の確保が課題となっている。利用者の確保については、さまざまな取り組みが行われているが、特徴的なものを見ると、「特別支援学校(ろう学校)との連携」、「相談事業との連携」、「相談支援職員との連携」、「関係者からの情報提供」があげられる。関係機関・関係団体等との連携の必要性が示されている。その他、家族や行政への説明、関係団体の協力、送迎体制(がとれれば利用につながる)といった取り組みが見られる。

### ③利用者確保で取り組んでいること

(数字は回答数)

	数値 n77	全体 %	児童デイ n6	地活センター n22	グループホーム n7	生活介護 n7	就労支援 n28	その他事業 n7
1 関係者からの情報提供	5	6.5		2		1	2	
2 個別的な支援	3	3.9		2		1		
3 送迎方法の工夫・調整	3	3.9		1		1	1	
4 相談事業からの情報	13	16.9		1	2	1	9	
5 送迎の体制がとれない	7	9.1		3	1	1	2	
6 特別支援学校(ろう学校)との連携	17	22.1	2	1		3	11	
7 利用者確保	8	10.4		3		2	3	
8 相談支援職員との連携	5	6.5				1	3	1
9 家族に説明し理解を求める	3	3.9	1		1			1
10 行政に施設の必要性の理解を求める	3	3.9			1		1	
11 関係団体の協力	3	3.9			1		1	
12 若い利用者の確保が困難	3	3.9					2	

### 利用者の障害状況・年齢④～⑤

利用者の障害の状況を見ると、全体では、身体障害者手帳1～2級所持が6割、療育手帳所持が2割、精神保健福祉手帳所持が1割程度となっている。

事業種別でみると、児童デイサービス事業では、身体障害等級は3級から6級の児童の利用と、療育手帳所持児童の利用が見られる。

地域活動支援センター事業では、療育手帳所持者、精神保健福祉手帳所持者の利用はごく少数で、重複障害がない高齢聴覚障害者の利用が大半となっている。

グループホーム事業では、利用者の半数は療育手帳所持者あるいは知的障害があると見られる者の利用となっている。

生活介護事業では、3割が療育手帳所持者あるいは知的障害があると見られる者の利用となっているが、1割は精神保健福祉手帳所持者である。

就労支援事業では、2割が療育手帳所持者あるいは知的障害があると見られる者の利用、3割が精神保健福祉手帳の所持者となっている。

障害支援区分でみると、支援区分の重い方から、生活介護、グループホーム、就労支援の順となっている。、  
 その他事業では、地域活動支援センターと同様、高齢聴覚障害者の利用が中心となっている。

年齢を見ると、児童デイサービス事業では、就学前から10代の児童の利用となっている。地域活動支援センター・その他事業では60歳以上の利用者が70%を占めている。

グループホーム、生活介護、就労支援の利用者の平均年齢は、順に40.7歳、51.0歳、56.1歳であった。就労支援では、60歳以上の利用者は60.6%で利用者の高齢化が見られる。

#### ④利用者の障害状況

(数字は%)

		数値 n2231	%	児童デイ n241	地活セン ター n808	グループ ホーム n63	生活介護 n298	就労支援 n653	その他事 業 n179
身体障害	1級	715	32.0	2.1	39.9	54.0	15.8	35.8	40.8
	2級	571	25.6	26.6	27.0	39.7	13.4	30.2	15.1
	3級	63	2.8	8.3	2.5	3.2	0.7	2.8	0.6
	4級	36	1.6	1.2	2.1	3.2	0.7	1.8	
	5級	12	0.5		0.2		0.3	1.4	
	6級	49	2.2	9.1	2.0		1.3	1.1	
	その他	1	0.0					0.2	
知的障害	療育手帳有	310	13.9	20.3	2.4	33.3	31.5	18.5	3.4
	手帳は無いが障害有り 思われる	80	3.6	3.7	1.6	20.6	1.0	5.8	2.2
精神障害	1級	14	0.6		0.1	7.9	0.3	1.1	
	2級	10	0.4		0.1	3.2		0.9	0.6
	3級	6	0.3		0.4			0.5	
	手帳は無いが障害有り 思われる	66	3.0		0.1	6.3	6.7	5.8	1.7
支援区分	1	30	1.3		2.5	3.2	0.7	0.8	0.6
	2	144	6.5		6.9	30.2	4.0	7.0	6.1
	3	89	4.0		0.7	12.7	9.7	6.3	2.8
	4	105	4.7		0.2	19.0	12.8	7.2	3.4
	5	57	2.6			7.9	12.1	2.3	0.6
	6	42	1.9			12.7	9.4	0.9	
要介護度	非該当・要支援	120	5.4		8.9	3.2	5.0	3.8	3.4
	1	18	0.8		0.1			1.7	3.4
	2	15	0.7		0.5	1.6		1.2	1.1
	3	9	0.4		0.4			0.5	1.7
	4	2	0.1					0.2	0.6
	5	0	0.0						0.0
重複する障害	聴覚・知的	265	11.9	23.2	1.2	27.0	27.2	13.9	5.6
	聴覚・精神	65	2.9	0.4	0.7	12.7	1.7	6.0	3.4
	聴覚・視覚	82	3.7	2.1	3.7	6.3	2.3	5.1	1.7
	聴覚・内部	9	0.4	0.4	0.4		0.0	0.6	0.6
	聴覚・肢体	51	2.3	4.1	2.2	1.6	1.3	2.1	2.2
	聴覚・他2つ以上	69	3.1	0.4	1.1	9.5		2.5	1.7
	聴覚・視覚・精神	5	0.2					0.2	
	聴覚・視覚・知的	3	0.1					0.5	
	聴覚・認知	9	0.4		0.5				2.8
	聴覚・視覚・肢体	2	0.1						0.6

#### ⑤利用者の年齢構成

(数字は%)

	n2007	%	児童デイ n241	地活セン ター n884	グループ ホーム n61	生活介護 n298	就労支援 n533	その他事 業 n137
就学前	19	0.9	7.9					
6-15歳	196	9.8	81.3					
16-19歳	41	2.0	10.8	0.6		2.6	1.1	
20-29歳	104	5.2		1.2	19.7	21.9	7.7	5.1
30-39歳	117	5.8		2.0	21.3	18.5	9.9	3.6
40-49歳	99	4.9		3.2	11.5	6.0	8.4	7.3
50-59歳	171	8.5		6.1	24.6	15.2	12.2	10.2
60-69歳	443	22.1		27.5	11.5	16.6	25.5	23.4

70歳以上	817	40.7		59.4	11.5	19.2	35.1	50.4
平均年齢	52.2		9.7	58.2	40.7	51.0	56.1	55.5

\* 60歳以上 56.5%

### ⑦平日・通常以外の取り組み

(数字は回答数)

	数値 n77	全体 %	児童デイ n6	地活セン ター n22	グループ ホーム n7	生活介護 n7	就労支援 n28	その他 事業 n7
1 法人・事業所のまつり	23	29.9	1	6	0	2	10	4
2 団体行事参加	27	35.1	0	7	2	1	14	3
3 旅行	11	14.3	1	4	1	0	4	1
4 季節行事	18	23.4	2	6	2	1	6	1
5 社会見学・社会体験	10	13.0	2	1	0	1	5	1
6 製品販売・バザー	24	31.2	0	9	3	1	10	1
7 法人イベント	6	7.8	1	0	1	2	1	1
8 地域イベント参加	11	14.3	2	2	0	1	5	1
9 事業所イベント	8	10.4	0	5	1	2	0	0
10 土曜活動・土曜企画	15	19.5	4	2	0	3	5	1

### 利用者支援で難しい点・専門的な支援⑧

利用者支援で難しい点・専門的な支援としては、多様な項目が示されている。地域活動支援センターや就労支援事業など高齢者の利用が多い事業であると「高齢化・要介護者への対応」、「認知症の利用者への対応」などがあげられている。高齢化による介護ニーズに、現行の制度・事業の枠内では対応困難であることが示されている。

その他「精神疾患患者・精神障害者への対応」、「重複障害者への対応」、「盲ろう者への専門的な対応」といった重複障害者の障害特性への対応が困難であるとされるが、それぞれの障害と特性に合わせた支援方法に精通していないことに起因していると言える。

### ⑧利用者支援で難しい点・専門的な支援

(数字は回答数)

	数値 n77	全体 %	児童デイ n6	地活セン ター n22	グループ ホーム n7	生活介護 n7	就労支援 n28	その他 事業 n7
1 盲ろう者への専門的な対応	6	7.8		4			2	
2 職員の短期間での退職	5	6.5		3		1	1	
3 高齢化・要介護者への対応	17	22.1		9	1	2	4	1
4 重複障害者への対応	9	11.7	2	1	2		3	1
5 精神疾患患者・精神障害者への対応	18	23.4		10	1		6	1
6 職員育成・専門性の向上	6	7.8	1	1	2		1	1
7 認知症の利用者への対応	9	11.7		2		2	3	2
8 個別支援方法	4	5.2	1		1		2	
9 職員体制が限られ盲ろう者への適切な支援ができない	3	3.9		1			2	

## (7) 事業運営課題

### 現在の運営課題①

現在の運営課題として、「近隣住民の理解を得る」や「地域のなかでの認知度を高める・聴覚障害者事業の啓発」、「近隣住民への対応を大切にしている」、「地域行事への参加」とあるように、地域住民、地域社会との良好な関わりや交流が重要な課題となっていることが示された。(3)の⑩でみたように、地域社会・住民の理解と協力が得られる取り組みを位置づけ、どう取り組んでいくかがそれぞれの事業で重要となっている。

「聴覚障害者が集える場、安心してコミュニケーションができる場」、「利用者のニーズにこたえる」、「交流のなかで、自分の障害を理解する」、「ろう学校卒業生の受け皿」、「利用者の所得保障」という項目は、聴覚障害のある利用者への直接的な支援・実践の課題としてあげられている。

事業所の社会的役割としては、「コミュニケーション方法の普及」、「地域貢献」、「総合センターとしての

役割を果たす、「耕作放棄地の再生・地域のブランド野菜の継承」、「地域諸社会資源との関係づくり」、「県内他自治体へのモデルとしての役割」、「実習生の受け入れ」、「福祉教育の受け入れ」が示されている。

経営課題としては、「利用者が少なく事業継続に不安」、「定員確保」、「他の障害者の受け皿となっている」、「地域交流のための職員体制が取れない」といった経営基盤に関わる課題がある一方、「遠隔地での事業開設」、「利用希望者が増え、事業の拡充を計画」といった事業拡充の課題が示されており、事業資金の確保といった課題と直面している。

### ①現在の運営課題

(数字は回答数)

	数値 n77	全体 %	児童デイ n6	地活セン ター n22	グループ ホーム n7	生活介護 n7	就労支援 n28	その他 事業 n7
1 近隣住民への対応を大切にしている	5	6.5		1			3	1
2 近隣住民の理解を得る	16	20.8		4	3		7	2
3 聴覚障害者が集える場、安心してコミュニケーションができる場	16	20.8	1	5	2	3	4	1
4 地域貢献	5	6.5				3	2	
5 地域のなかでの認知度を高める・聴覚障害者事業の啓発	12	15.6	1	2	1	1	6	1
6 社会参加の契機となっている	6	7.8	1	2			3	
7 地域諸社会資源との関係づくり	3	3.9		1	1			1
8 地域行事への参加	5	6.5		1	1	1	2	
9 福祉教育の受け入れ	3	3.9				1	2	

### 財政・施設・設備・人材等確保・整備等の課題②

財政の課題としては、「利用者の確保」、「財政面で運営が厳しい・財源確保」、「建物の老朽化による修繕・建て替え資金の確保」、「消費税の支払い」等があげられている。

施設・設備等の課題としては、「駐車場の確保」、「作業場の改善」、「公的施設を利用しているため改造・改築ができない」、等があげられている。

人材等の確保の課題では、42.9%が課題としてあげている。関連して「人材育成」、「職員の高齢化」、「職員の手話によるコミュニケーション力の向上」、「職員の待遇改善」等の課題があげられている。

### ②財政・施設・設備・人材等確保・整備等の課題

(数字は回答数)

	数値 n77	全体 %	児童デイ n6	地活セン ター n22	グループ ホーム n7	生活介護 n7	就労支援 n28	その他 事業 n7
1 利用者の確保	17	22.1	1	6		1	6	3
2 人材確保	33	42.9	2	6	6	4	11	4
3 人材育成	7	9.1	1	1	1	1	2	1
4 財政面で運営が厳しい・財源確保	17	22.1		7	2	2	3	3
5 建物の老朽化による修繕・建て替え資金の確保	4	5.2			1	1	2	
6 職員の高齢化	4	5.2		1			1	
7 作業場の改善	3	3.9		1			1	

### 事業拡大・転換等の計画③

事業拡大・転換等については、回答数は多くなかった。「生活介護事業への変更」が7事業所からあったが、障害の重度化が進むなかで体制作りと適切な事業給付を得るために必要な選択であると言える。

「他障害の利用者の受け入れ」と回答した事業所が7カ所あった。いずれも就労支援事業所であるが、他障害者のニーズに応えるという側面と、利用者確保という課題対応という両側面を有する計画である。

「事業の拡充」について、7事業所から回答されているが、グループホームが3カ所、就労支援事業が2カ所、児童デイサービス事業1カ所、生活介護1カ所であった。それぞれ利用したいという聴覚障害者のニーズに応えるものである。

### ③事業拡大・転換等計画

(数字は回答数)

	数値 n77	全体 %	児童デイ n6	地活セン ター n22	グループ ホーム n7	生活介護 n7	就労支援 n28	その他 事業 n7
1 グループホームづくり	5	6.5		2	1		1	1
2 生活介護事業の実施	7	9.1		3	1		1	2
3 他障害の利用者の受け入れ	7	9.1					7	
9 介護保険事業の実施	4	5.2		1			1	2
4 事業の拡充	7	9.1	1		3	1	2	

## 2 居宅介護・訪問介護事業所調査結果

### 調査対象数と回収数

調査対象とした事業所は8カ所で回収は8カ所、回収率は100%だった。

居宅介護・訪問介護 (別集計)	調査対象	回収数	回収率	【調査対象事業所内訳】
	8	8	100.0	札幌市 千葉市 名古屋市 京都市2 大阪市 神戸市 広島市

### 1. 運営主体・概要

運営主体は、下表のとおり、社会福祉法人3、NPO法人2、社団法人3であった。

	数値 n8	%		数値 n8	%
1 社会福祉法人	3	37.5	4 その他	0	0.0
2 NPO法人	2	25.0	合 計	8	100.0
3 社団法人	3	37.5			

### 2. 聴覚障害者の運営参画状況

聴覚障害者が理事、評議員として運営に参加している。聴覚障害者団体・利用者との懇談は37.5%。

	数値 n8	%		数値 n8	%
①聴覚障害者理事有り	6	75.0	④利用者との懇談有り	3	37.5
②聴覚障害者評議員有り	5	62.5	⑤利用者・関係団体等の寄付有り	6	75.0
③聴覚障害者団体との定期懇談有り	3	37.5			

### 3. 当該事業開始契機

当該事業開始の契機は、利用者のニーズに基づくものであった。

- ・名古屋市の制度・移動支援事業が導入しやすいものであった。利用のニーズがあった。
- ・手話のできるホームヘルパーに来てほしいという利用者の声。ろう協・手話サークル会員向けホームヘルパー3級養成講座開催。
- ・1997年にモデル事業開始
- ・震災以降、手話のできるヘルパーがいないことから、大阪の事業を参考に立ち上げた
- ・作業所の仲間の休日・余暇時間の充実
- ・高齢聴覚障害者のニーズとしての訪問介護
- ・2006年地域包括支援センター受託開始による
- ・手話のできるヘルパーをという介護を受ける聴覚障害者のニーズ。

### 4. 当該事業開始までの取り組み

事業開始までの取り組みとして、調査、施設見学、資金づくり、行政との相談、職員養成・確保等が行われた。

- ・03法人設立→06移動支援開始→08居宅介護開始→09訪問介護開始
- ・行政と相談 関係団体・関係者と情報収集・交換
- ・どんぐり上映会 施設づくり委員会 資金づくり 施設見学
- ・ホームヘルパー2級養成講座1999年開講
- ・ミニデータービスの実施。ヘルパー育成や勉強会などの実施
- ・ろう高齢者実態調査

## 5. 事業開始にあたっての協力団体

事業開始にあたっての協力団体は、ろう団体、手話サークル、全通研であった。他に、後援会、任意団体だるまの会、ろう学校PTA、ろう学校同窓会があげられた。

	数値 n8	%
1 ろう団体	3	37.5
2 手話サークル	1	12.5

## 6. 事業開始にあたっての課題・困難

事業にあたっての課題・困難としては、大きな課題として職員の確保、資金の確保、利用者の確保があげられた。

	数値 n8	%		数値 n8	%
1 資金の確保	4	50.0	3 利用者の確保	4	50.0
2 職員の確保	5	62.5	4 行政との折衝	2	25.0

## 7. 事業開始にあたっての課題・困難（特に困ったこと）

事業にあたっての課題・困難で特に困ったことは、上述の他、緊急時の対応、手話のできるヘルパーの確保があげられた。

- ・利用者探し。サービス提供責任者の確保。3級から2級ヘルパーへの移行（府社協の講座を特例で受講）
- ・緊急時の対応 ヘルパー確保が困難
- ・職員の確保 手話のできるサービス管理責任者 フルタイムで働く
- ・サービス提供責任者の要件満たす人材確保が困難／それぞれの地域で手話のできるヘルパーの確保が困難

## 8. 事業費用・寄付金の取り組み

当初必要経費は、平均400万円、年間事業予算は、1400万円であった。

当初必要費用金額（万円）	393.3
年間事業予算（万円）	1412.1

## 9. 当該事業の現状課題

事業の現状課題としては、職員採用が87.5%と大きく、次いで利用者確保、資金の確保、利用者の重度化、支援困難化、行政折衝、事故対応等となっている。

	数値 n8	%		数値 n8	%
1 資金	2	25.0	5 支援困難化	2	25.0
2 職員採用	7	87.5	6 職員研修	2	25.0
3 利用者確保	3	37.5	7 待遇改善	2	25.0
4 利用者重度化	2	25.0	8 健康管理	4	50.0

## 10. 職員の状況・職員の身分

1事業所あたりの職員数平均は13.3人。正規職員は17.9%、非正規職員は76.4%であった。

	平均値	実数	%		平均値	実数	%
職員全体数	13.3	106	100.0	事務職員	1.0	1	0.9
正規職員数	3.2	19	17.9	内事務職非正規	1.0	0	0.0
非正規職員数	13.5	81	76.4	調理職員	0.0	0	0.0
施設長	1.0	3	2.8	内調理非正規	0.0	0	0.0
内施設長非正規	0.0	0	0.0	処遇職員	17.6	88	83.0
事務局長		1	0.9	内処遇職非正規	15.4	77	72.6

## 11. 職員の募集、苦勞、研修実施

職員募集は、ハローワーク、関係団体や関係団体の機関紙を通じて、管理者の関係者で行われている。苦勞としては、「応募がない・少ない」「手話のできる人の応募がない」があげられた。「手話のできる有資格者（ヘルパー・介護福祉士）の確保」が大きな課題である。

	数値 n8	%		数値 n8	%
1 ハローワーク	8	100.0	3 関係団体機関紙	4	50.0
2 関係団体	6	75.0	4 管理者の関係者	2	25.0

## 12. 利用者の状況（契約者）

利用定員は1事業所あたり平均75人、利用契約者は平均30.1人であった。

利用定員 平均値	72.5人
利用契約者総数	488人
利用契約者数平均値	30.1人

\* 無回答4か所

## 13. 利用者の年齢構成

利用者の年齢構成は、無回答が半数であったが、これを除くと70歳以上が多数で、他は各年齢に均等に散らばるといった状況が見られた。平均年齢は65.6歳。

	数値 n488	%		数値 n488	%	平均年齢	65.6
6-15歳	17	3.5	50-59歳	13	2.7		
16-19歳	11	2.3	60-69歳	34	7.0		
20-29歳	25	5.1	70歳以上	128	26.2		
30-39歳	17	3.5	無回答	221	45.3		
40-49歳	22	4.5	合計	488	100.0		

## 14. 利用者支援で難しい点・専門的な支援

利用者支援で難しい点、専門的な支援としてあげられたのは、知的障害・精神障害等重複した障害のある利用者への支援、コミュニケーションの困難性であった。

- ・介護保険制度・障害者制度を適宜ふさわしいサービスを調整・提供する
- ・コミュニケーションの難しさ 聴覚障害と合わせて知的障害・精神障害の知識が必要
- ・多様なろう高齢者の手話に対応できるコミュニケーション支援が必要
- ・知的・精神・発達・視覚等障害にあった支援が必要。家族支援も必要。
- ・聴覚障害者の社会資源が少なく、受け皿に困る 家族問題 範囲が広くこまめな訪問ができない 協会とのつながり少ない
- ・重複している利用者への特性理解による支援
- ・盲ろう者支援には触手話のできる人

## 15. 現在の運営課題

運営課題としては、事業所・事業の周知、利用者が広い地域に在住していることの広域対応のあり方、他事業所・機関との連携があげられている。

- ・ろう学校の近くにあり、理解がある。利用者も区内・隣区在住で対応しやすい。
- ・手話のできるヘルパーが必要（認知症・精神障害者に対しては特に必要）
- ・ろう学校の近くにあり、移動支援が利用しやすい。児童デイ、作業所、ろう学校を移動支援でつなぐ
- ・ろう重複障害者が手話で支援が受けられるようになった。事業所の存在を広く周知することが必要
- ・近隣地域への居宅支援を積極的に行い、法人内外の事業所と連携
- ・事業ニーズの広域性、ヘルパーの広域派遣、手話コミュニケーションの意義。

## 16. 財政・施設・設備・人材等確保・整備

財政・施設・設備・人材等確保の課題としては、人材の確保があげられている。他に広域対応の時の派遣できる人材確保、派遣時の交通費の工面があげられている。

- ・手話の出来るヘルパーの不足。
- ・研修（資格等）に対して、手話通訳派遣がない。単価により運営厳しい。
- ・広範囲（広域）のため、近くにヘルパーがいないことが多い 交通費がかかる
- ・手話のできるヘルパーが確保できない、土・日・祝に働ける人材がいない、ヘルパー派遣が広域で交通費がかかる。
- ・募集しても申し込みがない。有資格者で手話のできる人材確保が困難。重複障害者支援に時間がかかるが加算がない。常に人手不足。



# 8

## 参考資料

## 1 訪問調査にご協力いただいた事業所

宮津与謝聴覚言語障害者地域活動支援センター「あいらぶ」(京都府)

舞鶴市聴覚障害児放課後等デイサービス「さくら」(京都府)

聴覚・ろう重複センター つくしっこ(愛知県)

グループホーム「碧第1ホーム」(愛知県)

地域活動支援センター「らいおん香取」(千葉県)

グループホーム「らいおんホームそが」(千葉県)

## 2 施設の設置や運営で困ったときの対処の仕方

1	全国の聴覚障害者関係団体に問い合わせる。	「4. 聴覚障害者に関する全国組織一覧」(p102) 参照
2	行政等による施設・運営のマニュアルを参照する。	
	(1)兵庫県障害福祉課 「障害者グループホーム開設の手引き 平成28年5月改訂版」	<a href="http://www.pref.hyogo.jp/hw19/documents/ghtebiki.pdf">www.pref.hyogo.jp/hw19/documents/ghtebiki.pdf</a>
	(2)大阪府福祉部障がい福祉室生活基盤推進課 「障がい者グループホーム開設ハンドブック 平成28年4月1日」	<a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/attach/1640/00148065/kaisetsu28.4.1.pdf">www.pref.osaka.lg.jp/attach/1640/00148065/kaisetsu28.4.1.pdf</a>
	(3)障害のある人と援助者でつくる日本グループホーム学会 「グループホーム設置・運営マニュアル」	<a href="http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/resource/jiritsu-report-DB/db/19/174/report.pdf">www.dinf.ne.jp/doc/japanese/resource/jiritsu-report-DB/db/19/174/report.pdf</a>
3	各都道府県の障害福祉担当課と相談する。	
4	聴覚障害者関係書籍等で調べる。	「3. 参考文献一覧」(p99) 参照

### 3 参考文献一覧

#### ▼ 聴覚障害者福祉関係文献

- ①書籍 「聴覚障害者問題の考察—提言・論文集」  
「ここに仲間つどえり」  
「新しい聴覚障害者像を求めて」  
「人として第二巻」  
  
「京都府北部の聴覚障害者」  
「人として第三巻」  
  
「盲ろう者とノーマライゼーション」  
「聴覚障害者の心理臨床」  
「聴覚障害の心理」  
「聴覚・言語障害児・者の生活ニーズ」  
  
「ここに仲間つどえり2」  
「人として第四巻」  
  
「聴覚障害児・者支援の基本と実践」  
「聴覚障害者への統合的アプローチ」  
「聴覚障害者の心理臨床(2)」  
「21世紀のろう者像」  
「聴覚障害者福祉の源流」  
  
「聴覚・言語障害者とコミュニケーション新訂版」  
  
「聴覚障害者福祉から地域福祉へ」
- ②論文 「戦前京都の聴覚障害者福祉に学ぶ」
- ③調査・報告書 「重複障害児(者)の処遇に関する研究」  
  
「聴覚障害者のための社会資源」  
「聴覚障害者情報提供施設の役割を考える」  
  
「聴覚障害者への情報提供に関するニーズ調査報告書」  
「聴覚障害者情報提供施設のあり方検討会報告書」  
  
「聴覚障害児・者の社会参加の促進に関する実態調査アンケート報告集」  
「京都府北部における聴覚障害児・者の社会参加促進に関する実態調査報告書」
- ④その他 「聴覚障害者福祉施策のあり方考える」  
シリーズ「いこいの村研究・交流集会報告集」  
主催 京都聴覚言語障害者福祉協会  
「全国聴覚言語障害者福祉研究交流集会報告集」  
主催 京都聴覚言語障害者福祉協会・埼玉聴力障害者福祉会他
- 野沢克哉 1984  
京都聴覚言語障害者福祉協会 1990  
全日本ろうあ連盟出版局 1991  
人として第二巻編集委員会  
京都聴覚言語障害者福祉協会 1993  
新版京都障害者白書 文理閣 1993  
人として第三巻編集委員会  
京都聴覚言語障害者福祉協会 1997  
福島智 明石書店 1997  
村瀬嘉代子 日本評論社 1999  
中野善達他 田研出版 1999  
障害者ケアマネジャー養成テキスト  
身体障害者編 中央法規 1999  
京都聴覚言語障害者福祉協会 2000  
人として第四巻編集委員会  
京都聴覚言語障害者福祉協会 2002  
奥野英子他 中央法規 2008  
村瀬嘉代子 日本評論社 2005  
村瀬嘉代子他 日本評論社 2008  
全日本ろうあ連盟 2005  
京都聴覚言語障害者福祉協会  
文理閣 2008  
全国手話通訳問題研究会編  
中央法規 2010  
いこいの村創立30周年記念誌編集  
委員会 文理閣 2011  
大矢暹『京都障害者歴史散歩』  
文理閣 1997  
田ヶ谷雅夫 厚生省心身障害研究  
1994  
全日本ろうあ連盟 2003  
全国聴覚障害者情報提供施設協議会  
2002  
全日本ろうあ連盟 2003  
全国聴覚障害者情報提供施設協議会  
2005  
京都聴覚言語障害者福祉協会 2005  
2014  
特集 手話通訳問題研究no91 2005  
1984年～1997年  
  
1998年～現在に至る

「聴覚障害者職員の役割・専門性を考える研修会報告書」 主催 全国ろう重複障害者施設連絡協議会・全国 高齢聴覚障害者施設連絡協議会 「いこいの村便り」	1999年～現在に至る    京都聴覚言語障害者福祉協会 1994年～現在に至る
---	---

### ▼ 高齢聴覚障害者分野

①書籍	「介護保険と聴覚障害者」  「地域で生きる暮らしをつくる 淡路ふくろうの郷物語」	全国手話通訳問題研究会 クリエイツかもがわ 2001 兵庫県聴覚障害者協会 ひょうご聴覚障害者福祉事業協会 2011
②論文	「梅の木寮入所者の現状にみる高齢聴覚障害者の問題について」 「高齢聴覚障害者の援助に関する一考察」  「介護保険における手話通訳に係る連携の課題」  「介護保険で高齢聴覚障害者のニーズは生かされるのか—特養ホームの実践を通しての生存権を考える」 「聴覚言語障害老人ホームの現状と課題」  「高齢聴覚障害者への対応のあり方—施設処遇の実態を中心に研究」	奥本初美 全障研第27回全国大会レポート集 1993 林智樹 三重短期大学研究紀要no46 1997 奥野英子他 日本女子大学人間社会研究科紀要4号 1998 大矢暹他 社会医学研究（特別号）1998  大矢暹他 障害者問題研究no99 1999 砂川米子 立正社会福祉研究（1）2000
③調査・報告書	「ともに考えよう高齢聴覚障害者の福祉」 「ろうあ高齢者のくらしと福祉実態調査」 「ろうあ者のための介護保険を」 「高齢聴覚障害者を対象にした情報保障とコミュニケーション支援のために」	京都聴覚言語障害者福祉協会 1990 大阪聴力障害者福祉事業協会 1999 大阪聴力障害者協会 2001 北海道ろうあ連盟 2006
④その他	「ろうあ者の老人問題」 「高齢化社会とろうあ者」 「ろう高齢者福祉にかかわるみなさまへ」 「ろう高齢者福祉にかかわるみなさまへ2」 「ろう高齢者と介護保険①」 「ろう高齢者と介護保険②」 「介護保険と聴覚障害者」 「生き生きハツラツろう高齢者」 シリーズ「ささやき」	特集 季刊ろうあ運動no36 1986 特集 季刊みみno61 1993 京都聴覚言語障害者福祉協会 1998 京都聴覚言語障害者福祉協会 1999 季刊みみno83 1999 季刊みみno84 1999 特集 手話通訳問題研究no68 1999 特集 季刊みみno121 2008 聴覚障害者老人ホーム5施設実践報告書 1995年～1997年

### ▼ ろう重複障害者分野

①書籍	「人として」  「いっぽの詩 なかまの里建設運動の歩み」 「未来をみつめて 一粒のどんぐりから」 「扉をあけて」	いこいの村「人として」編集委員会 京都聴覚言語障害者福祉協会 1987 大阪聴力障害者福祉事業協会 1995 埼玉聴覚障害者福祉会 1999 全日本ろうあ連盟 2005
②論文	「重度重複聴覚障害者に共通のことばの軌跡を！」  「聴覚障害者に対する統合的アプローチ—ろう重複障害者生活労働施設での取り組み」 「ろう重複障害者の社会的 人間的復権をめざす基本課題」	旭暎子 手話通訳問題研究no20 1983 西沢佳子他 研究助成論文集／安田生命社会事業団 1987 細野浩一 手話コミュニケーション研究no30 1998

- ③調査・報告書 「全国ろう重複障害者施設連絡協議会 平成11年度実態調査報告」  
「ろう重複障害者の支援に関する調査事業報告書」
- ④その他 「重複障害」  
「重複障害(2)」  
「なかまが主演 豊かさをもとめて！」  
「たましろの郷 ろう重複障害者の仲間たちと新たな出発」  
シリーズ「聴覚障害者の精神保健」
- 全国ろう重複障害者施設連絡協議会 1999  
埼玉聴覚障害者福祉会 全国ろう重複障害者施設連絡協議会 2013  
特集 手話コミュニケーション研究 no30 1998  
特集 手話コミュニケーション研究 no34 1999  
なかまの里/大阪聴力障害者福祉事業協会 2000  
グラビア/ノーマライゼーション 22(7) 2002  
聴覚障害者精神保健研究集会報告集 1992年～現在に至る

### ▼ 聴覚障害児分野

- ①書籍 「言語・聴覚障害児の保育」  
「聴覚障害児の言語とコミュニケーション」  
「聞こえない子らのこと」  
「こどものコミュニケーション障害」  
「聴覚障害幼児のコミュニケーション指導」  
「きこえない子どもと共に」  
「きこえない子の心・ことば・家族」  
「重複聴覚障害をかかえる児童・青年期の人々とその家族への支援」
- ②論文 「聴覚障害児のいる家族への支援について」
- ③調査・報告書 「京都市における聴覚障害児・者とその家族の生活問題実態調査報告」
- ④その他 「聞こえない我が子をそだてて」
- 森上史朗 医歯薬出版 1982  
岩城謙 教育出版 1986  
高橋節 文理閣 1993  
小川仁編 学苑社 1995  
都築繁幸 保育出版社 1998  
全日本ろうあ連盟出版局 2000  
河崎佳子 明石書店 2004  
永石晃 日本評論社 2007
- 小野田郁子他 愛媛大学教育学部障害児教育研究室研究紀要(23) 2000  
河崎佳子 発達 26 2005  
志藤修史 総合社会福祉研究(33) 2008  
特集 季刊ろうあ運動no28 1984

### ▼ 災害対策分野

- ①書籍 「負けへんで！ 復興の灯を求めて」  
「阪神・淡路大震災あれから10年 そして未来へ」  
「阪神大震災・聴覚障害を持つ主婦の体験」
- ②論文
- ③調査・報告書 「その時 きこえない人は ろう者が見た伊勢湾台風」  
「聴覚障害者緊急災害情報保障調査・訓練事業」  
「元気だしていこー！新潟 聴覚障害者救援活動の記録」  
「能登半島地震 聴覚障害者支援活動を考える」
- ④その他 「阪神・淡路大震災と聴覚障害者」  
「阪神・淡路大震災と聴覚障害者第2弾」  
「大震災下のろうあ者」  
「聴覚障害者と災害対策」  
「聴覚障害者と防災」  
「震度6強能登半島のろう者を襲う」  
「新潟中越沖地震 対策本部が支援に動く」
- 阪神・淡路大震災聴覚障害者現地救援対策本部 1996  
兵庫県聴覚障害者協会「負けへんで vol2」2005  
紫陽花まき 文芸社 2009
- 愛知県手話通訳問題研究会 1992  
CS障害者放送統一機構 2004  
新潟県聴覚障害者災害対策本部 2005  
石川県聴覚障害者協会 2010  
特集 手話通訳問題研究no55 1995  
特集 手話通訳問題研究no56 1995  
特集 季刊みみno68 1995  
特集 手話通訳問題研究no93 2005  
特集 手話通訳問題研究no76 2001  
季刊みみno116 2007  
季刊みみno117 2007

## 4 聴覚障害児・者に関する全国組織一覧

団体名	代表者名	連絡先
一般財団法人 全日本ろうあ連盟	理事長 石野 富志三郎	【本部事務所】 〒162-0801 東京都新宿区山吹町130 SKビル8階 TEL (03) 3268-8847 FAX (03) 3267-3445 【京都事務所】 〒602-0901 京都府京都市上京区室町通り今出川下ル TEL (075) 441-6079 FAX (075) 441-6147
社会福祉法人 全国手話研修センター	理事長 黒崎 信幸	【事務局】 〒616-8372 京都府京都市右京区嵯峨野天龍寺広道町3-4 TEL (075) 873-2646 FAX (075) 873-2647
特定非営利活動法人 全国聴覚障害者情報提供施設協議会	理事長 小中 栄一	【事務局】 京都市聴覚言語障害センター気付 〒604-8437 京都府京都市中京区西ノ京東中合町2番地 TEL (075) 841-8337 FAX (075) 841-8312
全国ろう重複障害者施設連絡協議会	会長 渡邊 健二	【事務局】 特定非営利活動法人つくし内 〒463-0073 愛知県名古屋守山区守牧町19番地 TEL (052) 795-8264 FAX (052) 795-8264
全国高齢聴覚障害者福祉施設協議会	会長 酒井 亮介	【事務局】 社会福祉法人 三條会 老人ホーム「あすら や荘」気付 〒737-0161 広島県呉市郷原町2380番地160 TEL (0823) 77-0949 FAX (0823) 77-1207
一般社団法人 日本聴覚障害ソーシャルワーク協会	会長 稲 淳子	〒150-0011 東京都渋谷区東1-23-3 東京聴覚障害者自立支援センター気付 TEL (03) 5464-6058 FAX (03) 5464-6059
全国ろうあヘルパー連絡協議会	会長 廣田 しづえ	〒540-0012 大阪府大阪市中央区谷町5-4-13 大阪府谷町福祉センター4階 大阪ろうあ会館気付 TEL (06) 6761-1394 FAX (06) 6768-3833

全国聴覚・ろう重複児施設協議会	会長 渡邊 健二	〒464-0851 愛知県名古屋市中種区今池南30番の2号 川島第三ビル1-A TEL (052) 734-9015 FAX (052) 734-9211
一般社団法人 日本手話通訳士協会	会長 小椋 英子	〒112-0014 東京都文京区関口1-7-5 メゾン文京関口805号 TEL (03) 6906-8360 FAX (03) 6906-8359
一般社団法人 全国手話通訳問題研究会	会長 渡辺 正夫	〒602-0901 京都府京都市上京区室町通り今出川下ル 繊維会館内 TEL (075) 451-4743 FAX (075) 451-3281
社会福祉法人 全国盲ろう者協会	理事長 阪田 雅裕	【事務局】 〒162-0042 東京都新宿区早稲田町67番地 早稲田クローバービル3階 TEL (03) 5287-1140 FAX (03) 5287-1141
一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会	理事長 新谷 友良	〒162-0066 東京都新宿区市ヶ谷台町14-5 MSビル市ヶ谷台1階 TEL (03) 3225-5600 FAX (03) 3354-0046
特定非営利活動法人 全国要約筆記問題研究会	理事長 三宅 初穂	【名古屋事務所】 〒461-0001 愛知県名古屋市中区泉2-21-25 高岳院ビル4B TEL (052) 325-7070 FAX (052) 325-7071

(2016年9月30日現在)

聴覚障害児・者の地域生活支援の手引き「地域で生きる 拠点を創る」  
企画・編集委員

---

石野富志三郎 (いしのふじさぶろう)	一般財団法人全日本ろうあ連盟理事長
小中 栄一 (こなかえいいち)	特定非営利活動法人全国聴覚障害者情報提供施設協議会理事長
松本 正志 (まつもとまさし)	一般財団法人全日本ろうあ連盟前理事
大矢 暹 (おおやすすむ)	全国高齢聴覚障害者福祉施設協議会副会長
林 智樹 (はやしともき)	金城学院大学教授
柴田 浩志 (しばたひろし)	全国ろう重複障害者施設連絡協議会前顧問
廣田しづえ (ひろたしづえ)	全国ろうあヘルパー連絡協議会会長

執筆者一覧

---

石野富志三郎	はじめに
大矢 暹	第1章 第5章の3
小中 栄一	第2章の1
柴田 浩志	第2章の2 第4章
木村 公之	第2章の3 第5章の2
松本 正志	第3章
林 智樹	第5章の1 第6章

---

木村 公之 (きむらひろゆき) 全国ろう重複障害者施設連絡協議会副会長

聴覚障害児・者の地域生活支援の手引き  
「地域で生きる 拠点を創る」

2016年11月10日

編 集 聴覚障害児・者の地域生活支援に関する  
研究事業企画委員会

印 刷 新日本プロセス株式会社

編集・発行 一般財団法人日本ろうあ連盟

〒162-0801 東京都新宿区山吹町130

SKビル8階

電話 (03) 3268-8847

FAX (03) 3267-3445

<http://www.jfd.or.jp/>



本書は「みずほ福祉助成財団」の助成を受けて作成しました。  
本書の内容は一般財団法人全日本ろうあ連盟ホームページでも閲覧できます。